

東アジア海域の持続可能な開発戦略

- PEMSEA 10年の成果 -

平成 17 年 3 月

シップ・アンド・オーシャン財団 海 洋 政 策 研 究 所

協力:国土交通省総合政策局環境·海洋課海洋室

はじめに

2003 年 12 月、マレーシアで「東アジア海洋会議」が開催された。同会議は、東アジア海域における環境管理と持続可能な開発に関する各国、有識者等の連携協力の強化を目的に活動している「東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)」が、マレーシア政府、地球環境ファシリティ(GEF)、国連開発計画(UNDP)、国際海事機関(IMO)、シップ・アンド・オーシャン財団などの協力を得て開催したものである。同会議には、東アジア各国政府、海事関係の国際機関・団体、大学・研究機関、地方政府、企業、NGO、有識者、メディア等 450 人が参加した。

そのメインイベントのひとつである「東アジア海域の持続可能な開発に関する閣僚会議」には、黄海、渤海、東シナ海、南シナ海およびその周辺海域に関係する東アジア 12 カ国から閣僚級の代表が出席し、「東アジア海域の持続可能な開発のための地域協力に関するプトラジャヤ宣言」および「東アジア海域の持続可能な開発戦略(SDS-SEA)」を採択した。SDS-SEAには、東アジア海域の環境悪化に対する現状認識と環境管理の必要性、持続可能な開発にむけた具体的施策、その実施のために必要な政策および技術上の方法論が盛り込まれている。

本書は、SOF海洋政策研究所が PEMSEA の了解を得て、それらの日本語版を作成したものである。SOF海洋政策研究所は、日本財団の助成を受けて、東アジア海洋会議の企画・開催に協力し、日本政府を代表して同会議に出席した国土交通省の総合政策局環境・海洋課海洋室の協力のもと、本書の刊行をおこなうものである。なお、プトラジャヤ宣言については国土交通省が、SDS-SEA については当研究所が和訳した。翻訳に際して、国土交通省海洋室に助言および指導を賜ったことを申し添える。資料編として、PEMSEA の概要と日本政府ならびにシップ・アンド・オーシャン財団海洋政策研究所の対応に関する資料を掲載したので合わせて参照されたい。

財団法人シップ・アンド・オーシャン財団 海洋政策研究所

東アジア海域の持続可能な開発戦略

- PEMSEA10年の成果 -

- 総目次 -

はじめに

東アジア海域の持続可能な開発のための地域協力に関するプトラジャヤ宣言・・・・・・・	i
東アジア海域の持続可能な開発戦略(SDS-SEA)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
資料編······	113

PUTRAJAYA DECLARATION OF REGIONAL COOPERATION FOR THE SUSTAINABLE DEVELOPMENT OF THE SEAS OF EAST ASIA

We, Ministers from 12 coastal States of the East Asian regions, have gathered this day in Putrajaya to discuss policies and actions for achieving sustainable development of the Seas of East Asia.

The Vast resources in our coastal waters and Oceans are a priceless and unique feature of our region. Collectively, we are the caretakers of What is recognized as the world center for marine biodiversity. These natural assets are our food supply, a source of employment and livelihood, a medium for transportation, and a living web that links and influences social, cultural and economic behavior in our everyday lives. Our coastal and marine resources are more than natural commodities. They are pan of our history, and a safeguard to economic prosperity and peaceful and harmonious co-existence for present and future generations.

Unfortunately, the quality of this natural heritage continues to be eroded, as indicated by the ongoing degradation and destruction of habitats, diminishing fisheries, pollution of coastal waters, red tide occurrences, invasive alien species, and general loss of biodiversity. Progress across the region in overcoming these Common environmental problems has been slow relative to economic growth and development, despite the significant individual and collaborative efforts of national governments, international agencies, regional institutions and donor organizations. These problems will remain, unless national capabilities to meet Sustainable development requirements can be significantly enhanced.

Over the past 20 years, the governments and other stakeholders have made considerable efforts to address social, economic and environmental concerns within their national jurisdictions. There is a need to step up cooperative efforts amongst the countries of the region to tackle transboundary environmental and resource concerns.

東アジア海域の持続可能な開発のための地域協力に関する プトラジャヤ宣言 【仮訳】

我々、東アジア地域の 12 沿岸国からの大臣は、東アジアの海域の持続可能な開発を達成するための戦略及び活動を議論するために、本日、プトラジャヤに参集した。

我々の沿岸海域及び海洋域という巨大な資源は、我々の地域にとって、はかり知れない価値を持つ固有の特性である。我々は、集団として、世界の海域の生物多様性の中心地と認められる地域の管理を担っている。これらの自然的資産は、我々の食物供給源、雇用及び生計の源、交通の媒体であり、我々の日々の生活における社会的、文化的及び経済的な活動を結びつける生きた網でもある。我々の沿岸域及び海洋域の資源は、単なる自然の産物以上のものである。それらは、我々の歴史の一部であり、現在及び未来の世代の経済的繁栄や平和的かつ調和のとれた共存を守るための手段でもある。

生物生息域の質の劣化や破壊の進行、漁業の衰退、沿岸域の水質汚染、赤潮の発生、侵略的な外来種の侵入並びに生物多様性の一般的な損失に示されるように、こうした自然的資産の質は、不幸にも損なわれ続けている。これまで、各国政府、国際機関、地域機関及び援助機関が、単独にあるいは相互に協力して多大な努力をしてきたにもかかわらず、地域に共通するこれらの環境問題の克服に向けた地域全体の取組の進展は、経済成長や開発に比較すると、遅々としたものにとどまってきた。持続可能な開発という要請に応える各国の能力が著しく強化されない限り、これらの問題は今後も存在し続けるであろう。

過去 20 年以上にわたって、政府及び他の関係者は、それぞれの国法の管轄権の及ぶ範囲内において、社会的、経済的及び環境的問題への取組に関する相当な努力をしてきたが、国境を越えた環境や資源の問題への取組のための協力への努力をこの地域の国々の間で促進する必要がある。

Although multilateral environmental agreements have attempted to address these problems, there is a marked disparity among countries of the region in their capacity to respond to the challenges to sustainable development and to implement the relevant international conventions. The single-sector or single-issue approach, which is not uncommon in international instruments, has also failed to consider the interconnectivity economic sectors, among ecosystems. development and sustainable use of marine and coastal resources. As a consequence, the overall benefits to be derived from multilateral environmental agreements have not been fully captured in national development policies and implementation programmes.

The World Summit for Sustainable Development (WSSD), held in Johannesburg in August 2002, called all nations' attention to the challenges and inter-linkages between sustainable development and poverty alleviation, Participating countries adopted forward-looking Implementation Plans with specific commitments for water and sanitation, efficient use of energy, human health protection, agriculture, biodiversity and ecosystem management. Achieving WSSD development targets underscore the need to adopt a new paradigm of regional cooperation for addressing transboundary issues of common concerns integrating the social, economic and environmental dimensions of the problem into a Comprehensive development framework. The new paradigm framework shall be developed through stakeholder partnership arrangements and appropriate policy directions for regional cooperation -n promoting sustainable coastal and marine development, including the uses of living and non-living resources, maritime transport, tourism and others. While the role of national policies and development strategies is of paramount importance to facilitate sustainable development, it is recognized that domestic economies are now interwoven with regional and global economic systems. Therefore national policies and programmes of actions for sustainable coastal and marine uses should, where deemed appropriate by the individual East Asian countries, with due regard for national policy objectives, development goals, national and local circumstances, capabilities and available resources, be aligned to the global efforts as embodied in the relevant international conventions and agreements.

環境問題に関する多国間の合意がこれらの問題への対処を試みたにもかかわらず、持続可能な開発に向けた挑戦に対応するとともに関係する国際条約を実施するための地域内の各国の能力には著しい不均衡が存在している。単一分野又は単一問題に対するアプローチは、国際的手段において稀なものではないが、経済分野、生態系、社会的開発並びに海洋域及び沿岸域の資源の持続可能な開発の間の連携を考慮しないものであった。その結果、各国の開発政策の立案及び実行においては、多国間の環境分野の合意から得られるべき総合的な効果が十分に引き出されていない。

2002年8月にヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発に関す る世界サミット(WSSD)」は、すべての国に持続可能な開発と貧困の軽 減に向けた挑戦することと、その両者の間の相関関係に注目すること を要求した。参加国は、水、衛生、エネルギーの有効利用、人の健康 保護、農業、生物多様性及び生態系の管理に関する特別な約束を伴っ た、将来を見据えた「実施計画」を採択した。WSSD の発展目標を達 成するためには、国境を越えた共通の関連事項を取扱う地域的な協力 について、問題の社会的、経済的及び環境的な側面を総合的な開発の 枠組として統合していく新しいパラダイムを採択する必要性が力説さ れる。新しいパラダイムの枠組は、生物資源及び非生物資源の活用、 海運、観光その他の持続可能な沿岸域及び海域の開発の推進に関する 地域協力に関する関係者のパートナーシップの構築と適切な政策指針 の提示を通じて発展すべきものである。持続可能な開発を実施する上 での各国の政策及び開発戦略の役割は極めて重要であるが、他方では、 今や国内経済は地域的及び世界的経済システムに織り込まれたものと なっていると考えられる。したがって、持続可能な沿岸域及び海洋域 の利用に関する各国の政策と行動計画は、東アジアの各々の国がそれ を適切と考える場合には、各国の政策目標、国家及び地方の環境、能 力及び活用可能な資源状況に適切に配慮しつつ、関連する国際条約や 合意に具体化された国際的な努力と連携させる必要がある。

The emergence of the East Asia economic realignment offers new opportunities for cooperation among countries of the region, geared to achieving prosperity and a better future through individual efforts combined with vigorous multilateral action. In a common pursuit of national economic growth and regional competitiveness, our countries face a critical challenge to enhance the efficacy, coherence and consistency of national development policies and strategies for sustainable use of natural resources. In addition, we need to create, step by step, an enabling domestic environment that encourages partnerships, investment, capacity building, and information and knowledge sharing among our governments, as well as across levels of government and sectors of society.

From this perspective, we embarked jointly on the formulation of the Sustainable Development Strategy for the seas of East Asia (SDS-SEA).

The SDS-SEA addresses, amongst others, key concerns of our Coasts and oceans, providing a platform for cooperation at the regional, subregional, national and local levels, and for intergovernmental, interagency and intersectoral collaboration on:

- · WSSD targets for sustainable development;
- · Implementation of integrated ocean and coastal management approaches; and
- Action programs aimed at solving problems and deficiencies in ocean and coastal governance.

At the same time, the SDS-SEA facilitates synergistic actions to:

· Enhance maritime safety and protection of the marine environment from pollution and environmental damage caused by ships, including the introduction of invasive alien 東アジア経済の再団結の出現は、活発な多国間活動と結合した個々の国家の努力を通じて、繁栄とよりよい未来の達成を目指した地域内の国家間協力の新たな機会を提供する。ともに国民経済の成長及び地域的競争力を追及する中で、我々諸国は、天然資源の持続可能な利用のための国家レベルの開発政策及び戦略の有効性、一貫性及び整合性を高めるべき試練に直面している。さらに、我々は、政府間及び社会の構成員の間でのパートナーシップ、投資、能力開発、情報及び知識の共有を促進することを可能とする国内的な環境を段階的に創出していく必要がある。

以上のような観点から、我々は、共同で「東アジア海域の持続可能な開発戦略(SDS-SEA)」の策定に乗り出した。

SDS-SEA は、我々の沿岸及び海洋域に関する重大な関心事項等を反映したものであり、次の事項に関する地域、準地域、国家及び地方レベルの、また、政府間、組織間及び多部門間での協力基盤を提供するものである。

- ・ 持続可能な開発のための WSSD の目標
- ・ 海洋及び沿岸域管理手法の実行
- 海洋及び沿岸域管理に関する問題点や不足事項を解消 することを目指した行動計画

同時に、SDS-SEAは、次のことに関する相乗的な行動を促進するものである。

・能力開発、国際海事機関(IMO)モデル監査スキームの 自発的な適用並びに IMO 条約や PSC に関する東京 MOU 等の国際約束の実施を通じ、海上の安全の向上、 species, and oil and chemical pollution preparedness and response, through capacity building, voluntary application of the International Maritime organization (IMO) Model Audit Scheme, and the implementation of IMO conventions and other agreements, such as the Tokyo Memorandum of Understanding (MOU) on Port State Control;

- Protect the coastal and marine environment from land-based sources of pollution through the implementation of the Global Programme of Action(GPA) and the Montreal Declaration, with special emphasis on municipal wastewater, the Physical alteration and destruction of habitats and nutrients through efforts at all levels;
- · Significantly reduce the loss of marine biodiversity and maintain the productivity and biodiversity of coastal and marine ecosystems, species and genetic resources through the implementation of the Convention on Biological Diversity and Jakarta Mandate and other existing international conventions and programs of action; and
- Ensure that fish stocks are maintained or restored to levels that can sustainably support present and future generations through the application of the integrated coastal management (ICM) approach, ecosystem management, marine protected area designation and implementation of the Code of Conduct for Responsible Fisheries and other Food and Agriculture Organization(FAO) and Law of the Sea instruments including measures against unsustainable fisheries practices.

The SDS-SEA provides a strategic approach to developing and managing marine and coastal resources in a sustainable manner, with utmost consideration to the different uses, perceptions of value, and priorities that national governments and other stakeholders place on 侵害的な外来種の伝来を含む船舶による海洋環境の汚染及び海洋環境の損害の防止並びに油や有害化学物質 汚染への準備及び対応を行うこと。

- ・ 都市下水、生息地の物理的変更及び破壊並びに富栄養化を特に強調した、地球行動計画(GPA)及びモントリオール宣言の実行を通じた、あらゆるレベルでの努力により、陸上発生源の汚染から沿岸域及び海洋域の環境を保護すること。
- ・ 生物多様性条約、ジャカルタ・マンデートその他既存の 国際条約及び行動計画を実行することを通じて、海洋生 物多様性の損失を著しく減少させるとともに、沿岸域及 び海洋域の生態系、生物種及び発生学的な資源の生成及 び生物多様性を維持すること。
- ・ 統合沿岸域管理手法 (ICM) の適用、生態系の管理、海 洋保護地域の設定並びに「責任ある漁業のための行動規 範」その他持続不能な漁業行動を抑止する国際連合食糧 農業機関 (FAO) 及び海洋法に関する規則の実施を通じ、 現在及び将来の世代を持続可能な形で支えることがで きる漁業資源の水準の維持及び回復を確保すること。

SDS-SEA は、海洋及び沿岸資源について、関係国の政府及び当該資源に依拠する他の関係者に対し、それらの資源の異なる利用方法、価値観及び優先順位を最大限考慮しつつ持続続可能な方法によって開発・管理するための戦略的手法を提供する。SDS-SEA は、より効

such resources. By employing integrated approaches to more effectively implement international conventions, the SDS-SEA aims to harness resources and strengthen synergies and linkages in capacity building and to mobilize all stakeholders-including government agencies, international organizations, donors, financial institutions, the private sector, non-government organizations(NGOs), scientists, academe, communities and other members of civil-society- to discharge their social responsibilities and actively contribute to sustainable development programmes. At the local level, the SDS-SEA provides directions and approaches for the authorities and stakeholders to act on and resolve local environmental and natural resource issues that have national, regional and global significance, to identify and promote opportunities for environmental investments, and to facilitate sustainable financing options.

We recognize the benefits of working together, and firmly commit ourselves to regional cooperation and collaboration. To this end, we agree to adopt the Sustainable Development Strategy for the Seas of East Asia as a common platform for regional cooperation, and as a framework for policy and programme development and implementation, at the national and local level, on a voluntary basis, where deemed appropriate by each concerned individual state within the East Asian region, without imposing legal obligations or prohibitions.

We thank Malaysia for her hospitality and tremendous efforts in making our Forum a success.

Adopted at the East Asian Seas Congress 2003, Putrajaya, 12 December 2003, in a single copy in the English language.

果的に国際条約を実施する統合的な手法を採用することにより、資源の利用、能力開発における相乗作用及び連携を強化し、政府機関、国際機関、援助機関、基金、民間部門、NGO、科学者、学識者、地域社会及びその他の市民社会の構成員を含むあらゆる関係者を結集させ、社会的責任を貫徹させるとともに、持続可能な開発プログラムに積極的に貢献させることを目的としている。地方レベルにおいては、SDS-SEA は、行政当局及び関係者に対し、国家的、地域的及び世界的な重要性を持つ地方の環境及び自然資源問題について行動し、解決するための指針や手法を提示し、環境投資の機会の明確化及びその促進を図るとともに持続可能な資金調達手法を可能とするものとなる。

我々は、共働することによる恩恵を認識しており、地域的な協力を 強く約束する。この目的のため、法的拘束力や禁止効果を有せず、東 アジア地域の関係各国がそれぞれ適切と考える場合に、自発的に、国 及び地方レベルでの、共通の地域協力の基盤や政策及び計画の策定及 び実行のための枠組とすべきものとして、「東アジア海域の持続可能 な開発戦略」を採択することを合意する。

我々は、マレーシア政府に対し、その歓待とこの会合を成功させる ための多大な努力に対し感謝する。

2003 年 12 月 12 日、プトラジャヤの 2003 年東アジア海洋会議にて、 英語により 1 通を作成し、採択した。 Hon. Date Seri Setia Dr. Awang Haji Ahmad bin Haji Jumat

Minister of Development Brunei Darussalam

H.E. **Br. Mok Mareth**Minister for the Environment
Cambodia

Hon. Wang Shuguang

Administrator State Oceanic Administration The People's Republic of China

Hon. Chae Tu Yong

Deputy Minister
Ministry of Land and Maritime Transportation
Democratic People's Republic of Korea

Malaysia

Minister of Science, Technology

and the Environment

Hon. Dato' Seri Law Hieng Ding

Hon. Elisea G. Gozun

Secretary of Environment and Natural Resources
Philippines

Hon. Chang, Seung-Woo

Minister of Maritime Affairs and Fisheries Republic of Korea

Hon. Loh Ah Tuan

Director-General, Environmental Protection Division and Acting CEO

National Environment Agency

Singapore

Hon. Aboejoewono Aboeprajitno

Special Assistant to the Minister of Environment for Global Environment Affairs Indonesia

7(6) ¹2

Hon. Hayao Hora
Vice Minister for Transport and International Affairs
Ministry of Land, Infrastructure and Transport
Japan

Hon Nikorn Chamnong

Deput Minister
Ministry of Transport
Thailand

Hon. Dr. Pham Khoi Nguyen

Senior Deputy Minister

Ministry of Natural Resources and Environment Vietnam

ブルネイ・ダルサラーム国 開発省 大臣 Dato Seri Setia

カンボジア王国 環境省 大臣 Mok Mareth

中華人民共和国 国家海洋局 局長 Wang Shuguang

朝鮮民主主義人民共和国 国土海上交通部 副大臣 Chea Tu Yong

インドネシア共和国 環境省 大臣特別補佐官 Aboejoewono Aboeprajitno

日本国 国土交通省 国土交通審議官 洞 駿

マレーシア 科学技術環境省 大臣 Dato' Seri Law Hieng Ding

フィリピン共和国 環境天然資源省 大臣 Elisa G. Gozun

大韓民国 海洋水産部 長官 Chang Seung-Woo

シンガポール共和国 国家環境庁 環境保護局 局長 Loh Ah Tuan

タイ王国 運輸省 副大臣 Nikorn Chamnong

ベトナム社会主義共和国 天然資源環境省 上級副大臣 Pham Khoi Nguyen

東アジア海域の 持続可能な開発戦略(SDS-SEA)

WSSD が沿岸および海洋域に求めた地域実施

この文書は、東アジア海域に関係する各国および関係者とともに PEMSEA によって起草され、準備された。

共同制作者

地球環境基金 (GEF)

国連開発計画 (UNDP)

国際海事機関 (IMO)

東南アジア国家連合(ASEAN)

国連食糧農業機関 (FAO)

国連教育科学文化機関政府間海洋学委員会 (IOC/UNESCO)

国連環境計画—陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画調整事務所(UNEP—GPA) 世界銀行

アジア太平洋環境ジャーナリスト連盟(APFEJ)

コンサベーション・インターナショナル (CI)

財団法人シップ・アンド・オーシャン財団 (SOF) 日本

ウエットランド・インターナショナル アジア地域事務所

国際自然保護連合 (IUCN) アジア

世界魚類センター

世界資源研究所(WRI)

世界自然保護基金(WWF)

原文書誌:

PEMSEA (Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia). 2003.

Sustainable Development Strategy for the Seas of East Asia: Regional Implementation of the World Summit on Sustainable Development Requirements for the Coasts and Oceans. PEMSEA, Quezon City, Philippines.

ISBN 971-92799-2-3

コメント等の送付先:

Regional Programme Director

GEF/UNDP/IMO Regional Programme on Partnerships

in Environmental Management for the Seas of East Asia

P.O. Box 2502, Quezon City 1165

Philippines

Tel. (632) 920-2211

Fax (632) 926-9712

E-mail: info@pemsea.org

www.pemsea.org

内容一覧

```
図表一覧 4
頭字語一覧 5
用語集 7
戦略の概観 9
序文 10
東アジア海域 15
 東アジア海域 16
 東アジアの人 19
 東アジアの経済発展 20
 東アジア海域の環境 22
 東アジア海域の価値 23
 沿岸域の重要性 24
 現在の傾向の悪影響 26
 貧困と環境 27
 越境的問題 30
対応 33
 東アジア海域のための新たなパラダイム 34
 共通ビジョン 35
 使命 36
 戦略の枠組み 37
 求められる変化 38
戦略 41
 戦略の基盤 42
 戦略の実施 43
 戦略をいかに実施するか 45
 戦略的行動に関する声明 46
 一般原則 48
 共通ビジョン達成のための戦略的アプローチ 49
 持続する 50
 保存する 56
 保護する 62
 開発する 72
 実施する 82
 伝える 88
戦略のモニタリング 93
参考文献 101
付録 104
```

図表一覧

表

東アジア海域の主な河川流域 18 人口および沿岸域 19 社会経済指標 21 生態系の自然の役割 22 東アジア海域の価値 23 危機に直面する東アジアの生態系 51 海洋生物多様性の地域比較 52 国際条約の統合的実施のための行動計画 108 海洋汚染に関する国際条約の批准状況 110 海洋環境に関する国際条約および協定の批准状況 111 义 東アジア海域 17 貧困と環境 28 東アジアにおける国内起因の BOD 31 東アジアにおける石油タンカーのルートと石油流出のパターン 32 共通ビジョン達成のための戦略的アプローチ 49 地球の海洋生物多様性の中心 52 東アジアの沿岸生息地:現状と脅威 60 環境のリスク評価/リスク管理、リスク・コミュニケーション 63 有害・有毒プランクトン赤潮 65 汚染のホットスポット 68 廈門における海域利用ゾーニング体制 73 統合的沿岸域管理(ICM) 77 準地域的な成長区域 79 東アジアの沿海大都市 79 海洋電子ハイウェイ 91 国際条約の統合的実施のネットワーク 107

頭字語一覧

ADB アジア開発銀行

APECアジア太平洋

APFIC アジア太平洋漁業委員会

ASEAN 東南アジア国家連合

CBD 生物多様性条約(1992年)

CITES ワシントン条約(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条

約) (1973年)

CLC 油濁損害に関する民事賠償責任に関する国際条約 1969 及び 1992 年議定書

DPRK 朝鮮民主主義人民共和国

EAS/RCU 東アジア海地域調整ユニット

EIA 環境影響評価

ESCAP アジア太平洋経済社会委員会

FAO 国連食糧農業機関

FUND 国際油濁損害賠償補償基金の設立に関する国際条約 1971 及び 1992 年議定書

GESAMP IMO/FAO/UNESCO/WHO/IAEA/UN/UNEP の海洋汚染の科学的

側面に関する専門家グループ

GEF 地球環境ファシリティ

GPA 陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画

HABs 有害・有毒プランクトン赤潮

HNS 危険物質及び有害物質の海上輸送に伴う損害についての責任および補償に関

する国際条約(HNS条約)

ICM 統合的沿岸域管理

IMO 国際海事機関

ISO 国際標準化機構

IOC/WESTPAC 国際海洋学委員会西太平洋小委員会

IT 情報技術

IUCN 国際自然保護連合

LME 大規模海洋生態系

MARPOL73/78 船舶等からの海洋汚染の防止に関する 1973 年条約

及びその一部改正に関する 1978 年議定書

NGO 非政府団体

OPRC 油汚染に対する準備・対応及び協力に関する国際条約(1990年)

ODA 政府開発援助

PEMSEA 東アジア海域の環境管理のパートナーシップに関する GEF/UNDP/IMO

地域プログラム

PPP 公共部門と民間部門のパートナーシップ

RCF 地域協力に関する枠組

ROK 大韓民国

SDR 特別引出権

SEAFDEC 東南アジア漁業開発センター

UN 国際連合

UNCLOS 海洋法に関する国際連合条約(1982 年)

UNDP 国連開発計画

UNEP 国連環境計画

UNFCCC 国連気候変動枠組条約(1992年)

WRI 世界資源研究所

WSSD 持続的開発に関する世界サミット

WWF 世界自然保護基金

用語集

- 市民社会(Civil society) —沿岸および海洋域に直接的または間接的に関係する特定の目的のために活動する国家的または地域的に組織され、営利を動機としない社会のグループについての総称。NGO、環境保護、提言団体、市民団体、地域住民の団体、マスメディア、宗教団体のほか、実在する資源の利用者、土地所有者、その土地固有のコミュニティ等のより組織化の度合いの低いグループを含む。
- 沿岸および海洋域(Costal and marine area) 陸においては海に影響を与え海が陸と影響しあう地点から始まり、海においては人間活動が影響をおよぼすところまでの空間と資源。
- 共同体 (Community) 特定の地域における人々もしくは当事者で、公式に組織されたものでないがある特定の問題に関連して特別に共通の関心をもつもの。
- **企業責任(Corporate responsibility)** ー法人もしくはビジネスをおこなうことを目的として組織されたグループがもつべき、コミュニティや、影響が及ぶ全てへの関係者に対する義務と説明責任。
- 経済的手法(Economic instruments) ー経済的手法のことで、価格指標を通じて働く市場にもとづくインセンティブの形をとったメカニズムで、それによって代わりとなる行動の利益やコストに影響を及ぼし、環境にとってより優れた選択肢が選ばれるよう、個人や企業、政府の決断や行動に影響をおよぼす。法規制的なメカニズムの代替的なもしくは補足的な方策として策定される。
- 生態系管理(Ecosystem management) 一人為的な活動や利用を制御するため、環境との相互作用を認識し、生態系からのシグナルに応えながら生態系の価値と利用を管理すること。
- 環境効率 (Eco-efficiency) あらゆる活動における効率的な資源やエネルギー使用。
- エコツーリズム (Ecotourism) -環境や文化的資源に重点をおいた観光事業で、通常、自然保護のテーマに基づいている。
- 環境リスク評価 (Environmental risk assessment) —自然環境を経由して目的物に到達する人間 活動から生じるあらゆる要素によって、人間の健康や生態系におこりうる害の可能性を評価す るプロセス。
- 環境リスク管理 (Environmental risk management) —環境リスク評価のプロセスをとおして特定された環境問題に対処するために、一定の管理措置を適用すること。
- 統合的沿岸域管理 (Integrated coastal management) —沿岸域における複雑な管理問題に対処するために、統合された全体的な施策や、相互作用的施策立案過程において用いられる自然資源と環境管理の枠組み。
- **陸上活動(Land-based activities)**—第一義的に陸で発生する諸活動。
- 大規模海洋生態系(LMEs, Large marine ecosystem)—河川の流域や河口域から、大陸棚や沿岸流の縁辺に至るまでの沿岸域をまたぐ海域空間。湧昇流域、半閉鎖性海域、西太平洋の海域境界の浅い大陸棚生態系、サンゴ礁域、大陸棚—河口三角州—河川汽水域(海水と淡水の混合域)を含む。
- 地方政府(Local government) —より大きな行政単位、すなわち国や郡の一部を構成する特定の 地理的区域内の住民と財産にかかわる法制的、行政実務的権限を行使する政治機構。
- **国家政府 (National government)** —単一であれ、連邦制であれ、一つの国において、立法、行政、司法にかかわる権限を行使する政治機構。
- NGO (Non-governmental organization)—NGO。非営利のグループまたは団体のことで、法制上の政治構造の外側で、特定の社会目的実現のため、もしくは特定の構成員に対するサービスのためのグループや組織。

- その他の湿地(Other wetlands) ーラムサール条約によって規定された、沿岸域のサンゴ礁やマングローブや藻場ではない湿地。(沼地、沼沢地、泥炭地、または自然のものであれ人工のものであれ永続的または一時的に水塊が滞留するか、流れるか、淡水・汽水・もしくは海水の水域で、低潮時に水深 6m を超えない海域)
- **高度汚染地域(Pollution Hotspots)** ー汚染負荷が高く、海洋・沿岸域の生態系に重大な影響や、 公衆衛生上の脅威をもたらしている区域。
- 海洋環境汚染(Pollution of the marine environment) 人間による直接的・間接的な、物質やエネルギーの海洋環境(河口を含む)への導入で、これによって生物資源や人間の健康への害、漁業を含む海での活動の阻害、海水の利用上の質の低下やアメニティの減少のような負の影響をもたらすもの。
- 民間部門 (Private sector) 営利を目的としたビジネスを行う人々や組織体の総称。
- **受入施設(Reception facilities)** -港湾における船からの廃棄物を適切な形で投棄する際の受け 入れ施設。
- 地域メカニズム (Regional mechanism) -本地域内の国家間で構造的枠組みを与えられた措置であって、沿岸・海洋環境に関する諸問題に対処するための、共通的、統合的、協力的、調整的に実施される目的で発効される法的措置に基づくものと、もとづかないものとがある。
- **資源利用(Resource use)**—沿岸と海洋の生物資源の持続可能な利用と保護および非生物資源の管理などを含む、東アジア海域の天然資源の利用のすべて。
- 海洋活動 (Sea-based activities) 第一義的に海で発生する活動や現象。
- 半閉鎖性海域(Semi-enclosed sea) 他の海域または大洋と狭い出口でつながっていて 2 以上の国に囲まれた湾、入り江、または海域、もしくは全体として、または第一義的に、2 以上の沿岸国の領海または排他的経済水域からなっている海域。
- 特別引出権(Special Drawing Rights)—IMF の通貨単位および他の多くの国際機関にとっての通貨単位の基礎として流通している人為的な「バスケット」通貨。
- (利害)関係者(Stakeholders) —沿岸および海域に関連する施策、活動または現象に対して、または、によって直接もしくは間接的、積極的もしくは消極的に影響を受ける、もしくは、与えるような人々または当事者の総称。
- 戦略的環境影響評価(Strategic Environmental Assessment)—国、地域、準地域または業種別の各レベルにおける環境アセスメント。
- **準地域的な成長区域(Subregional growth area)**—通常、2以上の国または管轄権者のもとで連続しているか重複している地域であって、規制緩和された経済活動や投資が可能な、それらの国や管轄権者間の合意によって統括されている地域。
- **準地域的海域(Subregional sea)**—地理的に1つの管理区域をかたちづくるが、政策的に2つ以上の管轄権が及ぶ海洋の環境の比較的広い区域。
- **持続可能な開発(Sustainable development)**—自然資源の生産や高いレベルでの環境の質の継続性を確かなものとする開発のことで、それによって、将来世代のニーズに妥協することなしに現在のニーズに合致する経済成長をもたらす開発のこと。
- 持続可能な資金供給(Sustainable financing) —計画、プロジェクト、活動、または一連の環境管理措置のための持続可能な資金を供給するための、財源の確保および配分のメカニズム。
- **境界を越える / 越境的 (Transboundary)** —国や州、もしくはほかの行政機構の管轄区域を超えて動くこと。

戦略の概観

「戦略」の構成は次のとおりである。

「序文」には、戦略の作成の背景となる情報、目的、哲学およびアプローチを示す。

「東アジア海域」には、沿岸域および海域の基礎情報、それに関連する問題と課題、そして当該地域内の国々による協力の必要性を示す。それ以外のトピックスについてはテキストボックスの形で盛り込む。

「対応」には、地域内にある共通の問題に対して、各国が、個々にあるいは共同して対処する 方法を示す。同時に、行動に必要な"共通ビジョンと使命"および"統合管理のアプローチと枠組" を明らかにする。

「戦略」は、この文書の中心となる部分である。ここでは特定の戦略および行動計画を記述したうえで、地域、国および地方による持続可能な開発、ならびに沿岸および海域管理に関する全体的視野に立った統合的な視点を示す。

最後の「戦略の監視」では、戦略の実施状況を監視するための多くの留意事項を示す。

「文献」では、SDS-SEAの中に含まれる情報源を記述する。

「付録」では、SDS—SEA の基礎となる国際的および地域的な条約、協定、行動計画を一覧表にする。また、国と国の合意についても論じる。

序文

2000 年 7 月に大連で行われた東アジアの 11 ヶ国による政府間会議で、東アジア海域における持続可能な開発戦略(以後、「戦略」)を準備することが採択された。その 11 ヶ国とは、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア、中国、朝鮮民主主義人民共和国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、大韓民国、シンガポール、タイ、ベトナムである。日本も参加した 2002 年 3 月の PEMSEA 政府間会議では、原則として「戦略」が承認され、国、地域、国際的なそれぞれのレベルにおいて取り組むことが合意された。これは、関係各国その他関係者が 3 年間にわ



たって、協議とあらゆるレベルにおけるコンセンサス形成に取り組んだ共同努力の所産である。

「持続可能な開発戦略」とは何か?

本文書で扱う持続可能な開発戦略とは、東アジア海域の持続可能な開発を達成するための実行上の手法ならびに適用可能な原則と、関係する地域的あるいは国際的行動計画、合意、規則をとりまとめたものである。「戦略」は、関係国および関係者に対し、新たに法的な義務を負わせることなく、既に取り交わされた約束を、統合的かつ包括的な形で実施していくための地域的枠組である。また、社会、文化、経済および環境問題の関連性に焦点をあて、各々の国あるいは利害関係者が、東アジア海域のあり方についての、共通ビジョンおよびその実現のための方策を具体化させるものである。「戦略」は、特定の国、国際機関、あるいは部門の利害関係を考慮するものではなく、地域的な視点、原則およびガイドラインを踏まえたうえで、個々の主体がそれぞれの役割を果たし、強化し、そして共通の課題や関心事への協力を示すものである。

持続可能な開発戦略とは、"計画的アプローチ"および"国や関係者とのコンセンサス"などの考え 方を基礎とするものである。特に必要性、本質、目的、基礎的役割および機能、適用範囲、必要 不可欠な要素に留意している。

なぜ「持続可能な開発戦略」は必要なのか?

持続可能な開発戦略は、環境および資源の統合管理と持続可能な利用のための実施手法を提示するものであり、それを通じて次のような効果が期待できる:

- ・ 政府機関、非政府機関、民間部門、およびその他の関係主体の間に地域的なパートナーシップが構築されること
- ・ 国や利害関係者に対して、指針、参照、そして例えば国、地方、民間が必要とする開発戦略や実施計画を提供することができること
- ・ それぞれの国およびその他の関係者に対して、国、地方および各部門の要望を満たすため の戦略、政策および実施計画の指針、参考事項および事例を提供すること

- 10 年間のデモンストレーションおよび活動を通じて、持続可能で効果的であることが実証されている開発手法と方法を提供すること
- ・経験、知識、技術、技能の共有と移転を促進するとともに、当面は社会経済的開発の段階 が異なっている国の間の相互支援を促進すること
- ・ 関係する資金機関や援助機関に対し、支援と協力を促すとともに、持続可能な沿岸および 海洋域の開発のための持続的な資金調達メカニズムや投資機会の創造を促進すること

その適用範囲は?

この戦略文書は、農業、工業、サービス業などの個々の産業分野の問題に焦点をあてる意図はない。そのような問題は、部門別の方針や計画の問題に分類されるものだからである。「戦略」の内容は環境保護や環境管理のいずれにも限定されない。むしろ、環境と開発の両部門をまたがる問題に焦点をあてた管理手法、および東アジア海域の持続可能な開発にとっての制約となっている行政的あるいは法的枠組みを越える課題や効果を提示するものである。具体的には次のような問題を取扱う。

- ・ 東アジア海域に関係する経済開発、社会開発および環境保護の相互関係
- ・ 貧困の解消、持続可能な生活設計、自然災害に対する脆弱性の減少、長期的安全性、経済 成長、人類、生態系および天然資源基盤の健全性並びに
- ・ 地域における持続可能な開発に関する部門間、機関間、政府間、プロジェクト間のパートナーシップ

森林伐採、大気汚染のような関連問題は直接的には扱われていないが、「戦略」の履行によってもたらされる社会的認知、地域的協力、主体自身の意識向上が、そのような問題解決に寄与するであろう。

持続可能な開発戦略の適用範囲は、どんな個々の国際的仕組や地域的計画よりも広い。その実施は、中央政府、市民社会、東アジア国家連合(ASEAN)、アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)、国連環境計画/東アジア地域調整ユニット(UNEP EAS/RCU)、国連食糧農業機関/アジア太平洋漁業委員会(FAO/APFIC)、国際海洋学委員会西太平洋小委員会(IOC-WESTPAC)、国連開発計画/地域協力に関する枠組み(UNDP/RCF)のような地域機関を包含した新しい種類のパートナーシップの構築につながるだろう。また「戦略」は、過去に行われた、あるいは現存する国内、地域内、国家間の活動努力、そして国連機関、国際プログラム、国際プロジェクト、政府開発援助(ODA)計画などの活動努力、または世界自然保護基金(WWF)や国際自然保護連合(IUCN)のような国内外のNGOが行ってきた努力がもたらした経験や教訓に組み込んでいる。

戦略は地域の国のなかの社会経済的、政治的を考慮している。その実施は資源を共有し、共に活動するという共通の目標を持つ戦略的パートナーシップの構築を可能にする。

戦略は、戦略的、プログラム的、問題解決志向的なアプローチを採用し、政治的および管理上の干渉に対して効果的に対応できるようにする。また、各国の能力や資源によって変化する計画の実施について、長期的な視点を採用している。

「持続可能な開発戦略」はどのようにして採択されるのか?

戦略文書の草案は、長期間にわたる包括的な協議および承認プロセスを経て作成されたものである。そのため、政策立案者、天然資源や環境の管理者、学識者、民間部門、市民社会、国際機関、政府間財源機関などを含むさまざまな利害関係者や沿岸および海洋環境に関心を持ち、持続可能な開発という考え方を支持する人々の間において活発な討論があった。その結果として、合意が形成され、パートナーシップが構築されたのである。加えて、共同制作者として列挙されている主体を含め、政府間組織や多国間金融機関の目的を体現するという視点からも、協議が進められている。東アジア海域の保全に向けて、決然かつ積極的に行動する意思のある者は、皆パートナーである。

戦略文書の案は、上級政府職員会合を通じて見直され、洗練され、閣僚級会合に提出される。 各閣僚は、地域全体として、また、個々の国として採択し、国家ごとの開発計画の目的、各国および関係者の能力および固有の状況を考慮しつつ、国家戦略、地域、準地域、国家および地方の各レベルにおける行動計画の検討や実施を約束するものとなる。

何年もの間、私たちは、国民的関心事としての環境問題を国やそれぞれの部門の最高責任者の手に委ねてきたし、多国間の関心事にかかわるそうした問題を国連のような国際的な団体に委ねてきた。しかし、グローバル化の到来や地域経済の再編成とともに、このような二つのレベルに分かれた部門別手法はもはや効果的ではなくなってきた。東アジア海域が直面している環境問題を解決するためには、地域、国家、地方レベルにおいて多層的かつ多部門にわたる統合的手法が必要である。

東アジア海域の持続可能な開発に関するガバナンス

持続可能な開発戦略は、地域の海域および沿岸域の資源に関するガバナンスを次のようなことを通じて強化するだろう。

- 1.以下を目的とした、国境や地域を越えて環境や資源を利用するための協力や協同に対する機能的な体制
 - ・ 地球環境問題における政府間の協働の促進
 - ・UNEP Regional Seas Programme、IOC/WESTPAC、FAO/APFIC のような国連の機関、またはASEAN、ESCAP、UNDP/RCFのような地域的な行動計画、またはSEAPOL、WWF、IUCNのような地域的または国際的なNGOs、あるいは世界銀行、アジア開発銀行のような国際的な金融機関の相互作用と連携の強化
 - ・ 民間部門、NGOs、学界、地域社会、その他の市民社会構成員の積極的な参加の奨励
 - ・ 環境投資の機会の特定と開発、持続的な融資構造の促進
- 2.以下による、地域レベルで環境や自然を利用できるようにする統合的手法
 - ・ 多国間の環境協定における相互作用の関係強化
 - ・ 政府と政府間組織や、部門を越えたパートナーシップの強化、そして費 用対効果の高い実施を伴う多国間環境協定の確立
 - ・ 例えば情報システム、情報交換、ネットワークそして能力構築プログラムの共有などによる人的、財政的資源の効率的な利用
 - ・ 地域的、国家、地方レベルにおける全体的な統合的環境管理計画のワーキングモデルの構築
- 3.以下を通じた、持続可能な開発の戦略の実施に伴う変化の文書化、評価および計画のさらなる洗練
 - ・統合的な環境の監視と報告
 - ・ 生態系管理の知識の向上や持続可能な経済発展に寄与する科学的な調査
 - ・ 国や地方レベルにおける南南協定、知識の活用、革新、技術と実践

東アジア海域







東アジア海域

東アジア海域は、中国、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国、日本、フィリピン、インドネシア、ブルネイ、マレーシア、シンガポール、タイ、カンボジア、ベトナムに面している。

その地域は、台風、黒潮、高度回遊性魚類などの大規模な大気的、海洋的、生物学的諸現象と関連する大規模海洋生態系(LMEs)、準地域的海洋、沿岸域およびそれに関連する河川流域を含んでいる。

世界の海岸や海洋の状態は悪化してきている。数十年前に確認された問題の大部分は、いまだ解決されておらず、さらに悪化しているものもたくさんある。海洋や海岸の伝統的な利用ーまた、人類がそこから得てきた恩恵ーは大きく損なわれつつある。

GESAMP 2001, A Sea of Troubles

この中で東シナ海、黄海、南シナ海、スールー・セレベス海およびインドネシア海の5つの大規模海洋生態系は、環境面でも経済面でも特に重要である。

これら5つの大規模海洋生態系は、半閉鎖性であり、かつ、相互に連結している。それは、戦略的かつ世界的な重要性を有し、地質学的にも独特な国際水系である。

- 東シナ海は、たくさんの浮魚類に産卵場や成育場所を提供する浅い沿岸水域である。
- 北朝鮮と中国と韓国で資源を共有している黄海は、複雑な海洋学的条件のために、独特の 海底地形や複雑な生物相を有している。黄海北部には渤海があり、南部では東シナ海とつ ながって、連続的な海洋循環システムを形成している。
- インドー西太平洋の海洋生物・地理区の中にある南シナ海は、長い間、浅海域や熱帯域の 生物多様性の世界的中心域として認識されてきた。南シナ海は、北は中国、東はフィリピン、南はマレーシア、シンガポール、インドネシア、ブルネイ・ダルサラーム国、西はタイ、カンボジア、ベトナムと隣接している。
- スールー・セレベス地域は、世界で最も生物多様性に富む海洋環境の一つである。この海域は、マレーシア、フィリピン、インドネシアに囲まれている。
- インドネシアの島々(それゆえ全体としてその管轄圏内にあるが)の間には、大きな熱帯 海洋生態系が形成されるインドネシア海がある。インドネシア海は、近接した国々(オー ストラリア、フィリピン、マレーシア)が高度回遊性魚類資源(マグロ、サバ、ムロアジ など)を分け合い、底生魚や浮魚を含む非常に多くの生物多様性を支えているという事実 からもその重要性の一端が現れている。

南北太平洋が起源の主要な海流は、アジア大陸の東側を流れている。これらは、高い生産性に 寄与する湧昇流海域をもたらしている。これらの海流は、沿岸・海洋生物の幼稚仔を広範囲へ分 散させる役割を担っている。さらに、赤道からの温かい海水を含むこれらの海流は、東アジア海 域のサンゴの豊かな成長にも影響している。



図 東アジア海域

生態学的に非常に重要である東アジア 海域に注ぎ込む河川システムとは、

世界的に見ても独特な湖・河川システム(メコン川ートンレサップ川ー Great Lake システム)と、世界でもっとも生産力があり多様化した淡水生態系の一つを成していて世界的に重要な湿地帯や浸水した森林を包含するメコン川。

表 東アジア海域の主な河川流域

East Asian Seas' major river basins.

Major seas	Related	river basins
of East Asia	Area (km²)	Population
Bohai Sea	1,400,000	445,000,000
Yellow Sea	502,000	230,000,000
East China Sea	1,820,000	510,000,000
South China Sea	2,524,960	268,182,000
Total	6,246,960	1,453,182,000

- 貿易や輸送の主要な手段としての役目を果たすアジアでもっとも長い河川である長江。長 江は東シナ海に流れ着く前に、中国の中で人口密度が高く経済的生産力のある地域を横切 る。
- 中国で2番目に長い河川である黄河。黄河は、渤海に到達する前に、人口密度の高い華北 平原を通っている。その平原も中国で最も重要な農業地域の一つであるが、黄河の壊滅的 な洪水に定期的に苦しんでいる。
- 東南アジアでもっとも大きな分水界の一つである紅河流域は、中国の雲南省を源とし、ベトナムを通り抜け、南シナ海へ流れ出て、そこで大規模な三角州を形成する。紅河下流の三角州地帯はベトナムで最も人口密度が高い地域であるため、紅河の上流域と下流域の両方でたびたび起こる深刻な洪水や乾季における塩害の問題は、国家経済に影響を与える。

東アジア海域の河川流域圏は、約 625 万平方キロメートルで、そこには約 15 億人が居住している。また、東アジア海域は多数の河川の集水域でもあるため、同海域の健全性は河川流域とそこでの人間活動から著しく影響を受ける。



東アジアの人口は現在 19 億人で、2015 年には 30 億人に達すると見込まれている。そのうち約 77%の人々(カンボジアと中国では 24%、韓国、フィリピン、シンガポールでは 100%と幅がある)が海岸から 100km 以内の地域で生活をしている。

この地域は、急速な人口増加とともに高度に都市化されている。東南アジアの人口も全体として、急速に田舎から都市へと移動している。都市に暮らしている人口は、1994年には、東アジアの人口の34%であり、年平均2.5%の割合で増加し、2025年までには人口の54%あるいは14億人になると予測されている。これは世界の都市人口

増加率の29.43%を占めることになる。

沿岸の集落は、今では世界で最も多くの人口を占めるほどの大都市に発展してきた。世界で人口の多い上位 20 都市のうち、6 都市が東アジアにある。今後 50 年のうちに、東アジアのより多くの都市がこの数に加わると予測されている。

地理的条件のために、東アジアの人々の大部分が海洋からの食糧生産に依存している。世界の漁獲量の4分の1は 東アジアによるものである。

東アジアには、漁民が 1,000 万人いて、生計の大部分を 漁業関係に依存している人々が 5,000 万人いる。東アジアの人々の動物性蛋白質摂取量の 28%は 魚介類によるものである。

人口密度が高く、多くの人々が氾濫源や低地の沿岸地域に住んでいるため、東アジアは自然災害が多く、人々の生活が冒されやすい状況にある。

Country	Coastline (km)	Population (millions)	Coastal population (% within 100 km of the coast)	Average annual population growth (%)
Brunei Darussalam	161	0.30	99.9	2.4
Cambodia	435	12.49	23.8	2.2
China	32,000	1,287.75	24.0	0.9
DPR Korea	4,009	23.15	92.9	0.9
Indonesia	81,290	206.26	95.9	1.4
Japan	29,020	127.00	96.3	0.2
Malaysia	9,323	24.31	98.0	2.0
Philippines	18,000	79.94	100.0	2.1
RO Korea	11,542	46.14	100.0	0.8
Singapore	268	4.16	100.0	1.4
Thailand	2,600	62.31	38.7	0.9
Vietnam	3,260	80.53	82.8	1.6

東アジアの経済発展

1997年から 1999年にかけての経済危機にもかかわらず、東アジア地域はここ 30年のあいだ、全体としては類をみないような持続的な成長と発展を成し遂げてきた。この成長は、絶対的貧困の発生率の劇的な下落、一人あたりの所得の大幅な増加、主要な社会指標の著しい向上を伴うものであった。一人あたりの GDP が 3 倍になった国もいくつかある。しかしながら、総体としての成功は、発展実績の多様な側面を隠している。すなわち、この地域の発展段階が国の内外で大きく異なり、成長による恩恵がすべて平等に分け与えられたわけではない。

東アジアには、国民経済発展のすべての段階が存在している。1997年のデータによって、世界銀行は東アジアの12の国を、2つの低所得経済の国、5つの低・中所得経済の国、1つの中流・上層経済の国、4つの高所得経済の国に分類した。香港と台湾も低・中所得経済の地域として分類されている。

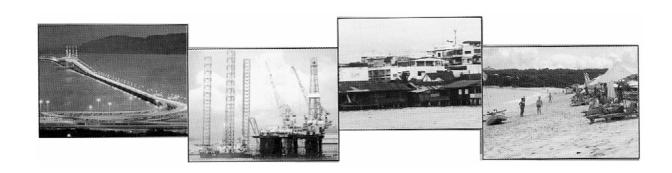
東アジアの低所得・中所得経済は、一般に資源依存型である。経済は多様化し始めてはいるが、 沿岸資源や海洋資源は GDP の 40%以上を占めている。

農業を除く経済活動の大部分は地域の沿岸都市に集中している。

この地域における付加価値を生み出す経済活動のうちの 80%は大小の都市で行われており、都市は経済成長の推進役となるだろう。

したがって、沿岸漁業、養殖産業、林業、農業のような伝統的な資源に基づく活動は、工業、海運業、観光産業のような活動と隣り合っていることがわかる。沿岸都市における潜在的な経済的機会には大きな魅力があり、経済的に窮乏した田舎からの移住を増幅させている。沿岸地域への居住予定者は、雇用、住居、エネルギー、食料、水、その他の財やサービスを求めるため、これらの地域ではかなりの開発課題がある。

この地域の人々の大多数は貧困に苦しんでいる。1998年には、中国を除く東アジアの国々で6,500万人の人々は一日あたりの収入は1ドルに満たなかった。



社会経済指標 表

1991 :2000 (1995 US\$) Agriculture Industry Services Agricultur	Country	GDP per capita PPP (current inter-	Average annual GDP growth rate (%),	GDP by	GDP by sector, 2000 (%)	(%) 0	Employment by sector, 1996-1998 (% of male/female labor force)	by sector, 1 emale labo	1996-1998 or force)	Unemployment, 1996-1998	Population below international	드	Child malnutrition (% of children
russalam 7,252 1.4 1.6 53.3 45.1 n.a.		national 5*) 2000	1991-2000 (1995 US\$)	Agriculture	Industry	Services		Industry	Services	(% of total labor force)	2000 (%)	(per 1,000 births)	under 5)
1,326 4.6 37 20 42 n.a. n.a. n.a. n.a. n.a. n.a. n.a. 3.1 18.8 18.8 10.1 1,326 10.1 16 51 33 n.a. n.a. n.a. n.a. 3.1 18.8 18.8 10.1 10.1 16 51 33 n.a. n.a. n.a. n.a. 3.1 18.8 n.a. n.a. n.a. n.a. n.a. n.a. n.a. n	Brunei Darussalam	7,252	1.4	1.6	53.3	45.1	n.a.	n.a.	n.a.	3.5	n.a.	7	n.a.
3,936 10.1 16 51 33 n.a. n.a. n.a. 3.1 18.8 478 ⁴ n.a. 21.2 42.5 36.3 30.9° 38.3° 30.8° n.a. n.a. n.a. 18.8 26,707 1.3 17 47 36 4142 21/16 39/42 5.5 7.7 26,707 1.3 1 45 44 21/15 34/28 46/57 2.5 4.3° 3.8° 3.8° 3.8° 3.8° 3.8° 3.8° 3.8° 3	Cambodia	1,326	4.6	37	20	42	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	103	47
a° 478° n.a. 21.2 42.5 36.3 30.9° 38.3° 30.8° n.a. n.a. n.a. 3.019° 33.3° 30.8° n.a. n.a. n.a. n.a. 3.019° 33.5 30.8° n.a. n.a. n.a. n.a. 3.019° 3.5 3.019° 3.5° n.a. n.a. 3.019° 3.5° n.a. n.a. n.a. n.a. n.a. 3.019° 3.5° n.a. n.a. n.a. n.a. n.a. n.a. n.a. n.a	China	3,936	10.1	16	51	33	n.a.	n.a.	n.a.	3.1	18.8	41	6
3,019 3.5 17 47 36 41/42 21/16 39/42 5.5 5.5 5.5 5.5 5.5 5.5 5.5 5.5 5.5 5.	DPR Korea°	4789	n.a.	21.2	42.5	36.3	30.9°	38.3	30.8	n.a.	n.a.	21.4	n.a.
26,707 1.3 1 32 66 5/6 39/23 56/71 4.1 6.7 9,497 6.6 11 45 44 21/15 34/128 46/57 2.5 2.5 3,967 3.6 16 31 53 47/27 18/12 35/61 9.6 20 23,367 5.5 5 43 53 11/14 34/19 55/67 6.8 20 23,356 7.7 0 34 66 0/0 34/13 66/77 3.2 6,190 3.5 10 40 49 52/50 19/16 29/34 3.4 2,006 7.9 24 37 39 70/71 12/9 18/20 11.4	Indonesia	3,019	3.5	17	47	36	41/42	21/16	39/42	5.5	7.7	48	70
8 9,497 6.6 11 45 44 21/15 34/128 46/57 2.5 2.5 3,967 3.6 16 31 53 47/27 18/12 35/61 9.6 28 17,579 5.5 5 43 53 11/14 34/19 55/67 6.8 28 23,356 7.7 0 34 66 0/0 34/23 66/77 3.2 6,190 3.5 10 40 49 52/50 19/16 29/34 3.4 2,006 7.9 24 37 39 70/71 12/9 18/20 11.4	Japan	26,707	1.3	-	32	99	9/9	39/23	56/71	4.1	0.2 b	4	n.a.
s 3,967 3.6 16 31 53 47/27 18/12 35/61 9.6 26 17,579 5.5 5 43 53 11/14 34/19 55/67 6.8 28 23,356 7.7 0 34 66 0/0 34/23 66/77 3.2 6,190 3.5 10 40 49 52/50 19/16 29/34 3.4 2,006 7.9 24 37 39 70/71 12/9 18/20 11.4	Malaysia	9,497	9.9	F	45	44	21/15	34/28	46/57	2.5	4.3 p	#	20
17,579 5.5 5 43 53 11/14 34/19 55/67 6.8 23,356 7.7 0 34 66 0/0 34/23 66/77 3.2 6,190 3.5 10 40 49 52/50 19/16 29/34 3.4 2,006 7.9 24 37 39 70/71 12/9 18/20 11/4	Philippines	3,967	3.6	16	31	53	47/27	18/12	35/61	9.6	26.9 ₺	36	n.a.
23,356 7.7 0 34 66 0/0 34/23 66/77 3.2 6,190 3.5 10 40 49 52/50 19/16 29/34 3.4 2,006 7.9 24 37 39 70/71 12/9 18/20 11.4	RO Korea	17,579	5.5	2	43	53	11/14	34/19	29/92	6.8	2.0	10	n.a.
6,190 3.5 10 40 49 52/50 19/16 29/34 3.4 2,006 7.9 24 37 39 70/71 12/9 18/20 11.4	Singapore	23,356	7.7	0	34	99	0/0	34/23	22/99	3.2	n.a.	2	n.a.
2,006 7.9 24 37 39 70/71 12/9 18/20 11.4	Thailand	6,190	3.5	10	40	49	52/50	19/16	29/34	3.4	2.0	38	n.a.
	Vietnam	2,006	7.9	24	37	39	70/71	12/9	18/20	11.4	n.a.	43	37

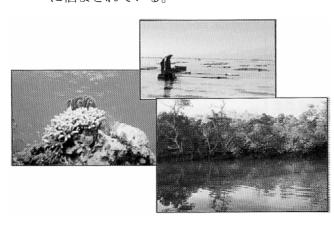
According to Earth Trends, "An international dollar has the same purchasing power in a given country as a United States dollar in the United States. In other words, it buys an equivalent amount of goods or services in that country."

All data for DPR Korea are dated 2001 except for employment by sector, which is dated 1999.
 GDP per capita in US dollars.
 Not gender-disaggregated.
 n.a. - not available.

東アジア海域の環境

以下の特徴が東アジア海域の環境を規定している。

- 拡張流域圏も含めると、海域面積は700万平方キロメートルである。
- 海岸線の合計は23万4,000キロメートルで、ほとんどの国が長い海岸線と沿岸地域を有し
- この地域の広大な海岸地域は集落や生活の基礎となっている。世界で最も重要な港となっ ている自然の入り江が数百とある。
- 世界でもっとも大きな 2 つの群島国家と、数千もの島々がこの地域に位置しており、島の 生態系という特別なニーズがこの地域の重要性を生み出している。
- 大洋からの厳しい気候システム(モンスーン、台風)がこの地域のほとんどに影響を及ぼす。
- この地域の大部分が地質学的に活発で一環太平洋造山帯の一部である一地震や火山の噴火 に悩まされている。



この地域は、種の多様性にとって地球規模 で重要なたくさんの生態系を内包している。 世界のサンゴ礁の 30%、マングローブの 3 分の1は東アジア海域にある。ここでは、 一年あたり 4,000 万トンの魚と世界の養殖 水産物のほぼ 80%を生産している。世界の 海草 50 種のうち少なくとも 20 種はこの地 域で見つけることができる。これらの生態系 だけでなく、この地域では環境面や経済面で 重要な湿地帯、河口域、潟湖、入り江、湾が 多くみられる。

表 生態系の自然の役割

これらの生態系は以下のような財とサービスを供給している。

サンゴ礁:

- 魚や他の生物にとっての成育場所と隠れ家
- 天然産物(医薬用原材料)
- 物理的防波効果:海岸線による波の吸収
- エコツーリズムや漁業を通じての生計

マングローブ:

- 商業的に重要な魚種やクルマエビなどの成育 その他の湿地帯 や摂餌場所
- 沿海魚種や回遊性魚種の棲み家や産卵場所
- 生計
- 洪水や海岸浸食に対する海岸線の防護
- 海まで到達する廃棄物のうち特定の種をろ過 することによる汚染物質の減少
- 炭素吸収源

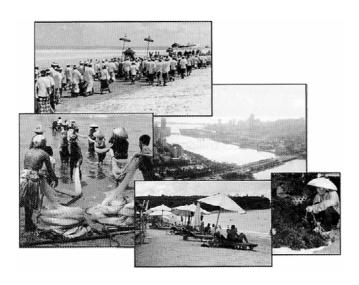
海草藻場

- 魚、無脊椎動物、ジュゴン、カメ、タツノオ トシゴの成育場所、棲み家、餌
- 沿岸の安定化
- 肥料や飼料
- 汚染物質の減少

• 多くの希少種、近絶滅種、絶滅危惧種、危急 種を含めた定住性の魚種や回遊性魚種にとっ て不可欠な棲み家、餌、栄養素

エスチュアリー

- 陸と海の中間、海水と淡水の境目
- 鳥、ほ乳類、魚、その他の野生動植物の生息 域および成育場
- 陸と海との干渉帯
- 天然港をはじめとする海運の支える商工業や レクリエーション



東アジアの人々、もしくは少なくとも彼らのうち大部分の人々の生活は海に依存している。海洋環境は、栄養、生計、ミネラル、医薬、建築材料を与えてくれる。また、輸送や通信手段にもなる。このように、東アジアの海は貿易や交易や経済成長の場を提供する。開発は海の周辺で行われ、スポーツ、観光、水族館などのレクリエーションももたらされる。また、それらは海に関する共通の信頼、慣習、伝統や、海を通じた歴史的または現代的な貿易や移動経路を通じて、地域の人々をともに結びつける。ついには、生物学的、物理学的に特

別な自然の特徴を有しており、しかもそのうちのいくつかはこの地域でしか見られない。

表 東アジア海域の価値

東アジア海域は、その価値を全ての沿海の国により共有された、かつ重要な、 共通の自然遺産である。

生態学

- 生物多様性
- 生息地

資源

- 生活資源
- ミネラル
- 水
- その他の資源

美的価値

レクリエーション

歷史的、政治的、教育的、文化的価値

- 国の結束や統合
- 公平性

開発と経済的価値

- 貿易
- 海運と港湾
- 観光産業
- エネルギー
- 漁業や養殖漁業
- 沿岸建造物
- 石油やガス
- 医薬

沿岸域の重要性

沿岸地域は陸と海の境界面である。高い生物生産力と生物多様性によって特徴づけられた沿岸地域は、少なくとも 13 の沿岸システムの拠点で、物理学的、化学的、生物学的過程で規定されている。東アジア海域の膨大な生物および非生物資源は、その地域の内外における工業の発展に必要な第一次的資源を供給している。それらは、海運業の発展や何百万人という沿岸の居住者の生活に貢献している。

東アジアの沿岸地域は、財一魚、石油、ガス、鉱物、塩分、建設資材一や、サービスー海岸線保護、生物多様性の維持、水質保持、輸送機関、レクリエーション、観光ーを継続的に供給している。世界の3分の1のサンゴ礁とマングローブ、そして海草においてはほとんどがこの地域にあるので、世界中の様々な生態系からもたらされる財とサービスの推定価値が年間平均33兆ドルとすれば、この数字の大部分は東アジアに帰することになる。東南アジアのサンゴ礁だけでも年間1,125億ドルの価値を創出していると推定されている。この地域が支えている、海洋生物多様性の世界的中心の価値は計り知れない。もしそれが失われたら、取り戻すことは不可能である。

沿岸地域は非常にアクセスしやすいため、人々が住み、楽しみ、生活手段を得る場所として、 人間活動の中心となる。人々はとても狭く細長い土地に集中している。その地域における既に高 い人口密度は、内陸地方よりもはるかに速く増えている。都市化において好まれる立地でもある。

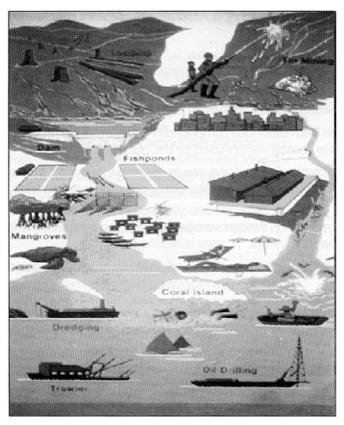
世界の人口の半数以上が海岸線から 60km 以内に暮らしており、2020年までには、この数字は4分の3に増えるだろう。世界の貧困者の多くは、沿岸地域にひしめいている。沿岸の資源は多くの地方社会と地元住民にとって非常に重要である。

Agenda 21

ここ 30 年、一部の場所や問題については進歩があったものの、海洋の悪化は地球規模で続いている。このことは発展を遅らせ、人類の福祉を損なっている。多くの海洋環境問題の根本的な解決法は、持続的な恩恵を確保するため、広範な海洋環境の利用を統合するような科学的情報にもとづく管理にある。そのような管理制度は、効果的に実施されれば社会や環境にとって確かな恩恵がもたらされるが、これまで広範囲で適用されてはいない。これは主に、情報を提供された選挙民、適切な法制度構造、そして政治的な意志の欠如のためである。

GESAMP 2001, A Sea of Trouble





自然環境が港湾、海運、海上貿易、第一次産業、沿岸観光に適しているため、この地域の沿岸は、地域の国々の GDP の約40%から60%に寄与するような、主要な社会経済的開発地域になっている。この地域の工業開発の大部分、特に石油精製、石油化学製品生産、食品加工、船舶建造・修理、その他の海洋関連産業は、沿岸域で行われている。

沿岸域が人間の定住や都市化に好まれる立地のため、さまざまな利害関係者による、限りある陸上・海洋資源の多様な利用と競合から深刻な対立が生じている。沿岸の両側に適用されている現在の財産権制度は、競合問題を複雑にしている:海側は公的性格を有しているのに対し、陸側は公的および私的な性格が混在しているためである。

現在の傾向の悪影響

環境の悪化という現在の傾向が改善されない場合、多くの国家の社会構造は今後 50 年に劇的に 悪化する可能性がある。

- 持続不可能な漁獲、破壊的な漁労行為さらに生息域の環境劣化により、魚や他の食用海産物の資源状態が悪くなるにつれ、食糧安全保障が徐々に脅かされるだろう。
- 環境が持続的な生計を創出できなくなれば、沿岸・海洋環境に関係した仕事をする人々に経済的混乱がもたらされるだろう。
- 公衆衛生は、食用海産物中の毒素および危険な合成物および公共的に使用される沿岸域の危険ゴミの量的レベルの増大によって、危険にさらされるだろう。
- いくつかの沿岸域は、気候変動による海面上昇と厳しい天候によって、居住不可能になるだろう。これは、とりわけ貧困層の人々の気候変動に対する脆弱性を高めるだろう。
- 船舶航行の輻輳度の増大や海難事故を招くような他の海洋利用活動の増大にしたがって、人 命の損失や汚染事故が増えていくだろう。
- 都市化の圧力によって人口レベルに見合ったインフラ整備能力が劣化するにつれ、インフラ が悪化していくだろう。
- 美的価値、そしてレクリエーション上の価値が喪失していくだろう。
- 資源利用や資源へのアクセスをめぐる競合問題が、社会競争を招き、強化するだろう。
- 健康や社会的サービス、食糧確保や公共事業などの海洋環境の価値の消失に対処し、また補償するための国家への圧力が強まる。
- 経済開発は、東アジア海域における不可逆的な損害を埋め合わせることはできないだろう。

環境および社会問題の傾向

- 東南アジアの沿岸生態系は深刻なダメージを受けている。過去 30 年で 11%のサンゴ礁が破壊され、48%が 危機的状況下にある。最近の発見では 80%以上のサンゴが危機に直面している。他方、過去 70 年の間に、 藻場の消失が 20%~60%と幅があるのに対し、マングローブはその 70%が姿を消してしまった。もし管理 がなされずに現在の消失率が続けば、すべてのマングローブは 2030 年までにすべて消滅してしまう結果と なり、サンゴ礁は 20 年以内に崩壊の危機に直面するだろう。
- この地域における漁獲量は落ち込んできている。漁獲量のピークは、北西太平洋では 1988 年、中央西部太平洋および南西太平洋では 1991 年であった。これらの地域別漁獲量のデータによれば、ピーク時から 1992 年までで-2%から-10%の変化を示している。オープンアクセスや過剰漁獲能力は減少を急速化させている。1995 年に東アジアには 98 万隻の漁船があって、世界の漁獲能力のうちの約 78%を占める。
- 2000 年、東アジアには(人口が1千万人を超える)沿岸巨大都市が6つ存在しており、2015年には8つに増えることが予想されている。都市化と田舎から都市部への止むことなき人口移動により、より小さな海岸都市(300~800万人)の人口も増加している。
- 南シナ海に面する国々やその準地域には、35の汚染が進んだ地域と26の脆弱でハイリスクの地域が確認されている。そうした数字は、韓国、日本、および中国の南シナ海に面していない地域でも見出だすことができる。
- 東アジアの輸出が1年に10%成長したので、GDPに占める貿易の割合が1970年の15%から1995年には50%以上にまで増加した。この増加に伴って、海上輸送貿易、特にコンテナによる貿易が比例して伸びてきた。東アジアの港では、コンテナの総量が1985年から1995年までで270%も増えた。東アジアの港では2000年に世界のコンテナ取扱量の47%を扱い、2005年には50%に達するだろうと予想しされている。
- "東アジア経済の奇跡"は地域の生産および消費のパターンを変化させながら、30年間以上続いた。この経済 成長に伴い、貧困層の人々の数が7億2千万人から3億5千万人まで減少した。しかし、最近の経済予測は、 未だに貧しさの渦中にある何百万という人々に重大な脅威をもたらすような、不安定で予測不能な成長を予 測している。

貧困と環境

環境問題の原因

急激な経済発展は、大気や水質の悪化、本来は 再生可能な資源の枯渇、生物の生息地や固有種の 喪失をともなうものであった。水に関係する、水 が媒介する、あるいは大気に関連する病気の高い 発生率は、人々の生産能力に影響を及ぼす。生息 地や資源の劣化そして生物多様性の消失は、資源 の生産能力や固有の回復力、ひいては、収入、食 糧の十分性や食糧安全保障、海岸線の保護、災害 に対する自然の防御、将来の利用可能性にも影響 を及ぼす。

人々は環境や資源の悪化に寄与し、結局はそこから害を被る。このことは、環境や資源が保護されなければ、生態学上・社会経済学上のインパクトが高コストとなり、経済成長が短命になることを示している。さらに、自然的・経済的価値の損失によって、とりわけ伝統的な資源利用活動に依存する人々や災害を受けやすい地域の住人など、特定の層がより大きな害を被ることになる。

根本的な原因:制度上の失敗

環境資源の基盤の劣化は、主に制度上の失敗に 起因する。 貧困とは、食糧の消費が不十分で、各人が利用する権利を有する必需財および機会が欠乏している 状態である。

- 貧困の発生率については各国間で大きな幅があり、最も高いのはカンボジアの 34.5%であり、香港、マレーシア、シンガポールそして韓国では1日あたり1ドルという貧困層は見かけ上なくなっている。
- 2000 年では、約2億3千6百万人が貧困ライン(1日あたり1ドル)以下で生活していると想定される。
- 人口の半分近い人々(約8億5千7百万人)は、 1日あたり2ドル以下の生活をしている。貧し い人々の約80%は山間部や田舎で生活してい る。それゆえに、社会的脆弱性は高いままで ある。
- 毎年50万人以上の幼児が、汚れた水が起因となる水媒介性の病気で死亡しているという報告がある。これらの死の60%が田舎での水供給不足の結果であり、あとの30%は都市部での下水施設の不足によるものである。
- 市場システムの失敗(例えば汚染、資源の過剰利用、影響力のある既得権益、不適切な所有 権制度)
- 不適切かつ/または矛盾する政策の適用(例えば、不適当な経済成長政策、弱い規制および 強制システム、少数の都市への成長の集中)
- 意思決定のための情報を含む、情報の失敗
- 不十分な予算措置および資金供給
- 能力構築を通した、技能を有する人的資源の開発の失敗

アジアの奇跡は、一人あたり所得の際立った増加、絶対的貧困の発生率の著しい減少、鍵となる 社会的指標の大きな改善をともなった、この地域が全体として過去 30 年間に達成した先例のない 経済成長をさしている。1997~1999 年の金融危機は、数々の要因によって、この成長が持続的で はないことを示したが、それらの要因には、従来からの構造的・制度的問題、労働と資本の生産 性の問題、環境や資源管理に向けられた優先度の低さなどがある。生態系と、自然環境から引出 されるや製品・サービスや自然システムに投棄されて戻される残渣物の生産との相互関係が過去 30 年に明らかになってきた。しかし依然として、環境管理の向上と経済開発との間のリンクは官 民両部門の政策決定者に十分理解されていない。

逆の因果関係:貧困

多くの損害は制度上の失敗に起因しているが、貧困の圧力もまた脅威をもたらす。特に厳しい 経済的圧力のもとでは、貧しい人々は収入の足しにするために天然資源の消費に向かう。

田舎の貧困層は、土地や信用貸し、保険、資本市場へのアクセスを制約されており、脆弱な土地や汚れた水環境の中で生活することを強いられる。

貧困は、生態系への圧迫を加速し、ひいては制度上の失敗や経済生産性を悪化させる。たとえば、

- 土地を持たない人々による傾斜地や縁辺域での農業は、土壌浸食や土地の農業生産力の低下 につながる。
- 違法な漁法による漁獲の増大は、生息地に損害を与え、魚の生産性を悪化させる原因となる。

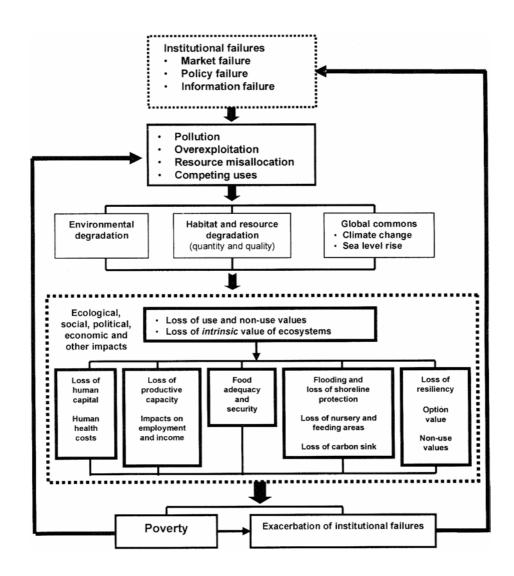


図 貧困と環境

人口

高い人口水準や人口増加率は、十分な食糧供給、きれいな水と大気、所得の源泉である環境と 資源を圧迫する。田舎の地域の急速な都市化と不平等な発展は、移住を加速し、既存の物理的・ 社会的インフラに圧力を加え、環境問題を悪化させる。

累積型の原因

資源と環境問題の 3 つの原因(制度上の失敗、高い出生率そして貧困)は方向性の異なるものだが、一方が他方に、または一緒になって、地方や国や地域に押し寄せる環境と資源の問題の影響についての利害対立や、貧困層の特有のニーズや利害に特有の問題についての対立を生みだす。

累積型の原因が存在しているため、貧困を縮小する戦略は、環境や天然資源や人的資源の質と 生産力を強化するような政策と行動をともなう必要がある。

越境的問題

環境問題はますます越境的になっている。なぜならば:(1)資源利用は、多くの国に存在し、国家間で移動するから、(2)海運業や漁業などの海洋環境における活動、回遊性の種や外来種の移動は、複数の国々を巻き込んでいるから、(3)海は汚染物質を比較的簡単に伝播させる媒体であるからだ。これらの原因および/または影響は、複数の国や管轄権区域を巻き込むため、多国間または地域的な対応が必要となる。21世紀を迎え、越境的問題はより重大なものとなるだろう。越境的問題には、とくに次のようなものが含まれる。

汚染

- 予測されている生産力の成長は、海洋汚染の主要因となるような、産業および一般廃棄物の 増大をもたらすだろう。
- この地域における現在の下水処理レベルは低い。例えば、南シナ海に接する国々では、下水処理では有機化合物のほんの10%強しか除去されていない。もしこの問題が根本的に改善されなければ、人口集中地域での増加人口からの下水が、国境を越えるレベルでの富栄養化や公衆衛生の脅威を加速させるだろう。
- ノン・ポイント汚染、あるいは農業、鉱業、林業や開墾などの多様な活動そして住宅および 商業開発からでてくる流出物の量は増加している。ある証拠の示すところによると、陸域起 源の汚染が沿岸域や湾、入り江で進行し、それが大規模海洋生態系の主要な海域にも影響を 及ぼしている。
- 国際的な貿易は次の 20 年で 3 倍になり、その 80~90%が船舶で輸送されると予想されている。1960 年代半ば以降、この地域では約 300 件の石油流出事故があり 2 億ガロン以上の石油が流出している。これらの数は最近 10 年間で大幅に減ってきたが、予期される船舶輸送量の増加は石油流出事故の発生可能性を高くする。

外来種の移入

• 国際的な海上輸送はおおよそ 100 億トンのバラスト水を毎年世界のあちこちに運んでいる。 バラスト水は船舶の安全には必要なものだが、海の生態系や公衆衛生に脅威となる有機物を 含むことがある。たとえば、いくつかの国々における赤潮の有機物はバラスト水によっても たらされ、貝類を汚染してきた。船舶が大きく速くなり、海上輸送が増えるにつれて、この 問題は厳しさを増すだろう。

乱開発

- 南シナ海の漁場における漁船漁業の対象となっている小型の浮魚類のほとんどは、共有されるかストラドリング・ストックとなっているものだが、すでにほとんど漁獲され尽くしている。大型の浮魚類の資源量についてもほぼ漁獲されつくされているとの指摘もある。
- 全漁獲量の4分の1以上と見積もられている混獲物の廃棄は、非効率的で無駄の多い漁業開発につながっている。

破壊的な漁法

• 一つの国での破壊的な漁法は、他の国にまたがる回遊性魚類の生存能力に影響を与えかねない。これらの漁法としては、爆薬を用いる漁法、網と鎖を使ってのトローリング、シアン化合物を用いて魚を気絶させ生きたまま漁獲する漁法(これらは年間10億ドルの取引価値がついている)、サンゴ礁やマングローブなどの魚類の生息地を奪うその他の漁法が含まれている。

消費および利用パターンの変化と国際取引

- マングローブ森の伐採、外国産エビ類(そしてそれに付随する病原)の移入、およびエビ養殖に 用いる化学薬品の公衆衛生への脅威を通じて起こる大きな環境上の悪影響にもかかわらず、 高まるエビ類への世界的需要は、その大部分がこの地域からの輸出でまかなわれている。
- 生物多様性の消失をもたらす沿岸の生息地の破壊は越境的な影響を持つ。なぜなら、藻場とサンゴ礁がもつ生態系とが強い相互依存関係にあるためであり、これらはさらに、近隣の沿岸諸国で共有される漁業にも著しく寄与している。

海洋汚染の陸域起源汚染

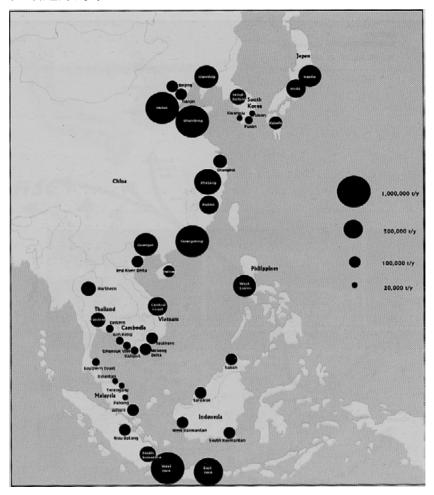


図 東アジアにおける国内起因のBOD

陸域における諸活動は、生活・産業・農業廃棄物や下水および大気からの沈着物などの東アジア海域における汚染負荷のほとんどに寄与している。

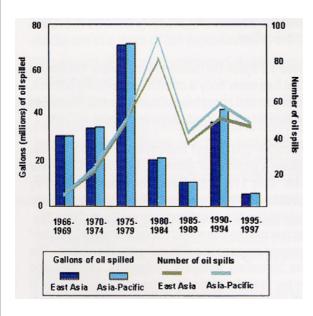
1999年には、渤海、黄海そして東シナ海に、中国の12の沿岸主要都市から15億トンの産業排水が排出されている。渤海の海水総量の約25%は深刻に汚染されていると考えられている。中国の沖合海域の最も重要な汚染物質は、無機の窒素とリン酸塩である。2001年には、富栄養化汚染の深刻な中国沖合海域において77回もの赤潮が発生し、その面積は総計1万5千平方キロメートルにも及んだと記録されている。

南シナ海では、陸域起源の汚染は内水と沿岸域の汚染に主要な役割を果たしている。中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイそしてベトナムは、南シナ海での相互関係のある海水域に、最低でも年間、生物学的酸素要求量(BOD)43万トンを放出している。これら4カ国の下水処理では、発生したBODの11%しか取り除かれていない。カンボジア、中国、インドネシア、フィリピンそしてベトナムの沿岸では年間約1千万トンの農業用肥料が使われており、南シナ海の富栄養化に寄与している。インドネシア、タイ、マレーシアそしてフィリピンでは、木材生産のために森が総計5万平方メートル以上も開墾され、それが土壌浸食や水系の懸濁物質の増大をもたらしている。カンボジア、中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイそしてベトナムの南シナ海の沿岸に住む人々は、年間に合計で6千6百万トンを超える固形廃棄物を出している。固形ゴミのうちのほとんどは、プラスチックや金属、ガラスなど、簡単には生物分解できないものである。陸域起源の汚染による石油や他の炭化水素もまた南シナ海の汚染の原因となっている。



東アジアにおける石油タンカーのルートのパターンと石油流出

図 東アジアにおける石油タンカーのルートと石油流出のパターン



1965 年以降、アジア太平洋地域では、2 億 2 千万ガロン以上の石油が流出されている; そのうち約 96% (2億1千2百万ガロン)が東アジアで起こっている。

東アジアの石油流出は多様な原因による ものだが、80%は船舶が関係している。

次のようなことから、石油流出の可能性は 高まるだろう:

- タンカーでの交通や取引のルートが増えることが、船舶からの流出の危険性を増大させる。;
- 石油の開発・貯蔵・パイプライン輸送が増大し、パイプラインや施設からの流出のリスクを増大させる。

対 応







東アジア海域のための新たなパラダイム

東アジア海域諸国は、以下のことを行わなければならない:

- 1. 東アジア海域の共通ビジョンを採択する;
- 2. 東アジア海域の共通ビジョンを達成するために、共通の統合的戦略を推進する。この戦略は、市民の支持をえるように多部門の利害関係者が参加し、この地域の政府のあらゆるレベルで実施できるものでなければならない;
- 3. それぞれの国や地方の取り組みを通じて、海洋環境への脅威を防止・軽減するために確実なステップを踏む;
- 4. 単一の政府、省庁、援助提供者(ドナー)や団体の能力を超える、複雑で境界を越える環境への脅威に対処するための責任を共有する。

東アジア海域諸国は、以下の目的のために、画期的な新たなパートナーシップを発展させる:

- 1. 沿岸の諸問題を解決するために、地方政府と中央政府が結束する;
- 2. 市民社会やすべての利害関係者の参加を促進する;
- 3. 効果的かつ持続可能な環境問題への解決を導き出すために、民間部門の強みを動員する;
- 4. 地域内で、または援助コミュニティーやその他の国際機関とともに取り組むことにより、 東アジア海域の環境問題に集団的に対処し、国際条約を履行する;
- 5. 共通だが差異のある責任原則、参加型・民主的・透明な意思決定、および主要な利害関係 者の真の参加の増加に基づいて、持続可能な開発のための地球パートナーシップに貢献す る。





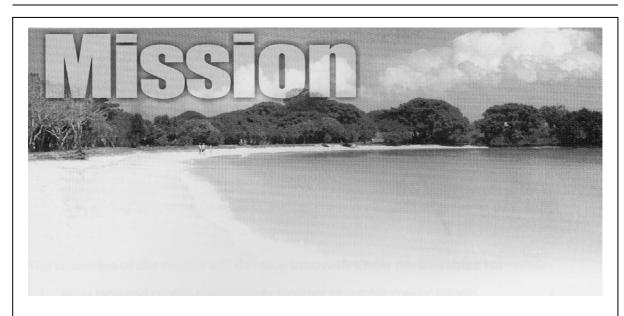
共通ビジョン

東アジア海域の持続可能な資源システムは、この地域の人々にとって自然 遺産であり、地域・地球市場へのアクセス手段であり、健全な食糧供給、 生活、経済的繁栄、および現在と将来の世代の調和のとれた共存のための セーフガードである。



ビジョンの解説

共通ビジョンとは、東アジア海域に関するこの地域の人々の共通の理解、見解そして希望を表したものである。つまり、利害関係者が、30年から50年という長期的視点で、この海域をどのように見ているか、ということである。このビジョンを達成するためには、一連の行動計画を実施するための時間、戦略と資源を必要とするであろう。さらに重要なことは、これらの行動計画を実施するためには、集団的な政治的意思および関係国政府と他の利害関係者の間における地域協力が必要となる。



使 命

東アジア海域の持続可能な開発を達成するために、省庁間、部門間、政府間のパートナーシップを築く。



使命についての解説

使命とは、これが共通ビジョンであるという呼びかけに関する信念と意思から生じた「戦略」について差し迫って重要な目的を表すものである。それは、いかに戦略が実施されるか、いかにビジョンが達成されるか、を表したものである。端的に言えば、使命とは「持続可能な開発戦略」を通じて地域が何を行うべきかを示したものである。

「持続可能な開発戦略」の使命に関する声明は、一つの共通目標に向けた利害関係者の目的 や機能を確認している。この声明では、当面取り組まなければならないことに焦点が当てら れており、また将来の目標に関する方向付けがなされている。

使命は単純である。境界、部門や組織を越えたパートナーシップで取り組むことにより、共 通ビジョンを達成するための「戦略」が実施されるのである。



戦略の枠組み

アジェンダ 21 の第 17 章および海洋、島嶼、沿岸域に関する WSSD 実施計画は、沿岸・海洋管理に関する、統合的アプローチおよびあらゆるレベルでの実効的な調整と協力を通じて、はじめて効果的に実施されうる。



枠組みについての解説

枠組みとは、戦略が機能するための基本的なシステムである。枠組みは、戦略のすべての内容を適用するために必要不可欠な要素とアプローチを提供する。戦略は、6 つの具体的な戦略に分けられ、各戦略はさらに一連の行動計画により表される。戦略は、次の2つの次元で具体化される。(1) 部門横断的: すなわち関連部門をまたがって統合的な管理戦略やアプローチを発展・実施することにより具体化する、および(2) 部門別: すなわち関連部門の政策へ持続可能な開発アプローチを取り込むことにより具体化する。2 つの次元は、依存し、相互に補完しており、環境と開発の調和ーすなわち持続可能な開発目標を達成することに、向けて、両者が組み合わさることにより機能するであろう。

求められる変化

共通ビジョンと使命の最終目標は、東アジアの人々の生活の質を改善することである。

制度上の変化

- 国の沿岸・海洋政策とそれを支える法制度を採択する;
- 地方政府およびコミュニティーへ、それぞれの沿岸・海洋環境を管理する責任を付与する;
- 湾、内海、国際海峡および大規模海洋生態系の環境管理および持続可能な開発のために、 地区を特定した制度的調整を行う;
- 持続可能な沿岸開発計画を実施するために、地域における省庁間、部門間の調整メカニズムを確立する;
- 地域、国および地方の開発計画に、環境行動計画を構築する;
- 「東アジア海域の持続可能な開発戦略」を実施するための機能的な地域メカニズムを採択する;
- 主要な国際環境協定を各国は批准し、履行する;
- 国および地方レベルで、環境管理を経済開発計画に組み入れる。

運用上の変化

- 国の沿岸・海洋戦略を採択し、実施する;
- 持続可能な開発の道具として、資源・環境の評価、アセスメント、管理システムを実施する;
- 沿岸域・海域における統合的な環境・天然資源管理計画を、地方政府が実施する;
- 準地域的な海域、湾、内海、国際海峡および大規模海洋生態系(LMEs)における境界を越える問題に対処するために、管轄機関が協力する;
- 沿岸・海洋資源の管理に関する共同研究および情報の共有を実施する;
- 国および地方レベルで、国際環境協定を統合的に履行する;
- 国際条約の地域的履行のための持続可能な資金供給メカニズムを実施する。

成果

社会的成果

- 国および地方レベルにおいて、統合的、学際的、かつ多部門にわたる沿岸・海洋管理メカニズムおよびプロセスを発展させる;
- 持続可能な開発をサポートするよう、政策・意思決定者、民間部門、および市民社会の態度が変化する;
- 東アジアの環境を保全するために、教育され環境を意識する人々が協力する;
- 市民社会および民間部門が、沿岸・海洋の環境および天然資源管理計画に深く関与し参加 する;

- 国および地方レベルの政府に対する科学的アドバイスが可能になる;
- 公衆衛生レベルを改善する;
- 自然・文化遺産地区を保護する。

経済的成果

- 民間部門が、持続可能かつ社会的責任のある投資へ関与する;
- 持続可能な生計、とくに貧困の改善を達成する;
- 沿岸域社会が、自然災害や気候変動に対応するために準備し、能力を備える;
- 持続可能な海洋産業を確立する。

環境と資源に関する成果

- 環境と天然資源を保護しつつ、より多くの沿岸域で経済成長を達成する;
- 準地域の成長区域の開発に環境管理を統合する;
- 国民のレクリエーションにとって安全な河川および沿岸域;
- ポイント汚染およびノン・ポイント汚染の管理を行う;
- 汚染による損害や再生に関する責任システムを確立する;
- 汚染された地域の水質を改善する;
- 主要都市において、下水処理施設を整備し運用する;
- 有毒および有害廃棄物を、組織的かつ安全に管理し処分する;
- 港湾において、沿岸受入施設を整備する;
- 港湾において、港の安全および環境監査を実施する:
- 石油および化学物質の流出に関する効果的な対応システムを実施する;
- 主な破壊された生息地の劣化進行の歯止めと再生を実行する;
- 海洋の絶滅危惧種および生物多様性を実効的に保護する;
- 保護地域およびそのネットワークを、必要に応じて設置し管理する:
- 枯渇した漁業資源を持続可能なレベルまで回復する;
- 漁業資源を衡平かつ持続的に利用する;
- 人間の消費にとって安全な水産食糧生産;
- エコツーリズムを普及させる。

戦 略







戦略の基盤

戦略は、以下の柱に基づいて構築されている:

国際条約と国際的・地域的な行動計画

戦略の行動計画は、貧困緩和やその他の優先目標を含む、WSSD 実施計画、国連ミレニアム宣言、およびアジェンダ 21 などの、持続可能な開発に関連する世界的・地域的協定の規定に基づく。 ASEAN、UNEP Regional Seas Programme、ESCAP、APEC などを通じて、地域的な行動計画は長年に渡り発展している。

パートナーシップ

戦略は、すべての異なる利害関係者一男性と女性、公共部門と民間部門、地方と国、非政府組織や政府と国際社会一が互いに協力し合うことで、実施されなければならない。

自立と持続可能性

戦略は、共通ビジョンを達成するために、沿岸・海洋環境の管理に関する地域的自立を促進するための、各国の能力を構築する方向で進められる。

相乗効果

部門、利益、および問題に応じて戦略を実施することは、共通ビジョンの達成に向けて、相互 作用的、複層的、かつ累積的な効果をもたらすことになる。



戦略の実施

「東アジア海域の持続可能な開発戦略」を実施する役割と責任を有する利害関係者は、この地域の一人一人である。中央・地方政府、民間部門、市民社会、学界および一般社会が、戦略の実施において重要かつ積極的な役割を果たすことになる。国連や援助提供(ドナー)機関は、技術支援、情報交換および能力構築活動を通じて、その促進役を果たす。二国間および多数国間の金融機関は、戦略および行動計画の実施のための資金供給には不可欠である。行動計画は、利害関係者の展望や能力に基づいた目標に対する柔軟性および適応可能性をもたせるためにも、対象を広げておく必要がある。

国および地方政府は、対応する沿岸や海洋に関する戦略を策定・採用することにより、効率的 に戦略を実施することが出来る。また、政府は、既存のメカニズムやプログラムを通じて戦略を 実施することを妨げられるものではない。

各利害関係者の役割は以下の通りである:

国の政府

- SDS-SEA を指標として、沿岸・海洋に関する国の戦略または政策を策定し実施する;
- 国レベルで実施されるべき関連する戦略と行動計画を明確にし、優先順位をつける;
- 国の戦略を実施するために、関連する利害関係者を明確にする;
- 様々な利害関係者や異なるレベルの政府機関が関与する国の戦略の実施にあたって、これ を調整し、優先順位をつける主導的役割を有する国の機関を指定する。できる限り、中立 的立場の機関が好ましい;
- 実施の現状レベルを確認し、国の戦略実施の一部に既存の行動計画を組み込む;
- 人員と財源の割り振りを含めた、政府の承認と採用のための国の戦略実施に関する行動方 針を発展させる;
- 国の戦略実施の調整;
- 関連する目標、戦略および行動計画の実効的な実施のために地方政府や他の利害関係者が 必要とする適切な規範、基準、手続、ガイドライン、判定基準およびマニュアルを発展さ せる;
- 所定の指標に基づき、変化を監視し、評価する。

地方政府

州、市町村、都市および/または郡の政府は、以下により、その地区レベルでの行動を確かなものとする:

- 戦略および行動計画を実施するために、地方における行動計画を発展させる;
- 関連する戦略、目標および行動計画の地方における実施を調整するために、権限ある地方 政府機関を指定する:
- 地方政府によって既に実施されている現在の活動を明らかにし、戦略的枠組と行動計画の 中にこれらの活動を組み込む;
- 関係する地方政府の権限および予算の導入/承認を確保する;
- 関連する目標、戦略、および行動計画の実施に際して、関連する他の地方政府や関係者と、協力およびパートナーシップを築く;
- 所定の指標に基づき、変化を監視し、評価する。

民間部門

- 環境に対する企業責任を果たす;
- 民間部門による投資分野などのように、民間部門のインプットがもっとも関係し、効果的である分野を明確にする:
- 戦略および行動計画のいくつかを実施する際に、関係する政府省庁と協力して行動する。

市民社会

- 行動計画の実施に際して、人々に情報を提供し、教育し、助言を与えること、およびそう した人々の支持と積極的な参加を動員する;
- 市民の関心を彼らの独自のネットワークや連携を活用して高めることにより、戦略の実施 を促進するためのネットワークや連携を調整する;
- 関連する行動計画へ参加する。

学界および研究・開発機関

- 戦略を実施するために、専門知識、助言、および関係する情報を提供する;
- 政策および意思決定をサポートする専門知識および情報を提供する;
- 必要とされる情報、手法、助言を生み出すような研究・開発プログラムを作成し、実施する:
- ネットワークを通じて科学的情報を共有する;
- 訓練プログラムと公式教育による能力構築。

共同体

• 保護地域、生息地の管理と再生、廃棄物管理など、コミュニティーに関連する行動計画の 地域における実施を支援し、積極的に参加する。

国連および国際機関

- 戦略の実施に関して、地方および国レベルでの政策を調和させる;
- 戦略を計画・実施できるよう、国および地方レベルでの能力を強化する;
- 戦略実施に向けた国と地方の努力の触媒となる;
- 戦略実施の方法や手法に関するワーキングモデルおよびデモンストレーションを発展させる:
- ・ 境界を越える環境問題に関連した活動の実施に際し、地域協力および協働を促進する;
- 戦略を遂行するための地域メカニズムを確立し、実施を促進する;
- 戦略の実施をサポートするために、補完的に機能し、彼らの比較優位を用いる。

財源機関

- マクロ経済政策対話に沿岸・海洋管理に関連する諸問題を取り込み、持続可能な沿岸域開発を推進する適切なインセンティブの枠組みを各国が確立できるよう支援する;
- 積極的に沿岸・海洋ガバナンスの改良を支援する;
- 官民のパートナーシップ確立を支援する方針を促進する;
- この地域の国からの戦略および行動計画を実施するための要請に応じて、適切な財政支援 や技術援助を行う;
- ミクロ融資、借入保障、地方政府/民間部門による国際資金へのアクセスや原価回収メカニ ズムなど、地域、国および地方の事情に合った金融アレンジメントの発達を支援する;
- 地域や地球へ利益をもたらす、地方の環境の質とその管理の向上に対して介入を重点的に 行う:
- **GEF** のドナー・サポートのような増加財源を戦略的に利用することで、他の財源との調和を改善し、触媒の役割を果たす。

援助提供者(ドナー)

- 国、地方または地域レベルで、それぞれの関心や目的に関係する行動計画を支援する;
- 戦略の実施にあたって、能力構築、新しい情報の転送、適正技術を促進し、財政支援および実物寄付を行う:
- 戦略の実施のために、民間部門の環境投資への進出を促進・支援する。

戦略をいかに実施するか

- 戦略を実施するためのあらゆるイニシアティブも、それが個別のものであれ複数の当事者間で調整されたものであれ、東アジア海域の共通ビジョンの最終的な具現化に貢献するものである。
- 優先課題や社会的、経済的および/または環境的に重要な分野に焦点をあてた国と地方の 対応する戦略は、行動のための基盤となる。
- 国、地方、地域レベルにおいて十分に調整された戦略を実施することは、体系的かつ一定の期間で戦略の目標を達成するために望ましいものである。
- 関心を有する利害関係者およびパートナーは、国、地方、地域レベルで特定の目標および 特定の戦略のために設定された関連する行動計画に基づき、それぞれの役割と関心を明ら かにする。
- 政府および関心を有する利害関係者により優先課題と認定されたプロジェクトは、合意された期間および予算を付けて、行動計画に含まれる。



戦略的行動に関する声明

東アジアの国々は:

沿岸・海洋資源の持続可能な利用を確保する。

自然のまま、あるいは生態学的、社会的、または文化的に重要な沿岸・ 海洋環境の種および区域を保存する。

人間活動の結果生じたリスクから、生態系、人の健康および社会を保護する。

生態学的価値を保護しながら、経済発展と社会福祉に貢献するような沿岸・海洋環境における経済活動を発展させる。

沿岸・海洋環境の管理に関連する国際協定を履行する。

沿岸・海洋環境の持続可能な開発のために、国民の啓発を行い、多部門からの参加を強化し、科学的裏付けを得るため、利害関係者とのコミュニケーションを図る。

戦略的行動に関する声明についての解説

個別の戦略はそれぞれ、以下を含むものである:

「持続する」とは、現在および将来世代のために、資源を保存することおよび合理的な利用をすることを指す。

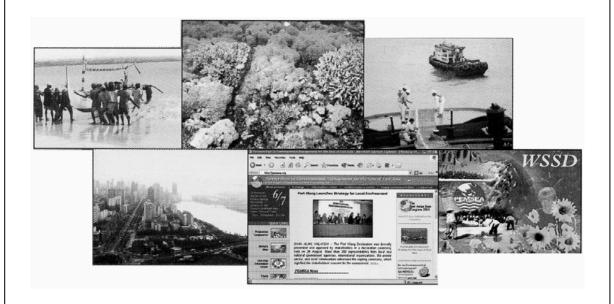
「保存する」とは、その固有の価値のために保存すべき沿岸・海洋区域の要素を指す。

「保護する」とは、生態系および人の健康に対するリスクや脅威を管理するために、予防手段をとることを指す。

「開発する」とは、持続可能な方法で経済開発活動を行うことを指す。

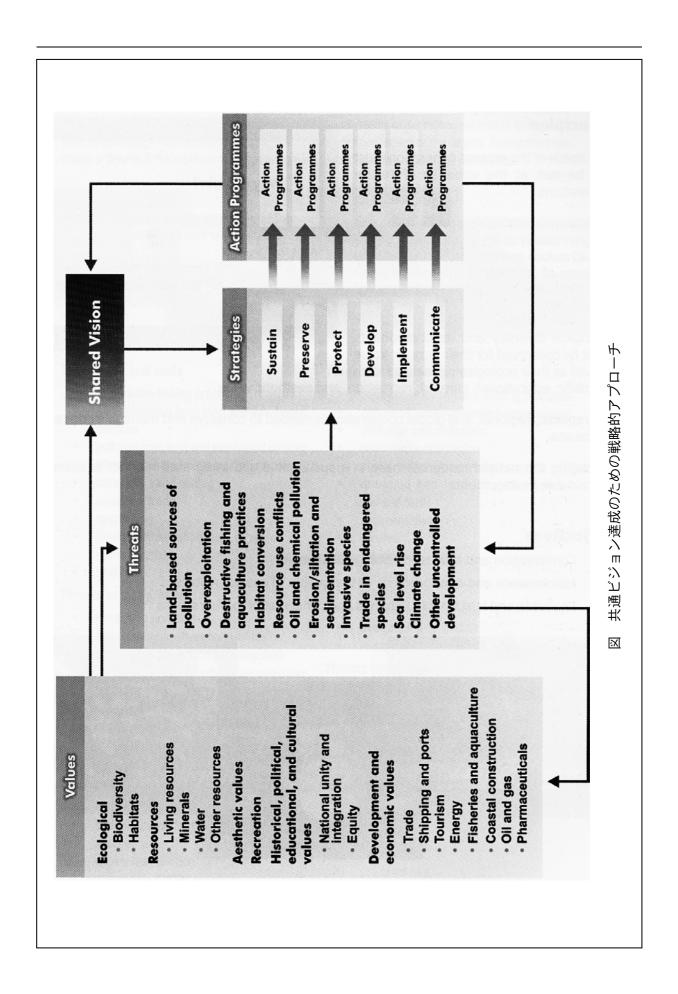
「実施する」とは、関連する国際協定・条約の履行のために必要となる、地方、国、地域レベルでの能力および組織的枠組みを指す。これらの協定の実体規則は、他の戦略の中に取り込まれている。

「伝える」とは、実効的な沿岸・海洋管理に必要な利害関係者間での見解、情報、知識の向上・交換を指す。



一般原則

- 1. 東アジア海域の持続可能な開発は、全体的枠組みとして統合管理アプローチを適用することにより、進められなければならない。そうすることにより、戦略に基づくプロジェクトおよび計画は、当該地域の人々の福祉および尊厳にだけでなく環境保護および資源保存のためにも実施されることになる。
- 2. 開発の権利は、現在および将来の世代の開発および環境上の必要性を公平に満たすことができるよう行使されなければならない。
- 3. 沿岸・海洋資源の管理とそれらに影響を及ぼす活動は、科学に基づかなければならず、自然のプロセスとシステムを尊重しなければならない。
- 4. 資源の有益な利用は奨励しなければならないが、悪影響を及ぼす利用は回避または最小限にしなければならない。
- 5. 沿岸・海洋資源の持続可能な管理、貧困の緩和、および海洋環境の保護との間の基本的な繋がりが認識されなければならない。
- 6. 政府、国際組織・機関、二国間・多数国間金融機関だけでなく、NGO、民間セクター、共同 体、マスメディアを含めた他部門に渡るパートナーシップは、持続可能な開発という目標を 達成するために必要なメカニズムであると認識される。
- 7. 国は、先住民族のアイデンティティ、文化、および利益を認識し、十分に支持しなければならず、持続可能な開発の達成に関して彼らが実効的に参加できるようしなければならない。
- 8. 環境問題は、それぞれのレベルで、関心のあるすべての市民が参加することによって、最も良く対処される。
- 9. 社会のあらゆる部門の権利は、尊重・保護されなければならない。
- 10. 予防的アプローチは広く適用されなければならない。重大または回復不能な損害の脅威が存在する場合には、完全な科学的根拠の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使用されてはならない。
- 11. 一つの国における活動は、他の国やその環境へ汚染による損害を生じさせてはならない。
- 12. 保全と社会経済的発展との相互関係は、保全が開発の持続可能性を確保するために必要であることと、社会経済的発展が永続的な基礎に基づく保全の達成にとって必要であることの両方を意味している。
- 13. 生態系に基づく管理アプローチは、沿岸・海洋区域の持続可能な開発を確保するために適用されなければならない。



-49-

東アジアの国々は、沿岸・海洋資源の持続可能な利用を確保しなければならない

原則

現在世代のニーズは、将来世代を犠牲にして満たされてはならない。

各国は、持続可能な開発およびすべての人々の より質の高い生活を達成するために、持続可能 でない生産および消費の様式を減らし、取り除 き、そして適切な人口政策を推進すべきである。

生物の多様性およびその構成要素は、それらの 生態学的、遺伝的、社会的、科学的、教育的、 文化的、レクリエーション的、および芸術的な 価値と同様に、内在的な価値として保護されな ければならない。

なぜ持続なのか?

「持続可能性」とは、自然を資本として取 り崩しながら生きることではなく、自然か ら生み出されるものにもとづいて生きる、 ということを意味する。

> Murray Gell-Mann 1969 年 ノーベル物理学賞

海洋の生物資源を保全、管理するためには、準地域的、地域的、および地球的な協力が必要である。 持続可能かつ統合的な方法による天然資源基盤の管理は、持続可能な開発に必要不可欠である。

目標

- 1. 生物多様性の保全および回復
- 2. 沿岸水域の水質の維持と向上
- 3. 衡平かつ持続可能な漁業と魚類資源の保全



危機に直面する東アジアの生態系

生態系は、海洋環境に共通の脅威だけでなく、個別の脅威にもさらされている。地域の生態系が、同地域の共通遺産の一部である動植物などの生物学上多様な種の棲息場を提供しているため、このことは重要な関心事となる。生態系が持続できる範囲を超えた急速な経済発展が、こうした危険の重大な根本原因となっている。









サンゴ礁への脅威

- 破壊的な漁法
- 陸上および海上からもたらされる資源の堆積
- 陸域および海域起源の汚染
- 気候変動/海水温度上昇
- サンゴおよび砂の採掘
- 水族館の取引
- 魚の乱獲
- 捕食/(異常)繁殖(例えばオニヒトデ)
- 白化

マングローブへの脅威

- 過度の汚染
- 養殖池への転換
- 沿岸開発のための転換
- 木材などのための森林伐採
- 海水侵入
- 健全でない造林の慣行
- 海面上昇

藻場への脅威

- 養殖池への転換
- 沿岸域開発のための埋め立て
- 陸上および海上からもたらされる資源の堆積
- 過度の汚染
- 破壊的な漁法

その他の湿地への脅威

- 破壊的漁法および狩猟法の慣行
- 人間が生み出した廃棄物の堆積
- 化学物質による汚染
- 他の形態の汚染
 - 水田への転換
- 沿岸開発のための浚渫、埋め立て
 - 堆積
 - 浸食
- 沈降
 - 海面上昇
 - 干ばつ
 - ハリケーンや暴風雨
 - 野生生物による過放牧
 - 不適切な排水

河口域への脅威

- 沿岸開発のための浚渫、埋め立て
- 転換
- 人間が生み出した廃棄物の堆積
- 化学物質による汚染
- 他の形態の汚染
- 森林破壊
- 堆積
- 浸食
- 沈隆
 - 海面上昇
- 海水浸入

地球の海洋生物多様性の中心

東アジアは地球の海洋生物多様性の中心であると考えられている。東アジア地域の東または西に行くにつれて、種の多様性の減少傾向が明らかになってくる。ハードコーラル(83)といった生物属や、海草類(20)、エビ(125)、スズメダイ/エンゼルフィッシュ(268)、ウミヘビ(38)といった生物種の数は、世界の他の地域と比較して極めて多い。関連する動植物種の高い多様性は、特にサンゴ、海草、マングローブの生態系により支えられている。この地域は、その他の地域の稚仔魚の源であると広く考えられている。



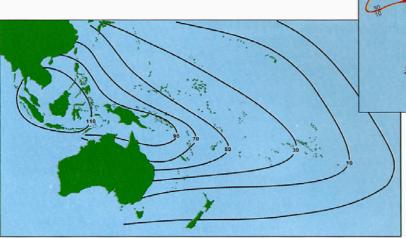
コーラル・ガーデン、トウバタハ岩礁、パラワン州

東南アジア地域と、グレートバリアリーフおよびカリブ海地域の生物多様性を比較すると、この 地域が非常に価値あるものであることを示している。

表 海洋生物多様性の地域比較

Region	Marine fish species diversity	Hard coral species diversity
Southeast Asia	2,500	400-500
Great Barrier Reef	1,500	395
Caribbean	500-600	100-200

地球のハードコーラルの多様性の中心は、東アジア地域、とりわけ東部インドネシアおよびフィリピン周辺から広まっており、この地区で70属が記録されている。



スズメダイ科魚類は、インド洋・西太平洋地域から離れるに従って減少する。

持続する

目標 1: 生物多様性の保全および回復

行動計画

- 1. 生物多様性の保全と管理のための政策と戦略的枠組を、以下により実施する:
 - a. 生物多様性条約やジャカルタ・マンデートなどの国際条約に従って、天然/生物資源の 管理と経済開発、ビジネス・ベンチャー、投資とを統合する政策を策定する;
 - b. 重要な生物多様性や自然的価値を有する沿岸・海洋区域を決定し、その区域の利用に関する許容範囲を定める合意可能なアプローチを築く;
 - c. 乱開発され絶滅に瀕する回遊性魚種および境界を越えて重要である沿岸域を含めて、環境資源を保全、管理するための地域協力を拡大する;
 - d. 第三者によるバイオテクノロジー研究、知的財産権(例えば伝統的医学)、および生物資源調査活動に関する協力協定を構築する。
- 2. 重要な生物多様性と自然的価値を有する海岸線、生息地および資源を、以下により回復させる:
 - a. 重要な環境価値のある沿岸・海洋区域を破壊するおそれのある主要な活動およびプロセスを特定する;
 - b. 国および地方当局の開発計画に、重要な場所、生息地、および資源の開発、誤用、また は利害が対立する利用を制限するような新たな計画の枠組みを取り入れる;
 - c. 絶滅の危機へと変容した生息地の回復などの持続可能な環境管理計画を、地方政府レベルで立案、策定、実施できる能力を向上させる;
 - d. 生息地および生物多様性への損害の回復および補償を扱う適切な法的・経済的措置を実施する;
 - e. 温室効果ガスの緩和のための「カーボンクレジット」やエコロジカル・サービスに対する利用料などのような、革新的な投資機会を探求する。

持続する

目標 2: 沿岸水域の水質の維持と向上

行動計画

- 1. 以下により、淡水と海水利用の互換性とバランスを強化する:
 - a. 以下を考慮した経済開発政策の修正または策定:
 - 持続可能な社会発展と経済成長の触媒としての水の価値;
 - 部門間の競合に対処するためのメカニズム;
 - インフラ整備プロジェクトの生態学的影響;
 - b. 消費型・非消費型の利用、食糧安全保障、公衆衛生および天然資源の保護・保全に対処する、水資源の開発・管理に関する国の政策の確立。
- 2. 以下により、国際的な水系の環境管理に関する準地域的な取り極めと、沿岸・海洋生態系と を統合する:
 - a. 統合された流域圏開発・管理計画の実施を、この地域におけるすべての主要な河川の流域と国際的な水系へ拡大し、適用する;
 - b. 生態系の健全性と公衆衛生保護の双方の観点から、適切な水質成分を、流域圏・沿岸・ 海洋の管理計画に組み込む;
 - c. 水資源開発を、土地利用および海域利用計画に統合する;
 - d. 沿岸水域の持続可能かつ合理的な利用を促進する、地方、国、準地域レベルにおける諸 規則、明確に定義された所有権、経済的措置および管理計画を準備し、実施する。

目標 3: 衡平かつ持続可能な漁業と魚類資源の保全

行動計画

- 1. 以下により、漁業管理に関する準地域的な海域での境界を越えた協力を強化する:
 - a. 沿岸諸国が、FAOの「責任ある漁業のための行動規範」の採択と実施を行うようにする;
 - b. 準地域的な海域の魚類資源にとって、沿岸・海洋の生息地は必要不可欠なものである、 という認識を拡大させる;
 - c. 排他的経済水域における生物資源の管理能力を強化する;
 - d. 資源管理手法の実効性を監視する準地域的な制度上の措置を整備する。
- 2. 以下のように、責任ある方法で生物資源を利用する:
 - a. 買い戻し計画や領域利用権のような措置を通じて、過剰漁獲能力を抑制する;
 - b. 現在および将来世代に持続的に供給できるレベルまで、魚類資源を維持または回復する:
 - c. 沿岸域および海域の計画と開発に、漁業管理を含めた生態系管理アプローチを適用する;
 - d. 共有資源ストックの共同評価を含む、協力およびパートナーシップの取り決めを通じて、 漁業管理に関する共同オーナーシップを創造する;
 - e. 国および地域レベルでの漁業規制を強化する;
 - f. FAO の国際行動計画、とくに違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業の予防、制止、廃絶措置を、国および必要に応じて地域において実施するための措置を決定し実施する。
- 3. 以下により、地方レベルで沿岸管理計画に漁業管理を統合する:
 - a. 地域密着型の管理を含む、小規模な漁業者や漁業関連労働者の権利と生活を保護する適切な措置を講ずる;
 - b. 乱獲、漁獲廃棄物、生息地の消滅を招くような、破壊的漁法や慣行に対する措置を実施 する:
 - c. 魚類資源の保全、および収入と食の多様化をもたらす適切な養殖技術に関する能力を構築する:
 - d. 文化、保全、貿易、観光だけでなく、商業、 都市、レクリエーションといった目的をも含 めて、漁業管理に対する多様かつ革新的なア プローチを通して地域社会の利益を向上させ る;
 - e. 漁業に関する領域利用権を含め、漁業管理に 関する適切な先住民の/伝統的な知識や慣習 を保存する;
 - f. 収入のない漁業者のために、漁業に代わる持 続可能な生計手段を発展させる。

漁業に代わる生計手段

資源管理への努力は、沿岸住民の代替的な雇用や収入源および生計手段を調査・開発せずには成功しないだろう。 課題は、資源管理を補完する生計手段の持続可能な代替選択肢を設けることによって、貧困を緩和することである。 天然資源基盤を損なわずに、現在と将来に渡り、ストレスとショックに対処し、それを回復し、かつ能力と財産を維持し、高めることができる場合に、生計は持続可能なものとなる。

保存する

東アジア諸国は、自然のままの、または生態学的、社会的、文化的に重要な沿岸・海洋環境の種および区域を保存しなければならない。

原則

自然のままの生息地や生態学的、社会的、文化的に重要な区域は、それらの恩恵はまだ十分に理解されてはいないが、かけがえのない財産であり、それ故に保存されなければならない。

美しくかつ多様な形態を有する野生動植物が 現在および将来の世代のために保護されなけ ればならない地球の自然の系のかけがいのな い一部をなす。

湿地は、水の循環を調整するものとしての、および湿地特有の動植物とくに水鳥の生息地としての基本的な生態学的機能を有する。

いずれの国も、海洋環境の特定の部分に重大か

なぜ保存か?

地球上の不可欠な財やサービスは、遺伝子、生物種、個体群および生態系の耐用性や変位性に依存する。生物資源は、食糧、衣服、住居、医薬品および精神的な糧を我々に提供する。森林、サバンナ、草原、砂漠、ツンドラ、河川、湖沼および海洋の自然生態系は、地球上の生物の多様性の大半を含む。遺伝子バンク、植物園、動物園、その他の生殖質貯蔵施設は小さくとも重要な役割を果たす。今日の生物の多様性の減少は、人類の活動の結果によるところが大きく、また人類の発展に対する重大な脅威となる。

Agenda 21

つ有害な変化をもたらすおそれのある外来種または新種の当該部分への導入を、意図的であるか 否かを問わず、防止し、軽減し、および規制するために必要なすべての措置をとる。

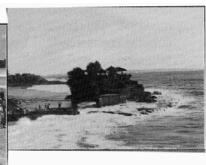
生物多様性の保全およびその持続可能な利用ならびに遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ 衡平な配分は、我々の地球、人の健康、および人々の生活と文化的一体性に必要不可欠である。

目標

- 1. 境界を越えて重要な海洋保護区に関する共通の管理システム
- 2. 希少種、絶滅危惧種および遺伝資源の保護
- 3. 社会的、文化的、歴史的、地質学的意義のある越境地域の保存







保存する

目標 1: 境界を越えて重要な海洋保護区 に関する共通の管理システム

行動計画

- 1. 境界を越えて重要な沿岸・海洋保護区を、以下により選定し、優先順位を付ける:
 - a. 以下の沿岸・海洋区域を特定するための選定基準について合意する;
 - 当該地域において、希少種、絶滅危惧種や近絶滅種、または絶滅のおそれのある生態 系コミュニティーを含む区域;
 - 当該地域の生物多様性にとって重要な植物・動物の個体数を維持する区域;
 - 地域的に重要な魚類資源を供給する区域:
 - 地域的および/または国際的に重要な回遊性魚種の避難場所、食糧源、生育場、回遊 経路を提供する区域;
 - b. 国際条約に基づく保護区や特別敏感海域に関するガイドライン・規準を考慮して、タイプや利用に基づいて保護区を分類する²:
 - c. 重要な境界を越える生態学的および/または経済的機能を有する「地域のホットスポット」となる海洋保護区の優先順位を定める。
- 2. 境界を越えて重要な海洋保護区と特別敏感海域に関する適切な管理レジームを、以下により 確立する:
 - a. 多様な分類の保護区を含み、この区域の計画・管理・利用に関する統合的アプローチを 提供する管理の枠組みを導入する:
 - b. 海洋保護区を管理するために、能力を構築し、地方の利害関係団体、政府および民間部 門を関与させる;
 - c. 国および地方レベルで、補完的な土地・海域の利用計画および開発計画を適用する:
 - d. 地方と国の利害関係者間でのパートナーシップを奨励するような革新的な行政、法、経済、および財政的な手法を制度化する;
 - e. 調査を行い、海洋の動物・植物相の目録を作成し、国、地域および国際的なデーターベースを通じて既得の情報を蓄積・共有する。

¹ この文書では、あらゆる形態および目的の保護区(禁漁から規制に基づく利用まで)を含む包括的な用語として「保護区」を用いる。

² このような国際条約とは、生物多様性条約、移動性野生動物の保全に関する条約、世界遺産条約、ラムサール条約、MARPOL、UNCLOS、および敏感海域に関する IMO ガイドラインをさす。

絶滅危惧種の取引

ウミガメ 7種のウミガメのうち6種が、東アジア海域地方でみられる。ウミガメは、食糧(肉・卵)や装飾品(甲羅、一般に鼈甲として知られる)として、また文化・宗教儀式の一部として、この地域において長い間捕獲されてきた。ウミガメは、その油、皮、骨のためにも捕獲されてきた。この長期間にわたる消費に、漁具による混獲や産卵場の消失が重なり、東南アジア地域における繁殖個体群の大きな減少が引き起こされている。マレーシアのトレンガヌにあるオサガメの産卵場は、「個体群の破壊(population crash)」の被害を受けている。東アジア海域では、大半のウミガメの個体群減少は、50~80パーセントに及ぶと推測されている。

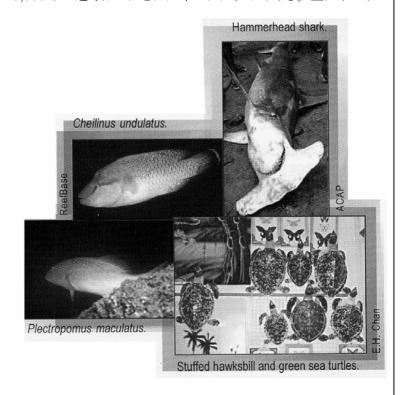
多数国間条約の採択、保護区の設定、保護計画の確立など、ウミガメ保護の取組は、近年増加している。アオウミガメ、アカウミガメ、ヒメウミガメ、ヒラタウミガメは、CITESにおいて絶滅危惧種として掲げられ、一方でタイマイとオサガメは、危急種として掲げられている。北朝鮮を除く東アジア海域のすべての国家は、CITESの締約国である。

サメのヒレの切り落とし 捕獲されているサメ 100 種類のうち、およそ 20 種類は、近絶滅種、 絶滅危惧種、危急種である。サメのヒレ、軟骨、肉、レバーは需要があるため、乱獲の危機にさ らされ続けている。これらのうち最も高価なものはヒレで、1kg あたり 564 米ドルで取引される。 ヒレの多くはアジアに送られ、中国珍味のフカヒレスープの材料として使われる。ヒレを取るた めに捕獲されたサメは 1991 年から 1998 の間で 2500%増加した。

サメのヒレを切り落とすことは、残りの胴体の投棄も伴う。

サンゴ礁に棲む魚の食糧取引 サンゴ礁に棲む魚の取引は初め、アメリカやヨーロッパの水族館市場の需要に対して供給するということで知られていた。しかし、近年では主に香港、中国、台湾の市場に対して供給する食糧取引(1995年では10億円規模)へと変化してきた。莫大な需要の高まりにより、1997年には約54,000トンがこの地域で取引され、うち香港が32,000トン(全体の60%)輸入しており、その中でも19,000トン近くはハタとメガネモチノウオである。主にインド

ネシア、フィリピン、タイ、マ レーシアから供給されている。 しかし、貿易と関連し、海洋の 生物多様性へ影響を与える、最 も急迫した環境問題が二つ存在 している。(1)手の届かないサン ゴのクレバスやコーラル・ヘッ ドにいる魚を気絶させ、捕獲す るために用いるシアン化合物の 使用が、サンゴ、サンゴ礁に棲 息する無脊椎動物、捕獲対象で ない魚類の死を引き起こすこ と、また(2) (すでに IUCN の レッド・リストに掲げられてい るタマカイやメガネモチノウオ など) 取引対象となる成魚の乱 獲やハタの海中養殖の成長のた めに放流した産卵群と稚仔魚の 両方の過剰捕獲である。



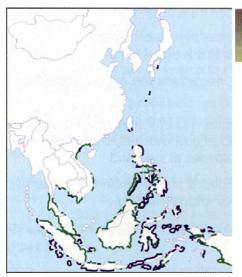
保存する

目標 2: 希少種、絶滅危惧種および遺伝資源の保護

行動計画

- 1. 以下により、絶滅の恐れがある種の保護に対する地域の合意を確立する:
 - a. 地域全域の絶滅の恐れがある種の指定に関する関与を明確にし、それらの生息地を保護 し、回復計画を策定する;
 - b. 絶滅の恐れがある種の効果的な保護のために、国の政府、産業界(例えば、漁業/養殖、 観光、貿易、運輸)、民間部門、地方政府、保護団体、科学研究機関の間のパートナーシ ップを確立する;
 - c. 絶滅危惧種およびその重要な生息地の特定と保護のために、補完的な法律、規制、政策、 計画を採用する。
- 2. 以下により、地域全域の絶滅の恐れがある種に関する国の回復・管理プロセスを実施する:
 - a. 該当種に関する利用可能な最善の科学・伝統・社会知識を持ち寄り、回復戦略の準備に際し、地方レベルで利害関係者を従事させる;
 - b. 回復戦略のもとで、地方の行動計画を作成し実施する;
 - c. 該当種の保護を促進するために、地方レベルで経済奨励策・抑制策および画期的な計画 を課す。
- 3. 以下により、絶滅の恐れがある種や遺伝資源の地域全体にわたる安全網を構築する:
 - a. 固有種とその生態系や特定の生息地への脅威となり、それらを支配・根絶するような外 来種の導入を予防する;
 - b. CITES の規定にもとづき絶滅危惧種の取引を禁止し、既存の貿易監視プログラムをネットワーク化する;
 - c. 有用種の商業開発に関する措置を採択し、絶滅危惧種の捕獲に対処する;
 - d. 生息域内の遺伝子バンクとして機能する保護区の設定;
 - e. 政府と地域社会が相互に合意した条件および対象範囲にもとづいて、また双方のインフォームド・コンセントに従い、生物資源調査活動に関する利益共有のための調整を発展させる。

東アジアの沿岸生息地:現状と脅威

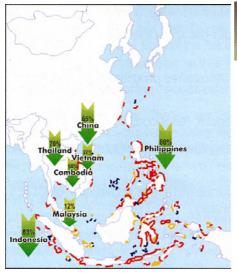




沿岸生息地の分布

世界のサンゴ礁の約30%およびマングローブの3分の1が、他の多くの重要な生息地と同じく、東アジアでみられる。

東南アジアのサンゴ礁のうち、84%がインドネシアとフィリピン周辺である。

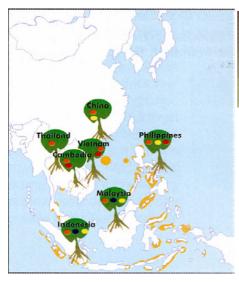




沿岸生息地の現状

東南アジアのサンゴ礁は、世界の他の地域と比べて最も脅威に さらされている。80%以上のサンゴ礁が危機に瀕している (26%は中度の危機に、56%は高度の危機にあると分類されて いる)。

フィリピンのサンゴ礁のほとんどと、インドネシアのサンゴ礁の 83%が危機に瀕している。UNEP によれば、この 70 年間で、南シナ海に面している天然のマングローブの約 70%が破壊されてきた。この減少により、 $6000 \mathrm{km}^2$ から $2000 \mathrm{km}^2$ になった。管理しなければ、このままの割合で減少すれば 2030 年にはすべてのマングローブが消滅するだろう。





沿岸生息地への脅威

東南アジアのサンゴ礁は汚染、堆積、乱獲、広範囲に及ぶ破壊的漁法によって危険にさらされている。破壊的漁法により高度の危険にあるとして分類された地区は、「リーフ・ベースで見られるようなダイナマイトやシアン化合物による漁法が一般的に行われる場所から半径 20km の範囲をベースにしており、1997年9月にマニラで2日間開催された"Reefs at Risk Workshop"で得られた専門家の意見に基づいて改訂」された。

養殖池への転換、チップやパルプ製品のための伐採、都市開発・ 入植、国内利用のため伐採により、マングローブは失われてき ている。

保存する

目標 3: 社会的、文化的、歴史的、地質学的意義のある越境地域の保存

行動計画

- 1. 以下のことによって、際立った地域的価値を有すると考えられる文化財産や自然財産を保護する:
 - a. 地域的観点から最も際立った価値を有する文化財産や自然財産の基準に合意する;
 - b. 選出および指定過程に地域社会、地元の人々および他の適切な利害関係者を参加させる ことを含めて、文化遺産もしくは自然遺産としての越境地域のリスト化、指定および見 直し過程を設定する;
 - c. 法的、伝統的な保護と管理の施策により、価値ある遺産の適切な保存を確実にする;
 - d. 指定された越境地域がその際立った価値の特色を確実に維持できるよう、地域リスト指 定解除手続きなど、モニタリングと評価の手続きを実施する;
- 2. 以下のことによって、境界をまたぐ文化遺産および自然遺産を管理する:
 - a. 国際協定3のもとでの保護区としての要件を採択する;
 - b. 伝統的な保護・管理メカニズムを維持し強化するための規定を含めて、国および地方レベルで適切な法と規則を執行する;
 - c. 財産の管理、保全、一般市民によるアクセスをカバーするような適切な行政的措置を講じる;
 - d. 遺産の周辺に適当な緩衝地帯を設定することを含め、国および地方レベルで、陸域・海域利用ゾーニング計画および開発スキームに指定地点を統合する。

³世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約など

保護する

東アジア諸国は、人間活動の帰結として生じたリスクから生態系、人の健康、社会を 守るべきである。

原則

沿岸および海洋環境の保護は、直接的、間接 的な経済的利益を生みだす。

国は、海洋環境の汚染を防ぎ、減らし、管理 するための能力に照らして、彼らの裁量の範 囲で、最良の実際的措置を活用すべきである。

海洋環境の汚染を防ぎ、減らし、管理するための措置を講じるにあたって、国は直接的または間接的に、損害や災害をある地域から他の地域へと伝播させないように、また、ある種類の汚染が他のかたちの汚染に変容しないように行動すべきである。

国は、その管轄下もしくはコントロール下に ある区域での技術の使用から生じる海洋環境 汚染を防ぎ、減らし、管理するためにあらゆ る措置を講じるべきである。

なぜ保護か?

世界の人口の大部分は沿岸域に住んでおり、これらの地域にさらに集中しつづける傾向にある。沿岸住民の健康と福利、場合によっては生存そのものが、関連流域圏や集水域および水際の沿岸海水、沿岸システム、河口、湿地帯の健康と安寧に依存している。結局、沿岸域での人間活動の持続的パターンは、健全な海洋環境に依存しており、そして逆もまた同様である。

陸上活動からの海洋環境の保護に 関する世界行動計画(GPA)

汚染原因者は、経済的手法および環境コストの内部化をとおして汚染の費用を負担すべきである。

目標

- 1. 大規模海洋生態系と準地域的海域を含む地域的海域における、環境に対する越境性の脅威に対処するための準地域的な仕組み
- 2. 陸域の人間活動による沿岸・ 海域の劣化の防止
- 3. 海域での人間活動による悪影響の防止
- 4. 除去費用の回収と損害に対す る賠償



環境リスク評価/リスク管理、リスク・コミュニケーション

環境リスク評価/リスク管理、リスク・コミュニケーションは、地方および国家的活動から生じる問題だけでなく、越境性環境問題にも直面している海域の環境管理に対する革新的アプローチの一つである。

環境リスク評価は、自然環境を通じて目標に到達しようとする人間活動から生じる諸要因から、人の健康および/または生態系に害が及ぼされる可能性を推定することである。その構成要素は、ハザードの特定、影響評価、暴露評価、リスクの性質特定である。こうとを評価は、管理のための決定の基盤を提供するために実施される。

他方、環境リスク管理は、特定されたリスクを管理するための適切な行動を特定し、選択し、実施することである。その過程においては、特定の管理措置が適用された場合に社会にもたらされる利益とコストを秤にかける。それはまた、適切な管理政策に関する利害関係者の合意も引き出す。

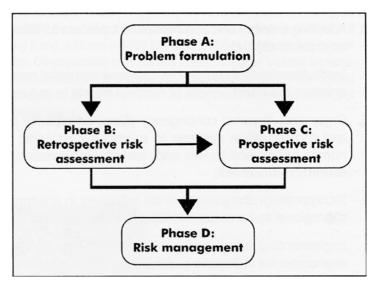


図 環境のリスク評価/リスク管理、リスク・コミュニケーション

リスク・コミュニケーションは、リスク管理の基本的な構成要素である。その目的はリスク管理 者と利害関係者との間の認識と信頼を築くことである。しばしば、ある問題に対する理解の改善 をもたらしたり、個人的見解を共有することによって、管理措置を立案したり、措置を社会共通 の福利の保護に結び付ける際の部門間の信頼や信用が確立されうる。

リスク・コミュニケーションのプロセスは、次のような場合、ある程度の成功と考えられる。1) 政府職員、民間部門もしくは個々の市民が意思決定に用いる正確な情報の基礎を改善し、増強するとき。2) 関係者を、利用可能な知識の範囲内でも適切に情報が伝えられたと満足させるとき。

リスク・コミュニケーションとは、リスク管理の決定が一般的福祉を最大限にすることを保証するものではない。それはあくまで、利害関係者の環境、社会、経済的な福祉に関して利用可能な 選択肢の意義について何が分かっているのかを、意思決定者が理解するのを確実にするにすぎない。

東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)に関する GEF/UNDP/IMO 地域プログラムは現在、渤海(中国)、マニラ湾(フィリピン)、タイ湾を含む、準地域的な海域および多国間の管轄権が重複する海域に対してこのアプローチを適用している。この取り組みは、共有水域に関する各国(もしくは政府の様々なレベル)の共通ビジョンに基づく集団的戦略を立案と実施を目的としている。また、効果的な管理プログラムに向けて、関心を有するグループと機関との間の協力と参加を実体化するものである。

保護する

目標 1: 大規模海洋生態系と準地域的海域を含む地域的海域における、環境に対する 越境性の脅威に対処するための準地域的な仕組み

- 1. 以下のことによって、地域の海域の環境管理における政府間協力を強化し拡大する:
 - a. この地域で進行中の"国際水域"プロジェクトから学んだ教訓を評価し適用する;
 - b. 越境性の環境リスクを特定し優先順位を付けるための系統的で透明なプロセスを採用する;
 - c. 越境性の環境リスクを減らすための国家努力の効果を高めるための、補足的な環境管理 枠組みと戦略を制度化する;
 - d. 自然または人為的要因で起こる破滅的な環境問題に対処するための、地域的な緊急時対 応計画、緊急時対応、除去費用の回収と賠償のシステムを整える。またそのために、関 係する国々の能力を強化する措置を実施する;
 - e. 河川流域、準地域的海域および LMEs の環境管理に関する政府間のイニシアティブを、 地域的海域の管理枠組みに組み入れる;
 - f. 管理措置の効果を大きく左右する適切な環境指標を用いて、統合的環境モニタリング・ プログラムを実施する。
- 2. 以下のことによって、地域的海域の環境管理における国と地方政府の役割、責任および管理 能力を強化する:
 - a. 関連する国際条約や協定の実施を含む、地域的海域の環境管理に関する国家政策の採用;
 - b. 以下を開発および/または管理する国家能力を拡充するための適切な法的・経済的措置 と計画を確立する:
 - 越境汚染をもたらす人間活動;
 - 準地域的な成長区域;
 - 有害化学物質や有害廃棄物と、それらの越境移動;
 - 生息地の劣化/破壊の越境性の影響;
 - 越境性の影響をもたらすような沿岸・沖合での建設、埋立、資源開発プロジェクト;
 - 越境性の脅威を最小限にするための技術とプロセス;
 - c. ICM の枠組みとプロセスを活用し、地方政府を各行政区域の沿岸・海洋資源の計画、開発および管理に従事させる;
 - d. 政府、国際機関、援助提供者 (ドナー)、民間部門、その他関心をもつ利害関係者の間でのパートナーシップを推進する。

有害・有毒プランクトン赤潮(HABs)

海域および汽水域における微細藻類の増殖の総称である有害・有毒プランクトン赤潮 (HABs) は近年広まってきており、人間の健康や漁業資源への脅威を引き起こしている。 原因となる有機物は、海産食品を汚染し、魚を死滅させる毒素を運び、また、環境中の酸素を減らし魚類および非脊椎動物を死滅させる無毒藻類にもなる。 陸域活動起源の過剰な汚染、とくに窒素やリンを多く含んだ農業廃水や生活廃棄物により、HABs は公衆の健康と経済の双方における費用増加を引き起こしている。 例えばフィリピンでは 1983 年以降、2000件以上の貝毒事件があり、115人の死者を出し、毎回およそ 1000万ペソの経済的損失があったと報告されている。 香港では 1998年の藻類急速繁殖が、4,000万米ドル相当の、資源の 80%以上にあたる 3500トンの養殖魚を死滅させた。HABs の増加の他の理由として次の点が挙げられる:密殖の増加、異常気象、船のバラスト水に含まれるシストの移送。また、被害自体が増加していなくても、科学研究の拡充により被害報告件数が増加しているとも考えられる。



保護する

目標 2: 陸域の人間活動による沿岸・海洋域の劣化の防止

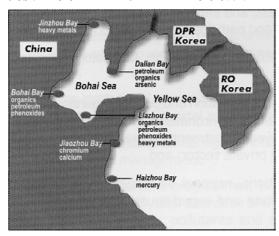
- 1. 以下のことによって、陸域での人間活動からの有害な影響から海洋環境を保護するための能力を強化する:
 - a. 海洋、沿岸生態系、関連の流域圏の劣化により生じる社会的、経済的、環境的費用に対する政策立案者の認識を高める;
 - b. UNCLOS, Agenda21, GPA などの国際条約や協定で規定されている目標、目的、指針を、地方、国、地域レベルの新規および既存の戦略、政策および行動計画に組み入れる;
 - c. 政府、政府機関および研究所、社会、経済部門の各レベルを横断して、統合的沿岸域管理や流域圏管理の戦略と政策を組み入れる;
 - d. 国と地方政府、河川流域圏当局、港湾管理当局、沿岸域管理者の間の制度的協力関係を 構築する;
 - e. 流域圏管理に属する関連の法律や規則に、沿岸域管理関係を統合する。
- 2. 以下のことによって、下水、生息地の物理的改変や破壊、栄養、堆積物移動、ゴミ、残留性 有機汚染物質や放射性物質が沿岸・海洋環境に及ぼす影響に対処するため、とくに地方レベ ルに焦点を当てて管理計画を実施する:
 - a. ICM 諸計画の実施において、持続可能な沿岸管理のための効果的な制度的・法的枠組み を適用し、健全な科学的情報を活用するため、利害関係者の参加を得た統合的な意思決 定を行う地方政府の能力を強化する;
 - b. 活動の社会的、経済的、環境的な帰結や問題の追跡可能性を考慮に入れて、陸域での活動から生じるより重大なリスクを特定する;
 - c. 特定された問題への地域社会の見解や将来に向けた優先順位の評価にもとづき、沿岸・ 海洋域に対する持続可能なビジョンを準備する;
 - d. 地域社会の持続可能なビジョンを達成するための適切な行動計画を策定する;
 - e. 地方政府、民間部門、市民団体の間の参加とパートナーシップを奨励するために、経済 的手法やインセンティブ・プログラムなど、地方政府レベルで、革新的な政策、管理お よび制度的調整を導入する;
 - f. 現地での陸域起源の海洋汚染に関するニーズや代替的解決策を特定し評価するため、また、民間部門、投資家、財政支援機関との自律的、持続的なパートナーシップを形成し 折衝するために、技術的支援、技術移転、資金調達プログラムへの地方政府のアクセス を強化する。

- 3. 以下のことによって、陸域活動の影響を管理するための全体的アプローチを採用する:
 - a. 地方、国、地域レベルでの沿岸・海洋ガバナンスのための統合的管理アプローチを支援 し、管理計画の実施を加速する;
 - b. 河川と支流の保護、土地利用と水利用の「グッド・ガバナンス」の促進など、統合的沿岸・流域圏管理の枠組みに陸域活動の影響に対処するための行動を組み込む;
 - c. 沿岸の埋め立て、沿岸構造物の建設、排水、沈泥の固化など、社会・経済的影響を含む 海洋環境への人為的影響に関する科学的評価を改善する;
 - d. 意思決定や人々の認識と参加、達成度評価に活用するために、管理計画の現状と進捗状況および影響をより良く計測する統合的環境モニタリングおよび情報管理・報告システムを構築する;
 - e. 南-南、北-南の技術協力、技術移転、情報共有ネットワークを促進する;
 - f. 沿岸・海洋環境の劣化をもたらす陸域活動に関する法制や政策を強化し、政府の透明性 と説明責任を確実なものにし、複数年の投資計画を提供し、民間部門による投資を可能 にする環境を整備するような国家的改革を行う;
 - g. 環境インフラやサービスを促進し、それらに迅速に資金を供与するよう、国際金融機関 や地域の開発銀行あるいは他の国際的資金メカニズムと共働する。

汚染のホットスポット

東アジアにおいて厳しい汚染負荷を受けている地域、汚染のホットスポットは、内湾や河口のような閉鎖的もしくは半閉鎖的な水塊に位置する。それらは高度に都市化され人口が密集した市街地とも関連しており、人の健康だけでなく沿岸資源や沿岸生態系の十全性(integrity)に対しても恒常的な脅威をもたらしている。汚染物質は、未処理の汚水、農業・養殖廃水、工場や住宅からの負荷という形で、主に陸域汚染源からくるものである。その影響で、この地域のより多くの区域が、汚染された水産物や水浴びによる疾病発生の増大を経験している。また、有害・有毒プランクトン赤潮も更に頻繁になっている。底生生物は消滅するか、もしくは有害な汚染物と同化してしまっている。また、沿岸域の堆積物の増大は、サンゴ礁や他の生息地を脅かしている。

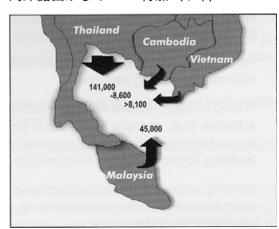
高度に汚染された湾における汚染物質



黄海の大規模海洋生態系(LME) の汚染特徴

- 年間 17 億トンの汚水が黄海の LME に流 れ込んでいる: 84%が工業廃水; 16%は生 活廃水。
- 渤海には黄海の 2 倍の汚染物質が流れ込んでいる;しかし黄海には、臨海工業により、2 倍のフェノキシド、塩化物、金属が流れ込んでいる。

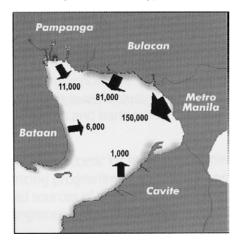
湾岸諸国からの BOD 付加(t/年)



タイ湾の汚染特徴

- この湾は年間 20 万トン以上の BOD による有機物負荷を受けている
- 70%は陸起源の汚染で、主に生活廃棄物である。
- 栄養の増加は湾奥部においてより顕著であり、富栄養化と藻類の大繁殖を引き起こす。

マニラ湾周辺の BOD 付加



マニラ湾の汚染特徴

- マニラ湾は年間 25 万トンの BOD による 有機物負荷を受けている。
- 底層の水は貧酸素
- プランクトンの異常繁殖の頻度が増加している(1996、1997、1998年にはそれぞれ 13%、20%、23%の増加)。
- 底生生物は絶滅に近い。

保護する

目標 3: 海域での人間活動による悪影響の防止

- 1. 以下のことによって、船舶航行からの日常運航時および事故時の海水汚染を防止する:
 - a. MARPOL73/78 の規定の実施;
 - b. 特に航行輻輳海域および/または海洋保護区近傍海域、特別敏感海域で、船舶航行安全 管理システムを確立する;
 - c. 海上安全を確保し、海洋環境保護を促進しながら、海での多分野にわたる法の執行と海上監視のための能力を構築し強化する;
 - d. 環境にやさしい防汚化合物を、船体や海洋構造物へ用いることを要請する;
 - e. バラスト水の排出を通じた外来種の移入を回避するために、適切な技術、工程および手順を適用する;
 - f. 船からの一般廃棄物を受け入れるため、港湾内で適切な陸上受入施設とサービスを提供 する;
 - g. 港湾内の安全・環境管理システムを強化し、そうしたシステムを地域社会の環境計画の なかに統合する。
- 2. 1972 年のロンドン条約に基づき海洋投棄を管理し、関係する国際同意に従って海上での廃棄物焼却を管理する。
- 3. 以下のことによって、海域での人間活動からの事故による漏出、流出に対応する。
 - a. 油性物質、危険物質、有害物質をともなう汚染事故に迅速に対応するため、地域、国、 地方レベルで緊急時対応計画を採択する;
 - b. 船舶、ターミナル、港湾および沖合施設における対処手続き、施設、資材、人員の配置 を確実にする;
 - c. 石油流出への共同対応、相互支援メカニズムや機関など、流出事故の際の人材、設備、 資材の支援について、政府機関、産業界、民間部門、地元グループとの間で合意を締結 する;
 - d. 対応グループの参加を得て定期的な訓練実習を行う;
 - e. 油汚染源を追跡する能力を構築する。
- 4. 以下のことによって、陸域および海域での経済開発に対応する:
 - a. 地方政府の ICM 計画に、陸域と海域での活動を組み入れる;
 - b. 国と地方政府レベルで土地利用、海上利用のゾーニング計画を採択する;
 - c. 生態系管理と公共の利益の文脈において、船舶航行、浚渫、埋立、養殖、資源開発産業活動の環境リスクを評価し管理する。

保護する

目標 4: 除去費用の回収と損害に対する賠償

- 1. 以下のことによって、流出油の除去費用と経済的損害に対する賠償を促進する:
 - a. CLC&FUND 条約を批准し、実施する;
 - b. 国の法律、行政および適格性審査手順と損害評価過程が、CLC&FUND条約と合致していることを確実にする;
 - c. 越境性の海洋汚染事故をもたらす、またはその可能性のある流出事故や排出に関して、 準地域的な海域に接する諸国間での緊急時対策を設定する;
 - d. 国際的な責任・賠償体制のもとでの対応人員、装置、資機材、サービスへの適正な報酬 と費用に関する予備的合意のための交渉を行う。
- 2. 以下のことによって、費用回収と損害賠償制度を拡大する:
 - a. 損害を引き起こす事故⁴、および、国家管轄権の及ぶ範囲を超える地理的区域⁵をより広い範囲でカバーする国際協定を批准し、実施する;
 - b. 沿岸・海洋資源の知識基盤、およびそれらの価値を決定するシステムなど、天然資源の 損害評価のためのスキームについて合意する;
 - c. 国の法律のもとでの適格性基準や損害賠償のための利用可能な資金源を拡大するよう な規則、行政手順、評価過程および財政制度を設定する。
- 3. 以下のことによって、損害の修復に革新的なアプローチを適用する:
 - a. 環境劣化区域における排他的開発権の付与のような、第三者による環境劣化区域の修復 を奨励するようなインセンティブ・プログラムを採用する;
 - b. 利用者負担、汚染者負担方式に依拠する環境修復基金を設立する;
 - c. 資源、サービス、および等価値サービスが、損害によって生じたロスを相殺するのに用 られるような、補償的修復制度を採用する。

⁴ HNS およびバーゼル議定書

⁵ 油による汚染を伴う事故の場合における公海上の措置に関する国際条約

責任と賠償のシステム

船舶事故からの油汚染は、全海洋汚染のほんの数パーセントを占めるに過ぎないが、そうした事故はいったん起こると、非常に深刻で、潜在的に破壊的である。石油流出事故は、厳格な損害賠償に基づく特別なシステムを与えられるべき第一のタイプの汚染である。CLC&FUNDは、船による油汚染損害に対して、二重の責任と賠償のシステムを規定している。このシステムはタンカーに限定されている。1つめは、そうした事故に対してのみ保険をかけることが求められている船主によるものである。2つめは、船主の保険金が全ての損害請求をカバーできない、または十分でない時はいつでも賠償を支払うような基金に資金を拠出する石油輸入業者が参画するものである。2つの条約は賠償責任の上限を1億3500万 SDRs(1億7180万米ドル)までとしている。2003年に発効する予定の2000年の改正では、賠償の上限が2億300万 SDRs(2億5830万米ドル)とされた。

1996年には、HNS条約によって、船が運ぶ化学物質による汚染損害をカバーする同様のシステムが設定された。2000年に、タンカー以外の船の燃料として積載される油による汚染損害をカバーする条約が採択された。バーゼル条約の1999年の議定書も、有害で危険な廃棄物の越境移動をともなう事故による損失に対する責任と賠償のシステムを規定している。

これらの条約は、責任と賠償のシステムの対象範囲を大きく広げてきた。とはいえ、海洋環境における汚染が原因となる損害の範囲を未だ十分にカバーしてはいない。問題の範囲には、現行の賠償限度が十分かどうか、潜在的な汚染の十分な範囲でのカバー、環境被害に対する賠償などである。現在の条約のもとでは、油や化学物質以外の船荷による船舶汚染被害は、損害の一般的な法律以外ではカバーされておらず、環境損害に関する回復も修復費用に限定されている。フランスの沖合で発生したエリカ号とイエヴォリ・サン号の事故や、マラッカ海峡で起きたナチュナ・シー号の事故のような近年の出来事は、現行システムとのギャップを露呈させ、国際社会は早急な対応を迫られている。

これらはすべて海運業界内で発生する損害のみを扱うもので、汚染や環境被害をもたらす海運業界以外の諸活動に対処し始めてはいない。

開発する

東アジアの国々は、生態学的価値を保護しながら経済的繁栄と社会的福利に貢献するような、沿岸・ 海洋環境における区域や機会を開発していかなければならない。

原則

経済開発は、地方、国、地域的にきわめて重要 である。

環境保護と経済開発は両立可能である。

持続可能な開発を達成するために、環境保護は、 開発過程の一部として統合されるべきであり、 分離したものとしては考えられない。

環境保護の費用と便益を内部化する市場メカニ ズムが、長期的な経済成長を促進する。

海洋環境を保護し保存するために、革新的な経

なぜ開発か?

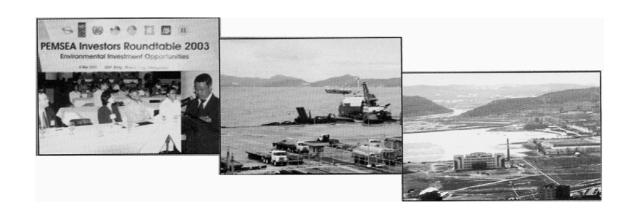
……全世界の理想という権威と、市場の力とを一つにまとめる道を選びましょう。起業家精神のある民間の創造力と、恵まれない人々のニーズと将来世代の要請とを調和する道を選びましょう…

国連事務総長 コフィー・アナン

営・財政手法も含めて、国家的・地域的行動計画を実施するため、あらゆる範囲の利用可能な運営方法と財政手段の利用が促進されるべきである。

目標

- 1. 沿岸・海洋域における持続可能な経済開発の促進
- 2. 沿岸・海洋域の持続可能な開発を達成するための効果的な管理枠組みとしての ICM
- 3. 越境環境管理プログラムを組み入れた準地域的な成長区域
- 4. 持続可能な資金供給と環境投資におけるパートナーシップ



廈門(Xiamen)における海域利用ゾーニング体制

Harbor area
Coastal industry zone
Land reclamation
Aquaculture
Navigation route

Nan An City

Jimei
District
Tong An
County
District

Xing Lin
District

Xing Lin
District

Xing Lin
District

Aquaculture Area

Nan An City

Special
Aquaculture Area

Aquaculture Area

District

District

Tong An
County

District

District

Aquaculture Area

Aquaculture Area

District

District

District

Aquaculture Area

District

District

Aquaculture Area

District

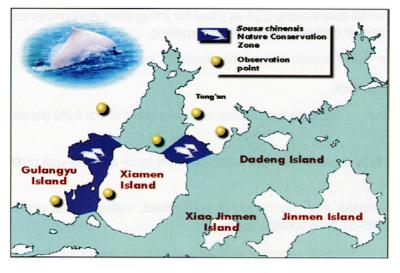
Di

この海域は、海域の主要な利用形態、両立可能な利用

図 廈門における海域機能ゾーニング体制

形態、そして制限されるべき活動を考慮して、利用形態の優先順位に従って区分された。 廈門の海域は、主に次のように分類された。つまり、船舶航行/港湾ゾーン、観光ゾーン、 養殖ゾーン、沿岸産業ゾーン、海洋工学ゾーン、鉱業ゾーン、自然保護ゾーン、特別機能 ゾーン、環境修復ゾーンである。ゾーニング体制の遵守を確実にするため、実施のための 法制度は、廈門における沿岸・海洋資源開発はすべて機能的なゾーニング体制と合致しなけ ればならないと命じた。

機能的ゾーニング体制の積極的な効果の一つは、ある特定の地域で許容される両立可能な利用を予め特定することによって、複合利用による対立を減らすことができたことである。



West Seaでは、機能的 ゾーニング体制によって、 船舶航行および港湾開発 のための海域利用と、中 国シロイルカ (Sousa chinensis)の生物多様性を 保全するための海域利用と の間の競合問題を、解決する ることができた。中国シロイルカを保護するために、 この計画では、5,500haの コアとなる保護区域と他の 特別な規制を設定した。

West Sea では船舶航行を

完全に禁止する必要がなくなったので、保護区域の外では航行が許されている。

開発する

目標 1:沿岸・海洋域における持続可能な経済開発の促進

- 1. 以下のことによって、適切な国の沿岸・海洋戦略および政策を促進する:
 - a. 意思決定における複数分野の利害関係者との協議と参加を制度化する;
 - b. 沿岸および海洋域に関する国の持続可能な経済開発プログラムの形成と実施において、多様な地域および地元の伝統、慣習、価値、比較優位、制約、その他の条件を考慮に入れる。
- 2. 以下のことによって、計画と開発のプロセスへの公衆参加を促すようなメカニズムを採用する:
 - a. 公衆および民間部門からの利害関係者と協議しながら、地域レベルでの、陸・海域の利用計画を開発する;
 - b. 沿岸・海洋域で主要な開発を達成するために、明確なプロセスと評価基準をもつ;
 - c. 環境への投資機会を見極め、統括し、開発するため、利害関係者との協議と合意形成を 行う;
 - d. 沿岸・海洋域に対する利害関係者の共有ビジョンを補足するような、開発機会の特定と優 先順位付けを行う;
 - e. 沿岸・海洋域の環境や、開発機会に関する情報および教育プログラムを展開する;
 - f. 環境アセスメント・システムとその実施を強化する。また、意思決定の早い段階において、環境利害と社会利害を統合させる手法として、戦略的環境アセスメント(SEA)/統合的環境影響評価(IEIA)を段階的に導入する。
- 3. 以下のことによって、経済開発と環境管理を統合する:
 - a. 地方の沿岸戦略を策定する;
 - b. 地方の利害関係者の共有ビジョンを達成するような、戦略的な環境および資源管理計画 を立案する;
 - c. 国と地方の開発計画が陸と海のゾーニング計画を補完することを確実にする;
 - d. 沿岸・海洋域における開発と、地元社会の社会的、文化的、経済的な特徴、および同社会 にとっての利益とを結び付ける;
 - e. 環境に健全な操業を確保するために、海運、漁獲、養殖および石油、ガス、鉱物の探索 と利用などの海洋産業の持続可能な開発と企業責任におけるパートナーシップを促進す る;
 - f. 提案された開発の、長期的な、共同体全体にわたる、分野横断的なインプリケーション に対応するために、EIA の手順を活用する;

- g. 次の項目を通して、沿岸・海洋資源への公的アクセスと、そこから得られる利益を改善する:
 - 地元住民や、訪問者、観光者による自然や文化に対する正しい理解を深めるための手 段としてのエコツーリズム;
 - 工業、商業活動によるウォーターフロントへのアクセスの適切な制限;
 - 長期的な経済的、保全的利益を生み出すような海洋産業;
 - (船舶にとっての) 大水深アクセスを持たせた沿岸陸域における港湾の開発/拡充;
 - 地方、国、地域レベルでの、文化的、自然的に重要な沿岸・海洋域の財産の公的所有;
- h. 持続可能な開発に向けた挑戦への対応における、地元コミュニティおよび開発の進んでいない地域と地方の能力強化。

目標 2: 沿岸・海洋域の持続可能な開発を達成するための効果的な管理枠組みとして の統合的沿岸域管理 (ICM)

- 1. 以下のことによって、沿岸・海洋資源を巡る対立や非持続的利用を減少させる:
 - a. 輻輳利用による対立に対処するために、ICM プログラムを実施する;
 - b. デモンストレーション・プロジェクトを通じて ICM 計画の実現のための地方政府の能力 を構築・強化し、情報共有のためにプロジェクト・サイト間のネットワークを張り巡ら し、相互支援を提供し、良い実践を促進する;
 - c. 経済活動、天然資源管理、そして貧困の撲滅、自然災害に対する脆弱性の減少、持続可能な生活様式を含む社会開発の間での運用上の連携を図るかたちで地方レベルでの統合的沿岸管理計画を策定し、実施する;
 - d. 沿岸・海洋資源の利用計画、開発及び管理に関する利害関係者の責任を付与する、国の 省庁、地方政府、市民団体の間のパートナーシップをつくりだす。
- 2. 以下のことによって、沿岸・海洋環境に関する知識と関心を行動に移す:
 - a. 沿岸地域に関する共有ビジョンをつくりだすために、地方コミュニティ、環境団体、宗教団体および民間部門を動かす;
 - b. 沿岸資源の計画、開発、管理に、当該沿岸域の地元の人々や疎外されている集団がパートナーとして参画できるようにする;
 - c. 地方政府の計画立案や意思決定過程に科学的知見を入力するために、コミュニティにおける科学/技術関係機関とその他の利害関係者を連携させる;
 - d. 地方の利害管理者が、沿岸・海洋環境に関して共有している環境上の価値と脅威に対処するための行動計画を実施する。たとえば、複合利用ゾーニング方式、統合的廃棄物管理、生息地保全。
- 以下のことによって、地方レベルの持続的開発および環境保全計画を構築する:
 - a. ICM の枠組みと過程の支援において、地方政府レベルの法的、行政的、経済的措置を法制化する;
 - b. 地方、国、国際機関や諸計画、投資者、企業による環境改善プロジェクトなど、持続可能な開発計画への投資機会を創出する;
 - c. 沿岸・海洋資源の利用者や受益者が資源の価値を認識し、そうした認識に従って賠償することを確実にするための革新的な財政的仕組みを適用する;
 - d. 適切な政策、規制および経済的インセンティブ措置をパッケージとして適用することを 通じて、自然資源の持続的開発に関する企業責任を強化する。
- 4. 以下のことによって、とくに沿岸域における大都市の、拡大する沿岸の都市化の生態学的・ 社会的影響を管理する:
 - a. 急速な都市化と人口増にともなう悪影響に対応し、持続可能な都市開発政策の実施を確実にするため、複数分野の利害関係者の関与を強化する;
 - b. 公衆衛生、人口密度、都市住民の環境に対する脆弱性に特別の注意を払いながらリスク 評価・リスク管理プログラムを実施する;
 - c. 沿岸都市に関する啓発および能力構築プログラムを増やす。

統合的沿岸域管理(ICM)

ICM は、沿岸域の陸域と海域における利用の競合による対立に対処するための統合された管理枠組みとプロセスである。

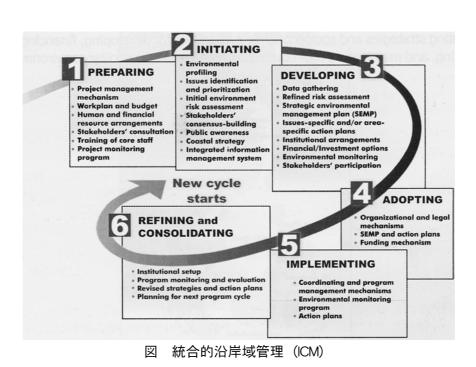
ICM は、大気、地質学的、物理的、化学的そして生物学的複合体によって結びつけられた、また、人間活動とその諸条件によって重大な影響を受けるような、陸と海の相互作用に対処するものである。

ICM は、貧困の軽減や持続可能な生活様式のような多様な目的を統合することによって、 沿岸・海洋域における持続可能な開発の実施の道筋を提供する。

ICM は、行動計画の準備、立ち上げ、開発、適用、実施、改良、統合をカバーする連続的サイクルに沿った体系的なプロセスをともなう。以前のプログラムの土台と経験に基づいて新しい行動が立案され実施されるとき、新しいサイクルが始まる。したがって、ICMプログラムを、地方政府の計画・開発プログラムのサイクルに統合することが必要である。

ICM は、複雑な沿岸と開発の問題を管理するための国際的に認知されたアプローチになった。このことは、2000 年時点で 95 カ国が 345 の ICM の取り組みを開始したことからも明らかである:これは 1993 年の 2 倍である。

30 年以上の間、一般的な ICM の枠組みは、沿岸にかかわる様々な問題をもつ世界の多様な沿岸域に採用し適用できるような方法で進歩してきた。デモンストレーション・サイトとして行われたイニシアティブは、ICM の概念を実施段階へ押し上げるとともに、それが有効なモデルであることを立証してきた。例えば、GEF/UNDP/IMO 東アジア海域プロジェクトの 廈門やバタンガス湾のデモンストレーション・サイトでは、海洋汚染問題に対処するために ICM を適用した。ICM は、漁業、養殖、観光、生物多様性、海面上昇と関連した諸問題に対処するためにも用いることができる。また、それは GPA、生物多様性条約などのような国際協定の地方での実施にも効果的である。



-77-

開発する

目標3: 越境環境管理プログラムを組み入れた準地域的な成長区域

- 1. 以下のことによって、成長区域が沿岸・海洋資源に及ぼす政策的、社会経済的、また環境上の意義を評価するための体系的なプロセスを採用する:
 - a. 成長区域の開発と管理に関する二国間・多国間協定のなかに、越境性の環境上の関心事 を組み入れる;
 - b. 準地域的な成長区域の計画、開発および管理における、地方および国の利害関係者の参加を確保する仕組みを採用する;
 - c. 越境性の環境上の脅威を回避するための補完的な行動計画を確立する;
 - d. 成長区域において、よりクリーンな生産技術とプロセス、環境設備とサービスへの投資 を促進するための補完的な経済的手法と規制メカニズムなどの環境管理システムを実施 する。
- 2. 以下のことによって、開発機会の承認に関する適切な政策と指針を実施する:
 - a. すべての主要な開発機会を対象とした環境アセスメント制度を確立する;
 - b. 承認プロセスに、地方の利害関係者が参加できることを確実にする;
 - c. 運輸などのインフラや、制度整備などの行政サービス提案が、準地域における社会的、 経済的目標に合致していることを求める;
 - d. 補完的な環境設備やサービスが、公共の利益と資源の持続可能な利用のために、開発計画のなかに規定されることを確実にする;
 - e. 必要なインフラと補助的な環境サービスを開発し、資金手当てをし、建設し、運用し、 維持するための戦略と社会経済的評価を規定する。

準地域的な成長区域

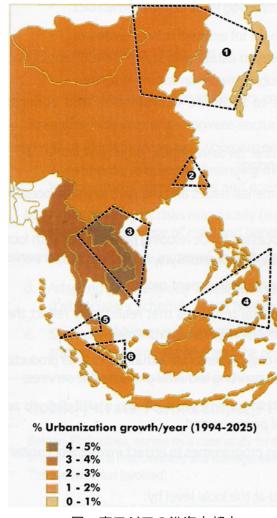
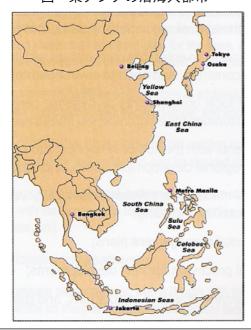


図 東アジアの沿海大都市



グローバル化や都市化の到来は、東アジアに おける準地域的な成長区域の形成を生み出 した。この区域は、国際的な成長三角地帯、 越境地域、国境を越えた区域としても知られ ており、東アジアの巨大な結合市場によって もたらされる有利性からくる貿易や経済の 相互依存性を顕著にしてきている。したがっ て、こういったグループ化は、経済的連携を さらに強化する。環境保護が社会的、持続的 な経済開発に不可欠な部分であるがゆえに、 これらは環境管理におけるパートナーシッ プを強化するだろう。その国境を越えた区域 は次のような区域である。

- ① 北東アジアの越境地域:豆満江流域(ロシア、中国、朝鮮民主主義人民共和国、韓国、日本)
- ② 台湾-福建省越境地域
- ③ メコン越境地域:ベトナム、ラオス、カンボジア、タイ
- ④ 東部成長三角地帯:ミンダナオ島、スラウェシ北部、ブルネイ王国、サバ州
- ⑤ 北部成長三角地帯:スマトラ島(メダン)、マレーシア(ペナン島)、タイ南部(ソンクラー/ハトヤイ)
- ⑥ シジョリ成長三角地帯:シンガポール、 ジョホールバル、リアウ

目標 4: 持続可能な資金供給と環境投資におけるパートナーシップ

- 1. 以下のことによって、安定した投資環境を確立し、パートナーシップを奨励するための国の政策・計画・実践を採用する:
 - a. 調整を促進し、所掌範囲間のボトルネックや制約を取り除くための、必要な構造改革を行う;
 - b. 公的財源を使用したり、他の資金拠出形態にアクセスする際の、地方政府の責任、透明 性、説明責任を促進する;
 - c. 環境問題と効果的な環境管理のためのパートナーシップの過程に対する民間部門の理解 を向上させる;
 - d. 地方、国、国際的な利害関係者、関係機関、援助提供者、投資家、そして経営企業とのパートナーシップを構築するため、明確な指針、基準、プロセスを実施する;
 - e. 環境投資プロジェクトの承認プロセスを合理化する;
 - f. 沿岸・海洋資源がもたらす財貨とサービスの価値と、それらの固有の価値を現実的に反映した、国家会計を持つ;
 - g. 環境インフラ、よりクリーンな生産技術とプロセス、環境上の効率性、技術的・科学的 サービス支援への投資のためのインセンティブ・プログラムをつくりだす:
 - h. 既存の、また潜在的なパートナーの間の、明確に規定された公平な場を維持するための 政策、法律、規則、プログラムを実施する;
 - i. 国際および国内市場における投資資金を惹きつけるためにダイナミックな情報普及プログラムを実施する。
- 2. 以下のことによって、資本フローを地方レベルの環境投資に向かわせる:
 - a. 国の規制、規準、政策に則して、公共に対して、予算的に整備可能な環境設備やサービスを提供する権限を、地方政府に与える
 - b. 環境施設と支援サービスを計画し、資金調達し、建設し、運用するために、地方、国、 国際機関との連携を始める権限を、地方政府に与える;
 - c. 環境投資の機会をとりまとめ、促進し、実施する際の活発なパートナーとしての地方政府の能力を構築する;
 - d. 地方政府に、各部門の団体、流域圏管理機関、地域開発銀行、商業的財源とのパートナーシップを開始する権限を与える;
 - e. 次のことを含めて、地方政府の活動のなかでコミットメントと持続可能性を示すような 環境管理システムを制度化する:
 - 戦略的な環境管理計画;
 - 新たな開発の見直しと承認の過程;
 - 環境法、規則、規準の施行;
 - 環境モニタリングと評価プログラム;

- 環境事業の費用回収のための、公正かつ財政的に可能なシステム;
- 地方政府の部署や産業、企業における ISO 認証;
- 認証や公的表彰など、環境に貢献した市民代表へのインセンティブと報償のシステム;
- コミュニティサービス、環境監査、廃棄物最小化イニシアティブなど、産業界や企業 との自発的プログラム。
- 3. 以下のことによって、民間部門の役割を強化する:
 - a. 官民連携、ジョイントベンチャー企業、実施契約などの資金供給メカニズムを展開して、 民間投資を支援する法的、行政的、経済的手法を提供する;
 - b. 当事者間のリスクと便益の公正なバランスを達成するために、プロジェクトのリスクを 現実的に配分する(例えば、政治的、技術的、商業的、財政的に);
 - c. 明確な投資制度を確立する:
 - d. 地方コミュニティにとって財政的に支出可能で受け入れ可能な形で、費用回収体制を確保するために、民間部門の投資を人々のニーズとリソースに順応させる;
 - e. 投資と自己継続可能な環境企業の開発への、小規模ビジネス、非公式ビジネス企業、女性の参加を強化し促進する。

公共部門と民間部門のパートナーシップ(PPP)とバタンにおける廃棄物処理施設

フィリピンのバタンは、公共部門と民間部門とのパートナーシップを通じた、環境改善・環境管理のための投資機会の開発と促進のケーススタディになっている。バタンでの取り組みは次のようなものである:

- a. 制度整備によって、地方政府レベルで適切な投資環境を確立し(例えば、支援政策と規制、執行能力、戦略的な環境管理計画、主な担い手の役割と責任の明確化)、地域の統合的な廃棄物管理計画を策定し、既存の活動を変えることの価値と利益について利害関係者間の合意を形成する;
- b. 地域の廃棄物問題、財政能力や立地点の社会的、文化的、経済的特性との両立性 に対処するために重要な環境施設とサービスを特定する;
- c. 利害関係者の望ましい変化に対する支払い意思を含む、既存の運用、能力、ニーズと不足を考慮に入れて、投資機会をパッケージ化する。
- d. 地方の利害関係者と連携するための適切な技術、専門性、財政的能力をもった、 地方、国、国際的な企業、投資家、その他の関係機関の投資機会を促進する;
- e. 2つの機関が連携するよう橋渡しをする。

結果は、全省を対象とする統合的な廃棄物管理施設を、開発、資金確保、建設、運用して、 バタンの 12 の自治体とともに働くであろう民間部門のパートナーの選定である。

実施する

東アジアの国々は、沿岸・海洋環境の管理に関する国際協定を実施すべきである。

原則

各国は、互いに誠意をもって、十分な協力とパートナーシップの精神で諸条約のもとでの義務を 果たす。

効果的な環境法制が諸条約の実施のために必要 である。

環境基準、管理目標とその優先順位は、それらを 適用する環境と開発の文脈を反映すべきである。

各国は、適当な地域レベルで、海洋環境政策を調和させるよう努めるべきである。

海洋環境を管理するための国際協定、地域的規則 や基準、望ましい実施や手順を実施するにあたっ

なぜ実施か?

各国は、国連憲章および国際法の原則に 則り、自国の環境および開発政策に従っ て自国の資源を開発する主権的権利を 有するとともに、自国の管轄権または管 理下の範囲内における活動が、他国の、 または、その管轄権の限界を超えた地域 の環境に、損害を与えないようにする責 任を有する。

リオ宣言、原則2

ては、地域の特徴、途上国の経済的能力およびその経済開発へのニーズが考慮されるべきである。

目標

- 1. 関連する国際条約および協定への国家政府の加盟と遵守
- 2. 国際協定等の統合的な実施における 地域協力
- 3. 国際条約や合意のもとでの義務の地 方政府レベルでの遂行



実施する

目標 1: 関連する国際条約および協定への国家政府の加盟と遵守

- 1. 以下のことによって、国際条約や協定の原則や目標を、望ましい管理成果に翻訳する:
 - a. 国際条約が、国の環境政策や計画の基盤や枠組みとして、また補足的なものとして機能 する方法や程度を評価する;
 - b. 関連する国際条約や協定への国の加盟を優先事項とする;
 - c. 国が現在の国内計画のもとで国際的な義務を完遂する能力に関して存在するギャップや 制約要因を明らかにする;
 - d. 国際条約や協定が規定する行政上、運営上および報告の要請事項と、関係省庁の計画と 管理プロセスとを統合する;
 - e. 地方への配慮やニーズに貢献し、国、地方、地域の現状との関連性を確保するため、国際協定等の策定や改定作業に参画する。
- 2. 以下のことによって、国際条約が実施される際の効率性や有効性を向上させる:
 - a. 統合することが可能な国内省庁、産業、民間セクターの間の共通の活動を明らかにする;
 - b. 国際的な責任を果たすため、地方および地域レベルの作業の調整を向上させるような戦略と政策を採用する;
 - c. 特定された共通の活動や採用された戦略と政策の実施を組織化し、調整し、管理するための国の部門横断型、省庁横断型、分野横断型のメカニズムを確立する;
 - d. 国際的な規定、基準、認証から直接的な影響や恩恵を得る利害当事者との間で、彼らの 全面的な参加と貢献を確かなものとするため、パートナーシップを促進する;
 - e. 国際条約や協定の締約国に対し、 地域、国、地方レベルの能力を構築するための技術協力や援助を呼びかける;
 - f. 海洋・沿岸域の経済開発と環境資源管理に関する立法を強化し政府機関の間の義務を明確化する。

管理アプローチ

環境・資源管理の失敗に関する教訓

この地域および他の地域における多くの環境・資源管理の取り組みに見られる失敗から教訓を学び取ることができる。環境は一般的に、また海では特に、最も密接な相互関係をもつ複雑な生態系であり、次のような場合、効果的に管理できない:

- 1. 政策や法制度上の枠組みが不適切である;
- 2. 部門ごとの断片的なアプローチが適用されている;
- 3. 政府、国際機関、援助提供者、産業、企業コミュニティおよび市民社会による協力と 参加が、プロジェクトレベルにとどまっている;
- 4. 管理上の意思決定のための十分な科学的情報が、利用できないか、アクセス不可能である;
- 5. 地方レベルでの管理能力が弱い;
- 6. 政治的意思やコミットメントが欠如している;
- 7. 誤った認識と短期的な経済利益が、持続可能な開発の長期的ビジョンよりも優先している。



管理アプローチ

環境・資源管理の成功に関する教訓

資源・環境管理に見られる成功から学び取られた教訓は、管理を革新し、改善していく上で重要な基盤となりうる。とりわけ、現場でテストされ、効果的であると立証された時にはそうである。以下のアプローチは、その地域における経験からひきだされたものである:

- 1. 国レベルで、統合的な沿岸・海洋政策を展開する。
 - 国の目標、優先順位、方向性、制度整備を定める。
 - 統合的な、陸と海の利用に関するゾーニング・システムを開発する。
- 2. 持続可能な開発に影響を及ぼすような特定の区域や地点の優先事項に対処するために、 省庁、NGO、その他の多様なレベルの当事者の間の水平的・垂直的な協議と協力を促進するためのメカニズムを確立する。
- 3. 部門横断的なアプローチを採用し、関連のある利害関係者間のパートナーシップを構築する。
- 4. 地域レベルで、環境問題に対処し、管理計画を実施するよう、地方政府を動員する。
 - 地方の計画および管理のための指針を策定する。
 - 地方の能力を構築し、地方にとって重要な管理者集団をつくる。
 - 地方政府に、革新的な取り組みを行う権限を与える。
 - プロジェクトの実施と持続性を確実にするために、地方政府に所有者意識をもたせる。
- 5. 公共と民間部門の連携を促進するとともに、環境投資のインセンティブを与えることで、持続可能な資金提供メカニズムを創出する。
- 6. 政策と科学の相互関係を強化し、科学の政策助言の役割を促進する。
 - 環境と沿岸域資源の管理を向上させるため、科学的成果を沿岸域管理者に効果的に伝える。
- 7. 市民社会グループと積極的にコミュニケートすることにより、政策支援者層を創出し育てる。
 - 統合された管理政策とプロジェクトの実施を促進するため、利害関係者に情報を 提供する。
 - 沿岸・海洋域の管理に関する NGO や利益集団の技能を向上させる。
 - プロジェクトの計画、開発、実施の各段階を通じて、参加の方策を制度化する。

実施する

目標 2: 国際条約等の統合的な実施における地域協力

- 1. 以下のことによって、地域レベルで国際条約や協定の間の相乗効果やリンケージを強化する:
 - a. 地域の諸国が多国間環境協定から生じる便益を考慮するよう事実上の基盤を提供すると ともに、越境問題を含む国際条約間の補完関係を確立する;
 - b. 実質的な義務のレベルと実施中のプログラムレベルとの間の補完関係をカバーするよう な、諸条約の統合的実施に関する指針を整備する;
 - c. 国際条約の統合的実施を支える制度的、科学的、管理上のメカニズム、関連する諸問題 に対する全体的取り組み、情報共有、共同の能力構築イニシアティブを検討する;
 - d. GEF、世界銀行、国際機関や援助提供者の、財源強化、技術援助、技術協力に対する意義を見直す。
- 2. 以下のことによって、国際条約及び協定の統合的な実施における地域協力のための機能的な 枠組みを構築する:
 - a. 戦略実施のための個々の、また共通の責任を認識しながら、本海域の持続可能な開発の ための地域全般にわたる戦略を採用する;
 - b. ICM や生態系管理、リスク管理のような環境に関連した国際条約の目標の達成に向けて、 全体的な管理アプローチに関する地域の哲学を発展させる;
 - c. 生息地の保護と回復、非常時対策、危急種の保護、汚染防止と管理、また公共の関心と 環境モニタリングのような、国際条約の実施に貢献するような共通の行動を特定する;
 - d. 越境性環境問題に対処し、環境計画の費用対効果を向上させる各国の共通努力をコーディネートする協力的行動計画を確立する;
 - e. モニタリングと評価の際に地方、国レベルで用いられる指標の基本的組み合わせを精査 する;
 - f. 予算枠外の財源や環境投資を惹きつけるために、準地域的イニシアティブに関する多国間プロジェクト提案を作成する;
 - g. 各国間での情報、経験、専門性の共有を通して能力を構築する;
 - h. 共通の戦略や行動計画の実施を促進するために、既存のメカニズムにもとづき、地域の 条約や協定を含む多様な選択肢の利点と制約を考慮しながら、より効果的な地域的調整 を図る。

実施する

目標 3: 国際条約や協定にもとづく義務の地方政府レベルでの履行

- 1. 以下のことによって、地方の利害関係者が、アジェンダ 21、WSSD 実施計画、ミレニアム開発目標、GPA および他の持続可能な開発に向けた国際措置に貢献できるようにする:
 - a. 国内省庁、地方政府、地域社会、民間セクターおよびその他の利害関係者のそれぞれの 役割を描きつつ、国際条約にもとづく義務を実施戦略に移していく;
 - b. 国際条約や協定のもとに規定された活動も含めて、管轄区域内で沿岸・海洋資源の計画、 開発、管理をする権限を地方政府に与える;
 - c. ICM や地域社会に基づいた沿岸資源管理、統合的廃棄物管理および持続可能なツーリズムを含めて、統合的管理に関する地域の能力を構築する;
 - d. シーズに対する資金提供及びインセンティブ・プログラムを定めることで、地方の利害 関係者が適切な施設、サービス、プログラムを開発し開始するのを助ける。

伝える

東アジアの国々は、沿岸・海洋環境の持続可能な開発を啓発し、分野横断的な参加を強化し、そして科学による支援を得るため、利害関係者たちと情報交換すべきである。

原則

国は、情報を広く活用できるようにすることで、 啓発および参加を促すべきである。

創造性に富み、理想をもち、勇気のある世界の 若者たちは、持続可能な開発の達成を目的とす る地球規模のパートナーシップを前進させるた めに結集されるべきである。

女性たちは、環境管理と開発の分野で重要な役割を担ってきた。それゆえ、持続可能な開発の達成には、彼女らの参加が不可欠である。

なぜ伝えるか?

・・・政策の立案に貢献し、環境に対する意識と環境保護を強化するような産業界、政府、政府間の教育上の計画や取り組みに貢献する。

原則 14 (共通の努力への貢献) 持続可能な開発のためのビジネス憲章 国際商業会議所

海洋環境の保護・保存の重要性と、必要性の理解は、教育プログラムを含むメディアや確立された教育ならびに啓発プログラムを通して宣伝されるべきである。

目標

- 1. 沿岸・海洋環境および資源管理問題とプロセスに関して、国民意識の啓発を行い、理解を高める
- 2. 意思決定過程における科学と伝統的知識の利用
- 3. 革新的なコミュニケーション手法を利用した政府、市民社会および民間部門の活性化



目標 1: 沿岸・海洋環境および資源管理問題とプロセスに関して、国民意識の啓発 を行い、理解を高める

- 1. 以下のことによって、利害関係者間で良い情報の交換を確立する:
 - a. 以下の分野において、社会の様々な部門が沿岸・海洋資源におく価値、および異なる利害関係者が感じるこうした価値への既存の、および、潜在的な脅威を明らかにする:
 - 漁業、水産養殖、のり養殖、観光など;
 - 航行;
 - 観光およびレクリエーション;
 - 社会的、文化的、および景観上の特色を有するもの;
 - 台風、沿岸浸食、洪水、および他の海洋関連の障害からの保護。
 - b. 以下のような情報および教育キャンペーンを通じて、利害関係者間の沿岸・海洋環境に 関する異なる見解を、共通ビジョンへと移す:
 - 環境問題および必要とされる変化について利害関係者へ警告する;
 - 方向性、目的、行動の焦点、および役割と責任を明確にする;
 - パブリック・フォーラムやイベントを通じて、利益と関与を促進する;
 - 独創的な解決に対する寛大さを奨励する;
 - 自発的な合意など、関与やオーナーシップを通してロイヤルティーを発展させる。
- 2. 以下により、地方、国、地域レベルで、環境問題、技術、プロセス、教訓に関する入手可能な情報の利用を強化する:
 - a. 利害関係者団体間でのコミュニケーション・ネットワークを確立・強化する;
 - b. 市民社会における環境管理を促進するために、公務員、政府官僚、NGO、PO、宗教団体、 教員、指導者、メディアを援助する目的の能力構築および情報普及の取り組みを行う;
 - c. 地方の環境管理計画への参加とオーナーシップを奨励するために、沿岸域の先住民および疎外されたグループとのコミュニケーション手法を改善する;
 - d. 沿岸・海洋生態系の持続可能な環境管理に関する科学的・技術的教育およびトレーニングを強化する;
 - e. 沿岸・海洋生態系の力学およびその持続可能な開発に関する情報を、現地の言葉へ翻訳 し、普及させる。

目標2: 意思決定過程における科学と伝統的知識の利用

- 1. 地方、国、地域レベルの各体制での持続可能な開発計画における核心的ツールとして情報技術 (IT) を確立する:
 - a. 地方、国、地域レベルの環境情報管理のための枠組みと基準に合意する;
 - b. 意思決定者を支援し、地元住民を環境問題に敏感にするような地方政府の能力を構築する;
 - c. 情報を交換し、協働を奨励し、新たな機会を構築するためコンピュータ・ネットワーク で人々をつなぐ;
 - d. IT への投資とその利用を促すために、民間部門と協力する;
 - e. 能力を構築し他者の経験から学ぶための一つの方法として、国家間、組織間の環境情報 と教訓の共有を奨励する;
 - f. 費用を最小化し、利用可能な情報の理解を促進し、政策決定者と他の利害当事者による 決定を支援する手段として役立つような革新的な IT 技術を応用する。
- 2. 以下のことによって、環境政策の立案と意思決定において科学と伝統的知識を活用する:
 - a. 地方および国家レベルでの情報・知識の共有を奨励するため、科学者と科学機関とのパートナーシップを促進する;
 - b. 以下のような、生態系管理の知見を促進し、持続可能な経済開発に関する決定のインプットを提供するような科学研究を支援する:
 - 資源の持続可能な利用を支援する新たな技術と慣行:
 - 沿岸・海洋資源の経済的評価:
 - 生息地内および生息地外での研究を含む、生物多様性と、東アジア海域の人々と国々の自然および文化的遺産の保存;
 - 地方、国家、準地域、地域レベルの越境性の問題の効果的な管理;
 - 持続可能な資源利用と経済開発活動のレベルを設定するための生態系の環境容量;
 - c. その土地固有の地元共同体の知識、イノベーション、慣行および技術を、計画、開発、 管理プロセスに応用する:
 - d. 生息地と生物学的多様性に関する情報の収集と分析、利用に地元の人々と他の利害当事者を巻き込む;
 - e. 調査、モニタリングおよびその他の管理の取り組みを実施するために、地方の利益集団 の調整をはかる;
 - f. WSSD 実施計画で招集された世界海洋環境モニタリングおよびアセスメントの定期的なプロセスに貢献する。

目標 3: 革新的なコミュニケーション手法を利用した政府、市民社会および民間部 門の活性化

- 1. 以下のことによって、信頼でき、かつ適切なデータの普及 を促進する:
 - a. 沿岸・海洋環境の管理に おける情報を収集し、編 集し、広報するための地 方、国、地域の組織のネ ットワークを設定する (例えば海洋電子ハイウ ェイ);
 - b. 沿岸・海洋環境および資源管理に関する情報のクリアリングハウス/デポジッタリの役割を果たすバーチャル(オンライン)メディア資源情報センターを創設する;

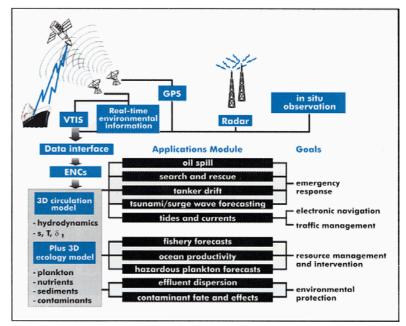
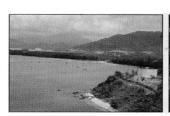


図 海洋電子ハイウェイ

- c. 沿岸・海洋環境および資源管理に関係する問題に対応したニュースモニタリングと早期反応システムを確立する;
- d. ウェブサイト作成や、ネットワークやインターネットサービスの管理における IT スキルカを強化するため、国際機関、プログラム、活動をリンクさせる。
- 2. 以下のことによって、情報共有を奨励する:
 - a. 革新的なアプリケーションおよび/または情報ネットワークへのアクセスを通して情報 を共有する人々を報奨する:
 - b. 電子商取引を通して利益配分/費用回収の機会を創出する;
 - c. 共有情報への市場ニーズや潜在的ユーザーを特定し、それらに対応する包括的/分析的 な技法を開発する;
 - d. 関係するコミュニティの承認と関与を得た上で、伝統的な知識と実践のより広い適用を 促進する;
 - e. 知識や情報の一体性とオーナーシップ、および、それらの利用から生じる利益の衡平な 分配を確実にする。
- 3. 以下のことによって、利害関係者のあいだに、沿岸・海洋域での持続可能な開発における所有者意識を構築する:
 - a. 政策立案と実施における利害関係者の参加や市民との協議のための効果的な手順を提供 する;
 - b. 沿岸・海洋資源の使用に関する紛争を解決するためのメカニズムを開発する。

戦略のモニタリング







戦略のモニタリング

東アジア海域の持続可能な開発戦略(SDS-SEA)の実施に関する地域内の進捗状況を評価するために一連の指標が練り上げられてきた。これらの指標は各国に、「戦略」の中で特定された管理の方策、システムやプロセスに向けた取り組みの動きを捉えるための体系的なアプローチを提供する。

SDS-SEA のビジョン、戦略、目標によって達成されるべき望ましい成果と変化は、大きく以下の3つに分けることができる:

- **制度的活動**:「戦略」にしたがった、各国の個別的および集合的な施策および制度・行政 上の活動を含む;
- 実施活動:「戦略」のなかで定義されたような、自然の過程と人間活動によって生じる環境へのダメージを止め、軽減し、適応し、防止するために、各国によってとられる措置を定める;
- 環境の状態:天然資源の質と量、人間や環境の健康状態に関係する。この分類における 指標は、SDS-SEA の結果として生じる最終的な便益を反映しており、生物学的、化学 的、物理的な変数や生態学的な機能を考慮して選ばれる。

戦略実施の早期イニシアティブの一つは、これらの指標と、それぞれの指標にとっての望ましい目標や関連価値、およびそれらを評価する手続きについて確認/同意する地域の国々を包含する。中間段階では、「戦略」のモニタリングにおいて、それに続く制度上、実施上の指標が用いられるだろう。これらの指標は一貫性や全てに対する適用可能性を確実にするよう選定されたものである。モニタリングと報告のシステムが整えられるにつれて、また、国、地方、地域レベルでの様々な利害関係者の能力が拡大するにつれて、時間の経過とともにこれらの指標には変更や追加が生じるだろう。

国レベルでの戦略実施のモニタリング

Institutional

	Indicator Description	Current Status	Milestone Target 2005	Milestone Target 2015
a.	Coastal/marine policy			
	No. of countries:			
	Under development			
	• In place			
b. Accession to key international environmental instruments*				
	No. of countries:			
	Under development			
	• In place			

^{*}Note: The key international environmental instruments can be selected from those shown in Table 1, Annex 3 (p. 108).

Operational

	Indicator Description	Current Status	Milestone Target 2005	Milestone Target 2015	
a.	a. National coastal and marine environmental strategy				
	Under development				
	• In place				
b.	National coastlines with land- and sea-	use development plans			
	Length of coastline (km):				
	Under development				
	• In place				
C.	Ship waste reception facilities in ports	and harbors			
	% of ports/harbors with licensed facilities and services:				
	 Under development 				
	• In place				
d.	National marine and coastal areas und	der environmental mana	gement programmes		
	Total area (km²):				
	Under development				
	• In place				
e.	e. River basins under ecosystem development and management programmes				
	Total river basin area (km²):				
	Under development				
	In place				

地方レベルでの戦略実施のモニタリング

Institutional

Indicator Description	Current Status	Milestone Target 2005	Milestone Target 2015	
a. Local governments empowered to manage marine and coastal resources				
No. of countries:				
Under development				
In place				

Operational

Operational					
	Indicator Description	Current Status	Milestone Target 2005	Milestone Target 2015	
a.	Local coastal strategies				
	Under development				
	• In place				
b.	Length of municipal coastlines under an integrated management program				
	Length of coastline (km):				
	Under development				
	• In place				
C.	ISO 14000 certification of local governments				
	No. of certifications:				
	Under development				
	• In place				
d.	Sewage treatment				
	% of coastal urban population with treatment facilities:				
	Under development				
	• In place				
e.	Drinking water				
	% of coastal urban population with treated water supply:				
	Under development				
	• In place				
f.	Waste management				
	% of coastal urban population with garbage collection and licensed disposal facilities:				
	Under development				
	In place				

準地域レベルでの戦略実施のモニタリング

Institutional

Indicator Description	Current Status	Milestone Target 2005	Milestone Target 2015					
a. Intergovernmental environmental management mechanisms for transborder areas and LMEs								
No. of mechanisms:								
Under development								
In place								

Operational

	Indicator Description	Current Status	Milestone Target 2005	Milestone Target 2015
a.	Transborder marine areas/LMEs unde	er environmental manag	ement plans	
	Total transborder/LME marine area (km²):			
	Under development			
	• In place			
b.	Sea areas with regional contingency p	lans and compensation	systems	
	Sea area (km²):			
	Under development			
	• In place			

他の関係者による戦略実施のモニタリング

Private Sector

Indicator Description	Current Status	Milestone Target 2005	Milestone Target 2015					
a. Number of ISO 14000 certification of industries and private enterprises								
Under development								
In place								

Civil Society

Indicator Description	Current Status	Milestone Target 2005	Milestone Target 2015
a. Number of registered environmental NG0	Os		
Under development			
In place			

Academe/Scientific Community

	Indicator Description	Current Status	Milestone Target 2005	Milestone Target 2015						
a.	a. Number of graduates from undergraduate or postgraduate programmes on environmental/coastal management									
	Under development									
	• In place									
b.	Number of graduates from short-term train	ning programmes on envir	ronmental/coastal manag	ement						
	Under development									
	In place									
C.	c. Level of funding of environmental research and development programs supported by national/international programmes (US\$)									
	Under development									
	In place									

参考文献付 録

- ADB (Asian Development Bank). 1999. Fighting poverty in Asia and the Pacific: The poverty reduction strategy. ADB, Mandaluyong City, Philippines.
- Bryant, D., L. Burke, J. McManus, and M. Spalding. 1998. Reefs at risk: A map-based indicator of threats to the world's coral reefs. World Resources Institute, International Center for Living Aquatic Resources Management, World Conservation Monitoring Centre, and United Nations Environment Programme, Washington, DC, USA. 55 p.
- Burke, L., E. Selig, and M. Spalding. 2002. Reefs at risk in Southeast Asia. World Resources Institute, Washington, DC, USA. 72 p.
- Burke, L., Y. Kura, K. Kassem, C. Revenga, M. Spalding, and D. McAllister. 2001. Pilot analysis of global ecosystems (PAGE). Coastal ecosystem. World Resources Institute, Washington, DC, USA. 77 p.
- Cesar, H.S.J., K.A. Warren, Y. Sadovy, P. Lau, S. Meijer, and E. van Ierland. 2000. Marine market transformation of the live reef fish food trade in Southeast Asia, p. 137-157. *In* H.S.J. Cesar (ed.) Collected essays on the economics of coral reefs. CORDIO, Department of Biology and Environmental Sciences, Kalmar University, Sweden.
- Chan, E.-H. and C. Shepherd. 2002. Marine turtles: The scenario in Southeast Asia. Trop. Coasts: 9(2): 38-43.
- Chia, L.S. and H. Kirkman. 2000. Overview of land-based sources and activities affecting the marine environment in the East Asian Seas. UNEP/GPA Coordination Office and EAS/RCU. Reg. Seas Rep. Stud. Ser. No. 173, 74 p.
- Chongprasith, P. and V. Srinetr. 1998. Marine water quality and pollution of the Gulf of Thailand, p. 137-204. *In* D.M. Johnston (ed.) SEAPOL integrated studies of the Gulf of Thailand. Vol. 1. Southeast Asian Programme in Ocean Law, Bangkok, Thailand.
- Chou, L.M. 1997. Southeast Asia as the global center of marine biodiversity. Trop. Coasts 4(1): 4-8.
- Chou, L.M. 1998. Status of Southeast Asian coral reefs, p. 79-87. *In C.* Wilkinson (ed.) Status of coral reefs of the world: 1998. Global Coral Reef Monitoring Network and Australian Institute of Marine Science, Queensland, Australia. 184 p.
- Chua, T.-E. 1998. Lessons learned from practicing integrated coastal management in Southeast Asia. Ambio 27(8): 599-610.
- Cicin-Sain, B. and R.W. Knecht. 1998. Integrated coastal and ocean management: Concepts and practices. Island Press, Washington, DC, USA. 517 p.
- Clark, J.R. 1996. Coastal zone management handbook. CRC Press, Inc., Boca Raton, Florida, USA. 694 p.
- COP (China Ocean Press). 2000. China marine statistical yearbook 2000. COP, Beijing, China.
- Costanza, R., R. d'Arge, R. de Groot, S. Farber, M. Grasso, B. Hannon, K. Limburg, S. Naeem, R.V. O'Neill, J. Paruelo, R.G. Raskin, P. Sutton and M. van den Belt. 1997. The value of the world's ecosystem services and natural capital. Nature 387(6230): 253-260.
- CZC (Coastal Zone Canada). 2000. Baseline 2000 document created for CZC 2000 Conference. CZC Association (http://www.dal.ca/aczisc/czca-azcc/contact_e.htm).
- Douglass, M. 1998. East Asian urbanization: Patterns, problems and prospects. Paper presented at the 1998 Walter H. Shorenstein Distinguished Lecture Series: Cities and the Regional Dynamics of East Asia, 23 April 1998, Asia/Pacific Research Center, Stanford University, USA.
- Encarta. 2001a. http://encarta.msn.com/find/concise.asp?ti=055DB000
- Encarta. 2001b. http://encarta.msn.com/find/concise.asp?2=1&pg=2&ti=761577214
- Etkin, D.S. 1997. Oil spill in East Asia: Over 220 million gallons spilled since 1965. Oil Spill Intelligence Report.
- FAO (Food and Agriculture Organization). 1999a. FAO yearbook: Fishery statistics capture production 1997. Vol. 84. FAO, Rome, Italy.

- FAO (Food and Agriculture Organization). 1999b. Aquaculture production statistics, 1988-1997. FAO Fish. Circ. No. 815, Rev. 11. FAO, Rome, Italy.
- Fell, B. 1975. Introduction to marine biology. Harper and Row, New York, USA.
- Fishbase 2001. Fishbase glossary. http://www.fishbase.org/Glo../Glossary.cfm?TermEnglish+ Non-Governmental%20Organizatio, 8/3/01
- Fortes, M.D. 1994. Status of seagrass beds in ASEAN, p. 106-109. *In* C.R. Wilkinson (ed.) ASEAN-Australia Symposium on Living Coastal Resources, 3 October 1994, Bangkok, Thailand. Consultative Forum. Living coastal resources of Southeast Asia: Status and management report.
- GEF (Global Environment Facility). 1998. Preparation of strategic action programme and TDA for the Tumen River area. GEF, Washington DC, USA.
- GEF (Global Environment Facility). 1999a. Reversing degradation trends in the South China Sea. GEF, Washington DC, USA.
- GEF (Global Environment Facility). 1999b. Formulation of a TDA and preliminary framework of strategic action programme for the Sulu-Sulawesi LME. GEF, Washington DC, USA.
- GEF (Global Environment Facility). 2000: Reducing environmental stress in the Yellow Sea LME (Project Brief No.1). GEF, Washington DC, USA.
- GESAMP (IMO/FAO/UNESCO-IOC/WMO/IAEA/UN/UNEP Joint Group of Experts on the Scientific Aspects of Marine Environmental Protection). 2001. A sea of troubles. GESAMP Rep. Stud. No. 70, 35 p.
- GESAMP (IMO/FAO/UNESCO-IOC/WMO/IAEA/UN/UNEP Joint Group of Experts on the Scientific Aspects of Marine Environmental Protection). 1986. Environmental capacity: An approach to marine pollution prevention. Rep. Stud. GESAMP (30), 49 p.
- IMO (International Maritime Organization). 1997. Resolution A.868(20). Guidelines for the control and management of ships' ballast water to minimize the transfer of harmful aquatic organisms and pathogens. IMO, London, UK.
- IOC/SCOR (Intergovernmental Oceanographic Commission-Scientific Committee on Oceanic Research). 1998. The global ecology and oceanography of harmful algae blooms. A plan for coordinated scientific research and cooperation to develop international capabilities for assessment, prediction and mitigation, Joint SCOR-IOC Workshop, 13-17 October 1998, Havreholm, Denmark. 43 p.
- Konovalov, S.M. 1999. Ecological carrying capacity of semi-enclosed large marine ecosystems, p. 380-402. *In* K. Sherman and Q. Tang (eds.) Large marine ecosystems of the Pacific Rim: Assessment, sustainability and management. Blackwell Science, Massachusetts, USA.
- Meyrick, S. 2000. Developments in Asian maritime trade. IGCC Policy Pap. 33. (http://www-igcc.ucsd.edu/publications/policy_papers/pp3302.html)
- Morgan, J. 1989. Large marine ecosystems in the Pacific Ocean, p. 383-385. *In* K. Sherman and L.M. Alexander (eds.) Biomass yields and geography of large marine ecosystems. Westview Press, Colorado, USA.
- MPP-EAS (GEF/UNDP/IMO Regional Programme for the Prevention and Management of Marine Pollution in the East Asian Seas). 1998. Marine pollution management in the Malacca/Singapore Straits: Lessons learned. MPP-EAS/Info99/195, 168 p. MPP-EAS, Quezon City, Philippines.
- MRC (Mekong River Commission). 1999. Water Utilization Project. MRC, Phnom Penh, Cambodia.
- NOAA (National Oceanic and Atmospheric Administration). 2000. Prescriptions on integrated coastal management in major international agreements. http://icm.noaa.gov/prescriptions/prescript.html (29 September 2000)
- PRRP/DENR/DANIDA (Pasig River Rehabilitation Program, Department of Environment and Natural Resources, and Danish International Development Assistance and Ministry of Foreign Affairs). 1999. Manila Bay monitoring status for 1996-1998 and recommendation for continued monitoring. PRRP/DENR, Quezon City, Philippines/DANIDA, Sweden.

- RRB (Red River Basin Water Resources Management Project). 2002. http://www.adbta2871.vnn.vn/links-reference/en/rrb-overview.htm (5 April 2002)
- Ruitenbeek, H.J. 1999. Blue pricing of undersea treasures needs and opportunities for environmental economics research on coral reef management in Southeast Asia. Paper presented to the 12th Biannual Workshop of the Environmental Economics Program for Southeast Asia, 11-14 May, Singapore. International Development Research Centre, Singapore.
- Safina, C. 1998. The world's imperiled fish. Scientific American presents: the oceans. Sci. Am. 9(3): 58-63.
- Sainsbury *et al.* 1997. (After Harden Jones, 1994, quoted by Issues Pap. 7, Australia's cceans policy (http://www.oceans.gov.au/aop/develop/ series/issue7/index.html#contents)
- She, J. 1999. Pollution in the Yellow Sea large marine ecosystem: Monitoring, research and ecological effects, p. 419-426. *In* K. Sherman and Q. Tang (eds.) Large marine ecosystems of the Pacific Rim: Assessment, sustainability and management. Blackwell Science, Massachusetts, USA.
- Sherman, K. 1995. Assessment, sustainability and monitoring of coastal ecosystems: An ecological perspective, p. 126-143. *In* E. Okemwa, M.J. Ntiba and K. Sherman (eds.) Status and future of large marine ecosystems of the Indian Ocean. IUCN, Gland, Switzerland.
- SOA (State Oceanic Administration). 2002. China marine environmental quality report 2001. SOA, the People's Republic of China.
- Talaue-McManus, L. 2000. Transboundary diagnostic analysis for the South China Sea. EAS/RCU Tech. Rep. Ser. No. 14. UNEP, Bangkok, Thailand.
- Teng, S.K. 2001. GIWA assessment of the Yellow Sea, PRC-ROK Workshop, 25-27 September 2001, Qingdao, People's Republic of China.
- UN (United Nations). 1999. World urbanization prospects: The 1999 revision. Population Division, UN.
- UNEP (United Nations Environment Programme). 1998. Report of the Thirteenth Meeting of the Coordinating Body on the Seas of East Asia (COBSEA) on the East Asian Seas Action Plan. UNEP (WATER)/EAS IG.9/3. UNEP, Bangkok, Thailand.
- UNU (United Nations University). 2001. Inter-linkages: Synergies and coordination between multilateral environmental agreements. UNU, Tokyo, Japan.
- Veron, J.E.N. A biogeographic database of hermatypic corals. AIMS Monogr. No. 10.
- Vu, T.C. Salinity intrusion in the Red River Delta. Seminar on Environment and Development in Vietnam, December 1996. http://coombs.anu.edu.au/~vern/env_dev/papers/ PAP08.MCW (5 April 2002)
- World Bank. 1998. East Asia: The road to recovery. World Bank, Washington, DC, USA.
- World Bank. 2000. East Asia: Recovery and beyond. World Bank, Washington, DC, USA.
- World Bank. 2002a. Data by topic. http://www.worldbank.org/data/databytopic/databytopic. html (18 April 2002)
- World Bank. 2002b. Country at a glance. http://www.worldbank.org/data /countrydata.html (15 April 2002)
- WRI (World Resources Institute). 2001. Data tables 2000-2001. Table CMI.2. Trade in fish and fishery products, fish consumption, fishers and fleet information. WRI, Washington, DC, USA.
- WRI (World Resources Institute). 2003. EarthTrends. http://earthtrends.wri.org/ (18 July 2003)
- Yu, H., R. Juliano and S. Teng. 2001. Technical Report: Scaling and Scoping for Global International Waters Assessment (GIWA) Subregions 34 (Yellow Sea), 35 (Bohai Sea) and 36 (East China Sea). GIWA Scaling and Scoping Reports, draft versions in www.giwa.net.

Annex 1. Major International Instruments Relating to the Coastal and Marine Environment

- 1. Rio Declaration
- 2. United Nations Convention on the Law of the Sea, 1982 (UNCLOS)
- 3. United Nations Framework Convention on Climate Change, 1992 (UNFCCC)
- 4. Convention on Biological Diversity, 1992 (CBD)
- 5. Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora, 1973 (CITES)
- 6. International Convention for the Regulation of Whaling, 1946
- 7. Ramsar Convention on Wetlands, 1971 (Ramsar Convention)
- 8. Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage, 1972 (World Heritage Convention)
- 9. Convention on the Conservation of Migratory Species of Wild Animals, 1979 (Convention on Migratory Species)
- 10. Code of Conduct for Responsible Fisheries
- 11. International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 Relating Thereto (MARPOL 73/78)
- 12. Convention on the Prevention of Marine Pollution by Dumping of Wastes and Other Matter, 1972 and Its 1996 Protocol (London Convention)
- 13. Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and Their Disposal, 1989 (Basel Convention)
- 14. International Convention on Oil Pollution Preparedness, Response and Co-operation, 1990 (OPRC)
- 15. International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage, 1969 and Its 1992 Protocol (CLC)
- 16. International Convention on the Establishment of an International Fund for Compensation for Oil Pollution Damage, 1971 and Its 1992 Protocol (FUND)
- 17. International Convention on Liability and Compensation for Damage in Connection with the Carriage of Hazardous and Noxious Substances by Sea, 1996 (HNS)
- 18. Basel Convention Protocol on Liability and Compensation, 2000
- 19. International Convention on Civil Liability for Bunker Oil Pollution Damage, 2001 (Bunker Oil Convention)
- 20. International Convention Relating to Intervention on the High Seas in Cases of Oil Pollution Casualties, 1969 and Protocol Relating to Intervention on the High Seas in Cases of Pollution by Substances Other Than Oil, 1973 (Intervention)
- 21. International Convention on Salvage, 1989 (Salvage)

Annex 2. Major International and Regional Programmes of Action on the Coastal and Marine Environment

- 1. Agenda 21, Chapter 17
- 2. World Summit on Sustainable Development Declaration and Plan of Implementation
- 3. United Nations Millennium Declaration and Development Goals
- 4. Global Programme of Action for the Protection of the Marine Environment from Land-based Activities (GPA)
- 5. Jakarta Mandate on Marine and Coastal Biological Diversity, 1995
- 6. Association of Southeast Asian Nations (ASEAN) Hanoi Plan of Action, 2000-2004
- 7. ASEAN Cooperation Plan on Transboundary Pollution, Kuala Lumpur, June 1995
- 8. ASEAN Agreement on the Conservation of Nature and Natural Resources, 1985
- 9. Regional Action Programme for Environmentally Sound and Sustainable Development, 2001-2005, Economic and Social Commission for Asia and the Pacific
- 10. Transboundary Diagnostic Analysis, and Strategic Action Programme, for the South China Sea, 2000, United Nations Environment Programme (UNEP) East Asian Seas Action Plan
- 11. Overview on Land-based Sources and Activities Affecting the Marine Environment in the East Asian Seas, 2000, UNEP East Asian Seas Action Plan
- 12. Vision and Plan: A Systematic Approach, 2000, UNEP East Asian Seas Long-term Plan
- 13. Northwest Pacific Action Plan (NOWPAP)
- 14. Asia-Pacific Economic Cooperation Action Plan for the Sustainability of the Marine Environment, 1997
- 15. Tokyo Memorandum of Understanding on Port State Control for the Asia Pacific
- 16. Awareness and Preparedness for Emergencies at Local Level (APELL)
- 17. Yellow Sea Large Marine Ecosystem Programme

See also: A Sea of Troubles, GESAMP Report and Recommendations, 2001

Annex 3. International Conventions

International conventions have a crucial role in the management of the marine environment.

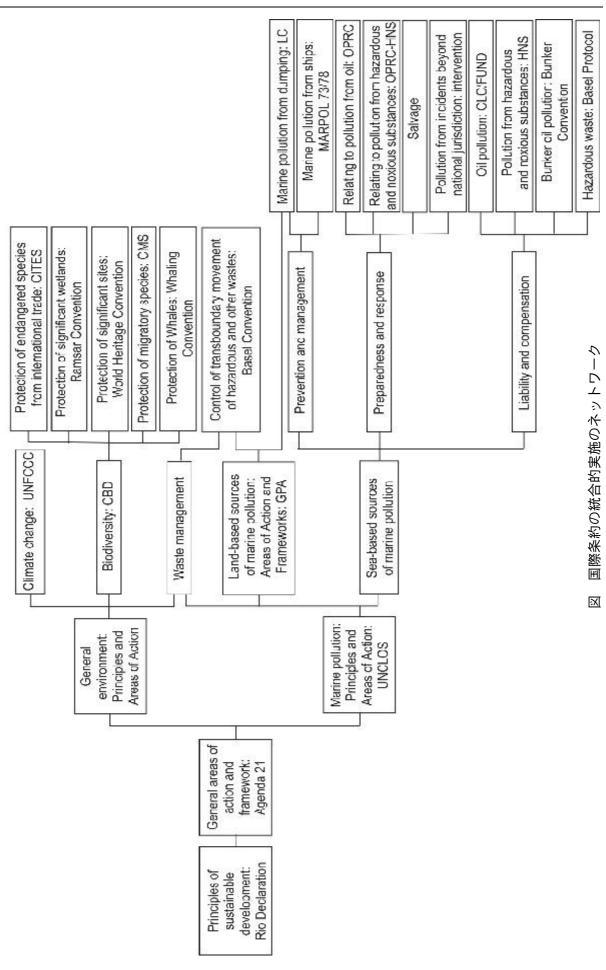
International conventions on the environment contain global standards by which the marine environment may be protected and managed. They provide both theoretical basis and practical means for addressing problems. In addition, they include a number of related international agreements to protect the environment, such as the Rio Declaration, Agenda 21, and the Global Programme of Action (GPA), which are not legally binding but have gained moral force through widespread international acceptance. The past few years have added to this number with the United Nations declaring the ten-point Millennium Development Goals, and the World Summit on Sustainable Development (WSSD) adopting a Declaration and Plan of Action as a follow-on to Agenda 21.

International conventions provide principles and frameworks upon which management of the marine environment rests. For example, the application of the precautionary and polluter pays principles are required by many conventions (the London Convention, the UNFCCC, the OPRC/HNS, etc.) and integrated coastal management is the "framework of choice" of Agenda 21, UNFCCC, CBD, and GPA.

International conventions on the environment are a relatively recent phenomenon in the realm of international law. At the time that they were drafted, it was already understood that environmental problems do not recognize boundaries. This is especially true for the marine environment because of the nature of the medium that binds this environment — water. Thus the conventions deal especially with transboundary environmental problems, particularly the marine environment, and take special recognition of the need for regional cooperation. This represents a departure from traditional international law. With regard to navigation, for example, ships have for centuries been regarded as an extension of the flag state's territory, and is therefore subject only to that state's jurisdiction. In the past three decades, International Maritime Organization conventions have evolved a system of port state control (without abandoning the flag state system) through which a state may impose environmental requirements over ships calling at its ports.

International Conventions in an Integrated Implementation Framework

Taken all together, international conventions provide an overall and integrated framework for the protection of the marine environment (see Figure 1). However, it is not yet a complete framework. There are many areas which may be the subject of future conventions, or which national legislation alone may cover. A key advantage of international conventions is that they represent global acceptance of environmental threats and solutions in addition to providing a framework for addressing transboundary problems on international and regional basis, as well as on a national basis.



Implementation of International Conventions

International conventions and other instruments are not adopted according to a grand design. They are negotiated and concluded as the need arises, and may be as detailed and specific or general as is acceptable at the time. Thus conventions do not have the same level of "implementability" – some of them have provisions that are detailed enough to immediately enforce, while others need more development under national legislation and processes.

Acceptability to the majority of the states negotiating a convention also governs its provisions. For this reason, a convention may not reflect the best possible solutions or the application of the most advanced technology to particular problems. Thus, in implementing a convention, countries may, in a national context and/or multilaterally, go beyond the provisions of the convention.

The implementation requirements of international conventions intersect and combine to form a web of actions and approaches that protect the marine environment.

A legal, administrative, and facilities infrastructure can therefore be designed to promote the implementation of many conventions simultaneously.

For example, certain basic sets of actions such as monitoring, port state control, protected areas, and integrated waste management are included in a number of conventions. Table 1 shows how common implementation elements may bind different conventions together. By undertaking certain action programmes, obligations under many conventions are complied with.

表 国際条約の統合的実施のための行動計画

Convention	Rio Declaration	Agenda 21	UNCLOS	UNFCCC	GPA	CBD	Ramsar	CITES	Basel Convention	London Convention	MARPOL	OPRC	CLC/FUND/HNS
ICM	V	V	V	V	V	V	$\sqrt{}$	V	$\sqrt{}$	V	\checkmark	V	V
Integrated waste management	V	V	V		V				V	V	V	v	
Protected areas	V	V	V		V	V	V			√	V		
EIA	V	√		V	V	V			V	V			
Risk assessment		V		V	V	V				V		V	V
Monitoring		V	V	V	V	V	V	V	V	V	V	V	
Port state control			V								V	V	V

A further advantage is provided by the ICM framework: local implementation of international conventions can be effectively achieved through this framework.

Implementing governments will discover the many synergies and linkages through the geographical scope of convention application and in the overlap between the functions and authority of national and local agencies. Harnessing these synergies and linkages through the ICM framework leads to effective local implementation of Agenda 21, GPA, the Biodiversity Convention, Climate Change Convention, Marine Pollution Conventions, indeed practically all international instruments.

Convention Implementation in the Region

To implement a number of conventions necessarily means to cooperate with neighboring states, either through general provisions for "regional cooperation" (i.e., UNCLOS, GPA, Agenda 21, etc.) or through specific actions that must be cooperatively implemented (OPRC, etc.).

Reviewing the international conventions and what they seek to address – protection of biodiversity, sustainable use of resources, pollution management, etc. – it is apparent that progress in the resolution of related problems has been imperceptible, despite the number of ratifications of the conventions as shown in Tables 2 and 3. This may be attributed to the fact that very little has been done to operationalize the conventions. While they may have been accepted, their provisions are still in the concept of what-ought-to-be, and not what-is-being-done.

This is not true of all countries in the region - it will be noticed that the high-income economies have progressed further than the others - but it is true in the majority. The reasons for the disparate implementation levels among the countries may be traced to the differences in available resources, in priorities of policymakers, and in bureaucracy and political systems, or failures in management.

The implementation of international conventions contributes to the broader aims of poverty alleviation, public health, food security, recreation, and good governance. It is clear that without the solutions proposed by the conventions, environmental degradation will continue, and will have devastating effect on the quality of life of each and every person. Implementation of conventions not only directly addresses public health concerns, but provides an effective and equitable framework of sustainable development and creates a stable regulatory environment that leads to a stable business climate, thus encouraging trade and investment.

The approach of this Strategy is to make the provisions of the conventions implementable by all the countries of the region, and to facilitate regional approaches for their implementation in order to address local and national level issues as well as transboundary issues. The Strategy aims to put countries in the region on equal footing with each other with regard to sustainable development, at the same time it recognizes the difference between countries.

海洋汚染に関する国際条約の批准状況 (2003年8月31日現在) 表

	1				-				1	1	1				
	96	BS 18	J no A99		>	>		>	>	>	>	>		>	
	666	r locoto	Basel Pro												
	6861 n	oiłnəvn	Dasel Co	2002	2001	1992		1993	1993	1993	1993	1994	1996	1997	1995
		1002	Bunker C												
		90	661 SNH												
	00	NS 200	ОРВС-Н												
		066	OPRC 18			1998			1995	1997		1999	1999	2000	
		686 l	Salvage '			1994									
		766	l loootor9	2002	2001	1999*			1994		1997	1997	1997		
	FUND	1761 n	Conventio			`			٥	1995		۵			
tions	()	766	l loootor9	2002	2001	1999		1999	1994		1997	1997	1997		2003
Conventions	CLC	6961 n	Conventio	٥	1994					1995					
	ntion	£46	Protocol 1			1990									
	Intervention	6961 u	Conventio			1990			1971						
	nc noiti	966	l loootor9												
	London Convention	2791 n	Conventio			1985			1980		1973	1993			
			IΛ			`			<u> </u>				2000		
		×	٨		1994	1988	1985		1983	1997	2001	1996	1999		
	MARPOL	Annex	ΛΙ		1994		1985		1983		2001				
	M		III		1994	1994	1985		1983		2001	1996	1994		
		II/I xəu	inA 87\£7 I	1986	1994	1983	1985	1986	1983	1997	2001	1984	1990		1991
		7861 S	NN/CFO	1996		1996		1986	1996	1996	1984	1996	1994		1994
	Country			Brunei Darussalam	Cambodia	China	DPR Korea	Indonesia	Japan	Malaysia	Philippines	RO Korea	Singapore	Thailand	Vietnam

D - denounced. Y - participated in the conference. * - with application to Hongkong Special Administrative Region (SAR) only.

表 海洋環境に関する国際条約および協定の批准状況

		Convention								
Country	UNFCCC 1992	Biodiversity 1992	Jakarta Mandate 1995	Ramsar 1971	CITES 1973	Migratory Species 1979	World Heritage 1972	Whaling 1946	Montreal Declaration 2001	
Brunei Darussalam					1990					
Cambodia	1995	1995	Υ	1999	1997		1991		Υ	
China	1993	1993	Υ	1992	1981		1985	1980	Υ	
DPR Korea	1994	1994	Υ				1998			
Indonesia	1994	1994	Υ	1992	1978		1989			
Japan	1993	1993	Υ	1980	1980		1992	1951	Υ	
Malaysia	1994	1994	Υ	1995	1977		1988		Υ	
Philippines	1994	1993	Υ	1994	1981	1994	1985	1981	Υ	
RO Korea	1993	1994	Y	1997	1993		1988	1978	Υ	
Singapore	1997	1995			1986					
Thailand	1994			1998	1983		1987		Υ	
Vietnam	1994	1994	Υ	1989	1994		1987			

Notes: The numbers in the table represent the year of ratification/accession. ${\sf Y}$ - participated in the conference.

資 料 編

資料編目次

PEMSEA について	
PEMSEA について(国土交通省資料) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	117
日本政府としての正式プレゼンテーション	
(於マレーシア国プトラジャヤ市) 洞国土交通審議官声明文	122
2004 年 8 月 23~26 日「PEMSEA・SDS-SEA 実施ワーキンググループ会合」	
(於フィリピン国マニラ市) 小滝海洋室長	
プレゼンテーション資料 ・・・・・・・・・・・・・	128
2004 年 10 月 25~29 日「PEMSEA・第 10 回プログラム運営委員会」	
(於中華人民共和国厦門市)平田総合政策局次長声明文 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	176
シップ・アンド・オーシャン財団海洋政策研究所と PEMSEA ······	184

PEMSEA(東アジア海域環境管理パートナーシップ)について

~Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia~

総合政策局環境・海洋課海洋室

| I. PEMSEAの概要 (http://www.pemsea.org/)

1. 概要

東アジア海洋における環境保全と調和した持続可能な開発についての各国、有識者等の連携強化を目的に、IMO及び UNDP(国連開発計画)の下、GEF地域プログラムとして 1994 年より実施。

プログラムの運営に関しては、GEF (Global Environmental Facility:地球環境基金)からの資金援助が活用されており、そのプログラムは 2006 年末までとなっている。

<u>2. 体制(参加国及び事務局)</u>

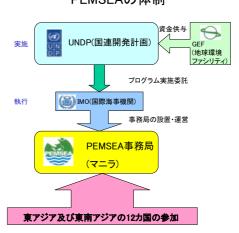
(1) 東アジア及び東南アジアの 12 カ国 (ブルネイ、カンボジア、中国、韓国、インドネシア、日本、マレーシア、フィリピン、北朝鮮、シンガポール、タイ及びベトナム)

※関係海域:渤海、黄海、東シナ海、南シナ海及び周辺海域

- (2) 我が国は IMO から強い参加要請があったことから、 2002年3月の PEMSEA 第8回計画運営委員会から正 式参加した。我が国の窓口 (national focal point) は、 総合政策局次長及び海洋室長となっている。
- (3) 事務局は、フィリピン国マニラ市におかれており、蔡 程瑛氏が IMO スタッフとして事務局長を務めている。 ※蔡程瑛 (Chua Thia-Eng,Ph.D.) 氏の略歴 水産学、海洋汚染及び沿岸水域管理の専門家。国際 食料機関等国際機関の要職を経て、94 年 PEMSEA 発足を機会に IMO マニラ事務局長として PEMSEA の運営に当たっている。マレーシア国籍。



PEMSEAの体制



3. 活動の特徴

- ① 単なる「環境保護」ではなく、<u>環境保全と調和した「持続可能な開発」</u>を基本理念とした 統合沿岸域管理(Integrated Coastal Management; ICM)を重視。
- ② 目標、戦略等を共有し、各主体が可能なことを着実に実行していく「パートナーシップ」 や「協働」が基本理念。法的拘束力(legal obligation)を伴う活動は行っておらず、また、 必ずしも具体的な資金協力に直結しない。
- ③ 国際機関等においてその実績が極めて高く評価されているほか、東アジアにおける海洋政 策関係者が集結する重要な協議機関に成長しつつある。長期的に、東アジア海洋に関する 国際協力の基礎的枠組に発展する可能性が高い。
- ④ わが国は、2年前に参加した新来者であるが、<u>わが国の指導性の発揮や貢献に対する期待は大きい</u>。ただし、GEFの第二位の出資国として既に多大な貢献を行っていることが十分理解されており、追加的な資金援助に対する期待はなく、海洋環境に対する取組の先進国としての知識・経験の発信等に対する期待が強い。

4. これまでの主な事業内容

(1) デモンストレーションサイトの運営等

- ① デモンストレーションサイト (GEF の資金協力を得て行う統合沿岸域管理のモデル事業。 フィリピン・バターン等で実施。)の運営。[P.120 参照]
- ② パラレルサイト (資金協力を前提とせずに、統合沿岸域管理に係る先進的な知恵や経験を集約するモデル事業)の運営。
- ③ 4箇所の環境管理プロジェクト(マラッカ海峡、渤海、マニラ湾、タイ湾の沿岸域管理 プログラム促進のための活動)(関係者による会議、研修の実施など)

(2)「東アジア海域の持続可能な開発戦略(SDS-SEA)」の採択等

平成 15 年 12 月、マレーシアにおける「東アジア海の持続可能な開発に関する閣僚会議」において、東アジア海域の環境管理に関する各国等の連携を醸成するための戦略文書である「東アジア海域の持続可能な開発戦略 (SDS-SEA)」の採択等を行った。

- ① 「東アジア海の持続可能な開発に関する閣僚会議」について
 - ・会議名 (PEMSEA) 東アジア海域会議 2003 の一環として開催
 - ·会議開催時期 平成 15 年 12 月 12 日 (金)
 - ・会議開催場所 マレーシア国プトラジャヤ市
 - ・参加国 ブルネイ、カンボジア、中国、北朝鮮、インドネシア、日本、マレーシア、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、ベトナムの 12 カ国

・出席者 国土交通審議官洞駿、総合政策局環境・海洋課海洋室長小滝晃 ほか

② 「東アジア海域の持続可能な開発戦略 (SDS-SEA)」の採択

東アジアの海洋の現状認識を整理し、<u>東アジア海域の持続可能な開発に関する部門間、</u> 政府間、プロジェクト間の連携等協力体制の構築や対応策、戦略などの基本的な事項を とりまとめたもの。案文には、法的拘束力は無い旨が明記されている。

③ 「東アジア海域の持続可能な開発の地域協力に係るプトラジャヤ宣言」の採択 「東アジア海域の持続可能な開発戦略 (SDS-SEA)」の採択と各国の協力を宣言。各国 (閣 僚級) の署名を行った。

④ 我が国の対応

洞国土交通審議官の**声明文**により、上記2文書の画期的な意義と採択への賛意とともに、 東アジア海域の環境管理についての我が国の協力方針を表明した。

[参考]日本声明文より抜粋

PEMSEA につきましては、我が国は新来者でありますが、PEMSEA の輪の中に我が国がしっかりと入り、可能な協力を積極的に行っていく必要があると考えているところであります。そして、その際の基本は、次のような点に力点を置いていく所存であります。

第一に、我が国における統合沿岸域管理につきましては、1998年に国土交通省が主務官庁となり「21世紀の国土のグランドデザイン」を閣議決定し、現在これに沿って、地方自治体で総合管理計画の策定が検討されている状況であり、統合沿岸域管理は我が国にとっても今後の課題となっています。しかしながら、既に行われてきた取組の中に、統合海域管理に関する事実上のパートナーシップが存していたと解することができます。我が国は、こうした視点に立って、国内における過去の取組の知恵や経験等を発信していきたいと考えております。

第二に、わが国が実施してきた東アジア諸国への協力実態の中には、海洋の統合的沿岸域 管理に関係すると思われるものが存在しております。

具体的には、政府ベースでは、これまでに、

- ・油事故対応に係るフィリピン・インドネシア・韓国等との合同訓練、
- ・下水道、海岸、港湾等に関する各種 ODA、
- 海事関係者の人材育成協力
- ・海洋生物資源の持続的利用の促進のための東南アジア漁業開発センター (SEAFDEC) を通じた協力

等を実施してきております。

また、民間団体においても、日本財団の資金協力を得て、日本海難防止協会(JAMS)により、

- ・海洋汚染防止器材整備を行う OSPAR 計画、
- ・ASEAN 海域における油及び HNS (有害危険物質) 流出事故対応のための情報ネットワークの構築等を行うポスト OSPAR 計画、
- ・CVM プロジェクト (カンボジア、ミャンマー及びベトナムに対する油事故対応にかかる人材育成協力に関する ASEAN との共同事業)

等の協力を行ってきております。

このほか、本年3月にシップアンドオーシャン財団が PEMSEA との協力協定を締結するなどの動きが見られるところであります。

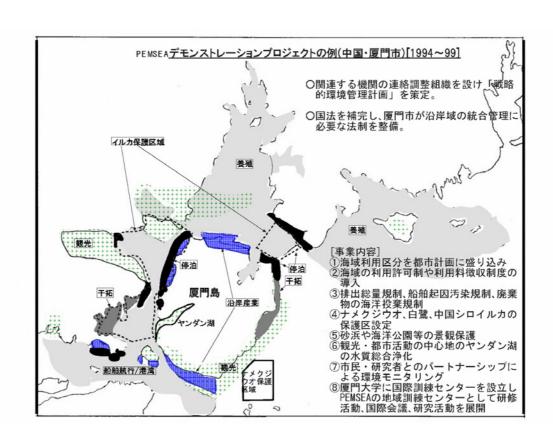
我が国といたしましては、こうした東アジアの海洋の統合的沿岸域管理という文脈の中で 理解することのできる事項を抽出し、その発信を図っていく所存であります。

PEMSEA運営のデモンストレーションサイト一覧

サイト名	管理者	サイトの特徴
Sihanoukville, Cambodia	Sihanoukville市	陸域面積:142 km² 海域面積:3,209 km² 海岸線 :74 km
南浦,北朝鮮	国際機構協力局	陸域面積:869 km² 海域面積:92 km² 海岸線 :20 km
Bali, Indonesia	Bali州	陸域面積:2,065 km² 海域面積:3,350 km² 海岸線 :219 km
Klang, Malaysia	Selangor州	陸域面積:1,480 km ² 海域面積:612 km ² 海岸線 :102 km
Chonburi, Thailand	Chonburi州	陸域面積:129 km ² 海域面積:215 km ² 海岸線 :28 km
Danang, Vietnam	Danang市人民政府	陸域面積:206 km ² 海域面積:169 km ² 海岸線 :92 km
廈門,中国	廈門市	陸域面積:1,516 km² 海域面積:334 km² 海岸線 :185 km
Batangas, Philippines	Batangas州	陸域面積:871 km ² 海域面積:220 km ² 海岸線 :470 km



(図は PEMSEA の WebSite より)



声明文 日本

東アジア海会議 2003

東アジア海の持続的開発に関する閣僚級会合に際して

2003年12月12日

国土交通省国土交通審議官

洞駿

はじめに

閣下、各国及び国際機関の代表の皆様方、御出席の紳士淑女の皆様、マレイシアのホストの皆様、私は、日本政府を代表して声明を述べる機会を得る栄誉に恵まれたことを心より光栄に存じます。

私は、この機会に、我が国の PEMSEA に対する基本認識を述べるとともに、「SDS-SEA (東アジア海域の持続的開発に関する戦略文書)」及び「プトラジャヤ宣言 (東アジア海域の持続可能な開発の地域協力に係るプトラジャヤ宣言)」に関するコメントを述べさせていただきたいと存じます。

PEMSEA の諸活動並びに SDS-SEA 及びプトラジャヤ宣言について

PEMSEA は、GEF/UNDP/IMO 地域プログラムとして、東アジア海洋における持続可能な開発に係る各国及び各国の地方自治体、非政府組織等の連携強化を目的に、1994 年より実施されています。特に、PEMSEA は統合沿岸域管理のモデル事業としてデモンストレーションサイトやパラレルサイトを運営してこられました。

私は、PEMSEA の活動には何点か、大きな、そして、斬新的な特徴があると考えております。第一に、単なる「環境保護」ではなく、「環境と調和した持続可能な開発」を基本理念とした「統合沿岸域管理」を重視しておられる点が挙げられます。第二に、目標や戦略等を共有し、各主体がそれぞれの立場で可能なことを実行する「パートナーシップ」や「協働」を基本理念としており、法的拘束力や具体的な資金協力に直結した

STATEMENT of JAPAN

At The Ministerial Forum on the Sustainable Development of the Seas of East Asia

The East Asian Seas Congress 2003

On December 12, 2003

By Hayao Hora

Vice-Minister for Transport and International Affairs

Ministry of Land, Infrastructure and Transport (MLIT)

JAPAN

Introduction

Your Excellencies, Distinguished Delegates of member countries and International organizations, Ladies and Gentlemen, and wonderful hosts of Malaysia,

It is my great honor and privilege to have the opportunity of making an official statement, on behalf of the government of Japan.

Given this valuable opportunity, I would like to refer to the Japanese basic understanding of PEMSEA activities, and make comments on the SDS-SEA (Sustainable Development Strategy for the Seas of East Asia) and the Putrajaya Declaration (Putrajaya Declaration of Regional Cooperation for the Sustainable Development of the Seas of East Asia).

On PEMSEA's activities, the SDS-SEA, and the Putrajaya Declaration

As a GEF/UNDP/IMO regional programme, PEMSEA has been promoting sustainable development of the Seas of East Asia since 1994, through strengthening the partnerships among national and local governments and non-governmental organizations. Especially, PEMSEA has been steering several Demonstration Sites and Parallel Sites, which are model sites of "Integrated Coastal Management (ICM)".

I think the activities of PEMSEA have some prominent and innovative characteristics. First of all, PEMSEA attaches high priority to "Integrated Coastal Management (ICM)" based on the concept of not only "Environment Protection" but also "Sustainable Development" harmonized with the environment. Secondly, PEMSEA emphasizes "Partnership and Collaboration", while legal obligations or fund-raising activities are not

活動を必ずしも第一義的なものと考えていない点が挙げられると認識しております。

我が国は、以上のような PEMSEA の枠組は、海洋環境の改善を図っていく上で、普 遍的な価値を有するものであると考えています。 将来、PEMSEA の培った蓄積は、東 アジア海洋に関する国際連携協力の重要な基盤に成長していく可能性を持つものであると認識しております。

「SDS-SEA」及び「プトラジャヤ宣言」は、東アジアの海洋の現状認識を踏まえた上で、こうした PEMSEA のすぐれた基本理念や基本方針に基づく国際的なパートナーシップを構築し、参加国がその認知と協力を宣言するものであります。

日本は、その採択を心から評価し、これらの採択は画期的な意義を有するものと 認識する次第であります。

今後の我が国の PEMSEA に対する協力について

本年 10 月の ASEAN+3 首脳会議において、小泉総理は、東アジア地域における国際協力が、東アジア地域を、さらなる繁栄、平和そして信頼を共有する「共に歩み共に進む」開かれたコミュニティとするという大きな目標を念頭において推進されることが期待されるという趣旨のコメントを行っております。

わが国は、四方を海に囲まれた海洋国家であり、その排他的経済水域は 400 万平 方キロメートル、海岸線の長さは実に 35,000 キロメートルにも達します。毎年 7 月 の第 3 月曜日は国民の祝日である「海の日」と定められておりますが、そのことは、我が国が海洋とのつながりが特に深い国であることを示すものであります。

そして、そうした我が国を取り巻く海洋の中でも、我が国にとってひときわ重要な存在が、一衣帯水の隣国であるアジア諸国との間に広がる海であります。

PEMSEA につきましては、我が国は新来者でありますが、PEMSEA の輪の中に我が国がしっかりと入り、可能な協力を積極的に行っていく必要があると考えているところであります。そして、その際の基本は、次のような点に力点を置いていく所存であります。

第一に、我が国における統合沿岸域管理につきましては、1998年に国土交通省が主務官庁となり「21世紀の国土のグランドデザイン」を閣議決定し、現在これに沿って、地方自治体で総合管理計画の策定が検討されている状況であり、統合沿岸域管理は我が国にとっても今後の課題となっています。しかしながら、既に行われて

regarded as a first priority issue.

Japan considers that this framework of PEMSEA has universal validity to promote the marine environment. In future, PEMSEA's activities will grow to become an important foundation for international cooperation and collaboration in East Asian seas.

The SDS-SEA and the Declaration, recognizing the present condition of East Asian seas, describe a strategy to build international partnerships based on the excellent basic idea and direction of PEMSEA, and reflects participating countries' acknowledgement of the strategy and our commitment to cooperation.

Japan fully appreciates the significance of these two documents and recognizes their adoption as an epoch-making event.

Our future cooperation with PEMSEA

At the ASEAN+3 Summit in October this year, Japanese Prime Minister Junichiro Koizumi made a speech commenting that the East Asian region partnership is to be promoted aiming at transforming this region into an open community that "acts together and advances together" and shares greater prosperity, peace, and trust.

Japan is an ocean country, surrounded by seas on all sides, has an Exclusive Economic Zone of about 4 million square km, and has a shoreline of approximately 35,000 km. The 3rd Monday of July is designated "Oceans Day" and is a national holiday. These facts indicate that Japan is deeply related to the ocean.

And, among the seas adjacent to Japan, we think that the sea between Japan and Asian countries is very important considering our close relationships with these countries.

Although Japan is a new comer to PEMSEA, we believe that we need to take an active role in the PEMSEA family, and collaborate with its members as much as possible. When doing so, Japan will basically lay emphasis on the following points.

First, concerning ICM in Japan, our cabinet council adopted the "Grand Design for the 21st Century" in 1998, with the MLIT (Ministry of Land, Infrastructure and Transport) being the competent authority for it. Based on this "Grand Design", local governments are now making studies to develop Integrated Coastal Zone Management plans. Thus, ICM remains a theme we

きた取組の中に、統合海域管理に関する事実上のパートナーシップが存していたと解することができます。我が国は、こうした視点に立って、国内における過去の取組の知恵や経験等を発信していきたいと考えております。

第二に、わが国が実施してきた東アジア諸国への協力実態の中には、海洋の統合 的沿岸域管理に関係すると思われるものが存在しております。

具体的には、政府ベースでは、これまでに、

- ・ 油事故対応に係るフィリピン・インドネシア・韓国等との合同訓練、
- ・下水道、海岸、港湾等に関する各種 ODA、
- ・海事関係者の人材育成協力
- ・海洋生物資源の持続的利用の促進のための東南アジア漁業開発センター (SEAFDEC) を通じた協力

等を実施してきております。

また、民間団体においても、日本財団の資金協力を得て、日本海難防止協会(JAMS)により、

- ・海洋汚染防止器材整備を行う OSPAR 計画、
- ・ASEAN 海域における油及び HNS (有害危険物質) 流出事故対応のための情報ネットワークの構築等を行うポスト OSPAR 計画、
- ・CVM プロジェクト (カンボジア、ミャンマー及びベトナムに対する油事故対 応にかかる人材育成協力に関する ASEAN との共同事業)

等の協力を行ってきております。

このほか、本年3月にシップアンドオーシャン財団が PEMSEA との協力協定を締結するなどの動きが見られるところであります。

我が国といたしましては、こうした東アジアの海洋の統合的沿岸域管理という文脈の中で理解することのできる事項を抽出し、その発信を図っていく所存であります。

<u>おわ</u>りに

最後になりますが、今回の閣僚会議に際し、マレイシア国の科学技術・環境省を始めホスト国の暖かく素晴らしいおもてなしに感謝いたします。また、GEF、UNDP並びに IMO の皆様方とともに、他の参加国及び PEMSEA 事務局の皆様方が、この会議の開催の準備に向けて多大なご尽力をいただきましたことに心より御礼を申し上げる次第です。

御清聴有難うございました。

intend to promote. However, Japan has made various collaborations among relevant authorities in implementing domestic programs concerning oceans and coastal matters, and these are considered as a kind of partnerships for putting ICM into practice. From this point of view, Japan would like to disseminate our knowledge and experience gained from such activities.

Secondly, in the efforts Japan has made towards cooperation with East Asian countries, we can find some examples relevant to ICM.

The government of Japan has undertaken activities such as:

- joint exercises for combating oil spill incidents with the Philippines, Indonesia, and Republic of Korea
- various cooperation using ODA in the areas of sewerage, ports and seashore developments
- capacity building programs for maritime transport
- and cooperation in promoting sustainable use of marine living resources, through Southeast Asian Fisheries Development Center (SEAFDEC)

and other activities.

In the private sector, with funding support by the Nippon Foundation, The Japan Association of Maritime Safety (JAMS) is conducting activities such as:

- "The Project on Oil Spill Preparedness and Response in the ASEAN Sea Area (OSPAR)" which prepares equipment for oil spill incidents
- "Post OSPAR" which constructs information networks for Oil and HNS (Hazardous and Noxious Substances) spill incidents in ASEAN seas
- and "CVM project" (capacity building cooperation with Cambodia, Vietnam and Myanmar for combating oil spill incidents)

and other activities.

In addition, in March 2003, PEMSEA and The Institute for Ocean Policy of Ship & Ocean Foundation agreed to collaborate and work together, through a "Statement of Intention".

Japan would like to draw on these efforts relevant to ICM in the Seas of East Asia and provide information on these activities in the framework of PEMSEA.

Conclusion

Finally, I would like to express my sincere appreciation to the warm and generous hospitality of Malaysia, especially to the Ministry of Science, Technology and the Environment of Malaysia and others involved. I would also like to thank GEF, UNDP and IMO, participating countries and the PEMSEA secretariat for their excellent support and great efforts in making this congress a success.

Thank you very much.

日本の海洋・沿岸域管理と SDS-SEA の実施に向けた貢献

I. はじめに

国土交通省では、GEF/UNDP/IMO地域プログラムである PEMSEA (Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia;東アジア海域環境管理パートナーシップ) に対するフォーカルポイントとしての国際協力活動を行っている。

本資料は、2004 年 8 月 23~26 日にフィリピン国メトロマニラにおいて開催される PEMSEA の「SDS-SEA 実施に関するワーキンググループ会合」における議題 8.0「各国の国家戦略及び SDS-SEA の実施に対する貢献の可能性」において、我が国の海洋・沿岸域管理の現状と課題及び SDS-SEA の実施に向けた日本の貢献についてプレゼンテーションするために作成したものである。

Ⅱ.日本の海洋・沿岸域の概要

我が国は、四方を海に囲まれた「海洋国家」であり、領海及び排他的経済水域(EEZ)の面積は約 $447~ \rm 5~km^2$ (うち領海は $43~ \rm 5~km^2$)、海岸線の延長は $3.5~ \rm 5~km$ にも達する。毎年 $7~ \rm f$ の第 $3~ \rm f$ 限日は、海の恩恵に感謝するとともに海洋国家日本の繁栄を願う国民の祝日「海の日」と定められているが、そのことは、我が国が海洋とのつながりが特に深い国であることを示すものである。

私たち日本人は、はるか昔から人や文化の往来、物の輸送、産業、生活などの分野において、海と深く関わってきた。そうした中で、近年においては、地球環境問題等をはじめ海洋環境の重要性への認識の高まりや海上テロ対策等海の安全の重要性の再認識等を背景に、「海」の重要性が改めて深く認識される傾向にある。

1. 海洋

(1) 日本の周辺海域

日本は、太平洋の最北西部に位置し、オホーツク海、日本海及び東シナ海という3つの独特の特徴を有する複数国と接する半閉鎖海、そして太平洋に囲まれて位置している。推定では日本の EEZ の面積は領海の 43 万 km² の海域も含めて447 万 km² になる。これは世界で第6位の広さである。

太平洋には、本州の海岸線の北東の沖合に世界でも最も豊かな漁場の一つがあるが、それは南から来た黒潮(暖流)と北から来た親潮(寒流)がぶつかる場所である。本州の東側では水深 9,000 メートルを超える日本・小笠原海溝系が北から南へと走っていて、それは中央太平洋で水深 10,920 メートルに達する世界で最も深い水深を有するマリアナ海溝につながっている。

Japan's Ocean and Coastal Zone Management and Contributions to the Implementation of the SDS-SEA

I. Introduction

Ministry of Land, Infrastructure and Transport (MLIT) is serving as Japanese national focal point for PEMSEA (Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia), a GEF/UNDP/IMO regional program.

This document reviews Japan's recent situation of ocean and coastal zone management, activities on PEMSEA and contributions to the implementation of the SDS-SEA, for the presentation on agenda item 8.0 'Country strategies and potential contribution to the implementation of the SDS-SEA' in the Meeting of the Working Group on the Implementation of the SDS-SEA, held in Metro Manila, Philippines, 23-26 August 2004.

II. Ocean and Coastal Zone in Japan

Japan is an 'Ocean Country', surrounded by seas on all sides, which has territorial sea of 0.43 million km² and exclusive economic zone (EEZ) of 4.47 million km², and has the shoreline of approximately 35,000km. The 3rd Monday of July is designated "Oceans Day", which is a national holiday when people are expected to appreciate the blessings of the ocean, and to wish the prosperity of 'Ocean Country' Japan. These facts indicate that Japan is deeply related to the ocean. Since old times, Japanese people have been closely related to the ocean in many aspects, such as exchange of people and culture, transportation, industries and living. In this connection, significance of the ocean is recognized deeply again in these days, under the background of raising consciousness of marine environmental problems and maritime safety.

1. Ocean

(1) Marginal Seas of Japan

Japan is located at the northwestern end of the Pacific Ocean, surrounded by the Pacific Ocean and 3 semi-closed seas adjacent to other countries (Sea of Okhotsk, Sea of Japan and East China Sea), where unique characteristics appear respectively. The area of the estimated EEZ of Japan is about 4.47 million km², while territorial sea is about 0.43 million km², with some inland sea areas. It is ranked sixth largest in the world.

In the Pacific Ocean, we can find one of the richest fishing grounds in the world at the offshore area of north east shoreline of the Japanese main island, Honshu, where the Kuroshio (warm current) and the Oyashio (cold current) meet together. On the east side of Honshu, the Japan and Izu-Bonin Trench System, up to more than 9,000 m in depth, is lining from north to south and connects to the

周辺の半閉鎖性海域について見ると、冬のオホーツク海においては冬に海が氷に覆われる様子を見ることができ、カナダやアラスカ、スカンジナビア諸国と同様に、氷で覆われている海と氷で覆われていない海を研究できる利点を有する海であり、ユニークな特性を持っている。

日本海は典型的な半閉鎖海域で深いボウルのような形であって、対馬暖流の流れ込む南の入り口である対馬海峡や、北の出口である津軽海峡と宗谷海峡はとても浅く、いずれも水深 300 メートルにも満たない。一方で、中央付近では水深3,000 メートルに達するところもある。この水深 300 メートル以下の層にある水塊は日本海固有水と呼ばれている。

九州から連なる沖縄諸島を中心とした南西諸島と中国大陸の間の半閉鎖海である東シナ海は、南西諸島の東に沿った沖縄トラフを除けば水深 200 メートル以下の浅い海である。と同時に、南西諸島付近には世界でも有数のサンゴ礁域が発達している。

なお、こうした周辺海域のほか、内海、内水においては東京湾、伊勢湾、大阪湾という三大湾と瀬戸内海という代表的な閉鎖性水域があるとともに、長い海岸線が象徴する入り組んだ海岸地形によって大小の閉鎖性の入江が多数存在する。

我が国は 6,852 の島嶼により構成されている長い列島であり、アリューシャン列島から南西諸島まで連なる花綵列島あるいは弧状列島の大半を形成している。このうち本土と呼ばれる 5 島 (本州、北海道、九州、四国、沖縄本島)を除く6,847 島が離島である。これらの離島は千島列島のように北方に存するものから小笠原諸島(南鳥島、沖ノ鳥島を含む)や南西諸島(大東諸島を含む)のように南方に存するものまで広範囲にわたって分布しており、我が国の領土、領海、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。これらのうち、260 島の有人離島が離島振興法による振興対策実施地域に含まれているが、平成 16 年 3 月 31 日現在の面積は 5,254km²、人口は 47 万 2 千人となっている。

(2) 海洋の水質

我が国は、海洋の水質について、1970年前後から、排水規制の実施や下水道の整備、河川における水質浄化事業の実施、船舶起因汚染に対する対策等の取組を行い、その改善に取り組んできたところである。

2002 年度の海域について、有機汚濁の代表的な COD の環境基準(環境上の条件について維持されることが望ましい基準)の達成率を見ると、76.9%となっているが、内湾、内海などの閉鎖性水域では依然として達成率が低くなっている。

内湾や内海などの閉鎖性海域においては、窒素、燐などの栄養塩類の流入によって水中微生物が急激に増殖し、水質が累進的に悪化するいわゆる富栄養化の問題が顕著になっており、赤潮、青潮などの発生等が見られる。例えば、東京湾、伊勢湾における夏場の貧酸素水塊については、近年、湾全体の5割前後の区域で発生が観測されている。

Mariana Trench, encompassing the deepest spot of the world oceans with 10,920 m in the central Pacific Ocean.

Regarding the marginal semi-closed seas, Sea of Okhotsk has a unique characteristic that we can see ice packed sea in winter, which provides us with one of the advantageous sites for ice/non-ice sea study in the world as well as Canada, Alaska, and Scandinavian nations.

Sea of Japan is a typical semi-closed sea with a deep bowl shape. Its southern entrance (the Tsushima Straits where Tsushima Warm Current flows in) and its northern exits (Tsugaru Strait and Soya Strait), are both as shallow as 300m or less. To the contrary, the depth in the central part reaches as deep as 3,000 m. The water mass below the layer at 300 m depth is called the Proper Water of the Sea of Japan.

The East China Sea, a semi-closed sea bounded by the Kyushu-Okinawa Islands and China Continent, is shallow, at less than 200 m in depth except for the southeast part, which is deeper and called Okinawa Trough. In this sea, one of the greatest coral reef areas in the world is being grown around Nansei Islands.

In addition, regarding inland seas and internal waters, Japan has typical enclosed-seas, that are three major bays (Tokyo Bay, Ise Bay and Osaka Bay) and Seto Inland Sea, and also has enclosed inlets of various sizes formed by intricate coastal landform figured by long shorelines.

Japan is a long archipelago with islands which forms most part of 'the beads of a rosary' or an island arc from the Aleutians to Nansei Islands. Except for five islands (Honshu, Hokkaido, Kyushu, Shikoku and Okinawa), which are called 'Hondo (mainlands)', remaining 6,847 islands are remote islands. These remote islands are widespread from northern part such as Chishima Islands to southern part such as Ogasawara (Bonin) Islands (including Minami-tori Island and Okinotori Island) and Nansei Islands (including Daito Islands). These islands are playing important roles for preservation of territory, territorial sea and EEZ, utilization of marine resources, conservation of natural environment, etc. Among them, 260 of inhabited isolated islands are designated 'Remote Islands Development Area' based on 'Remote Islands Development Law'. These islands have population of 472,000, and area of 5,254km² as of Mar 31, 2004.

(2) Water Quality in the Ocean

Since around 1970, Japan has been making effort for the improvement of water quality in the ocean, through such approaches as industrial wastewater quality control, development of sewerage system, river water purification projects, measures against pollution from ships, etc.

In 2002, the achievement ratio of Environmental Water Quality Standard (standard desirable to be maintained on environmental condition) of COD, typical indicator of organic pollution, is 76.9%, although that of enclosed water area such as inlets and inland seas remains at lower level.

In enclosed water areas such as inlets and inland seas, so-called eutrophication problems are conspicuous, that marine micro-organisms drastically proliferate and water quality gradually gets deteriorated because of influx of trofic salts such as phosphor and nitrogen. As a result, red tide and blue tide are observed. In Tokyo bay and Ise Bay in summer, events of oxygen deficient water are recently observed around half area of those bays.

閉鎖性水域における 2002 年度の環境基準の達成率を有機汚濁の代表的な指標である COD でみると、東京湾は 68%、伊勢湾は 44%、瀬戸内海は 69%となっている。また、2002 年の赤潮の発生状況をみると、東京湾 34 件、伊勢湾 47 件、瀬戸内海 89 件、有明海 42 件となっている。

なお、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海では水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別 措置法に基づき水質総量規制が行われており、COD、窒素、燐の総合的な負荷削減 対策が講じられている。

(3)海洋と気象

地球規模で見れば、地球温暖化に関係する温室効果ガスである二酸化炭素に対する海洋の役割は大きく、人間活動にともなう二酸化炭素排出量の約3割を海洋が吸収していると見積もられているなど、海洋は表面で二酸化炭素の吸収・放出、深層への輸送と貯留を行うことにより、炭素循環に重要な役割を果たしている。

また、海洋は大きな熱容量を持っており、エルニーニョ現象、黒潮の流路変動、インド洋ダイポールモード現象(インド洋の海面水温が東部で異常低下し、西部で異常上昇することで起こる現象)等に代表されるような気候変動と密接な関係を有しており、これらの現象の発生や変動の原理を明らかにする必要性が指摘されている。

このほか、海洋と気象との関係については、人工排熱や、土地利用、海陸風等とヒートアイランド現象の相互関係、また地球温暖化に伴う海面上昇等が海岸侵食や沿岸域の社会基盤、生態系等に及ぼす影響等の解明を図る必要性が指摘されている。

(4) 漁業

我が国は海洋に囲まれ、広大な200海里水域と多くの恵まれた漁場を持っており、 数千年にわたって海の恩恵を享受してきた。それゆえ我が国は、世界最大の漁業国 及び水産市場の一つとして、次の世代に対して沿岸域に分布するものも含め海洋生 物資源の持続的利用と保全に対する責任を負っている。

漁業資源の保存・利用については、国連海洋法条約で規定されている通り、沿岸 国は自国の排他的経済水域の保存・利用に関して権利を有し、高度回遊性漁種については適当な漁業機関を通じた協力、公海については地域的な漁業機関による管理 を行うこととなっている。

我が国の沿岸漁業の生産量は減少しており、この 20 年あまりの間に生産量が約4分の3にまで減少している。

2. 海岸

日本の海岸線は、長さが約 35,000km にも及ぶが、自然海岸、半自然海岸及び人工海岸の3種類に分類される。自然海岸は文字通り自然のままの美しい砂浜や岩場の海岸で、全海岸線の53%を占めている。また、人工的な手が加えられていながらも工業施設に覆われておらず市民の利用に供される半自然海岸は全体の13%になる。残りの34%は港湾や漁港等の産業利用を目的として整備された人工海岸により占められて

In 2002, concerning the enclosed water areas, the achievement ratios of Environmental Water Quality Standard of COD, typical indicator of organic pollution, are 68% in Tokyo Bay, 44% in Ise Bay and 69% in Seto Inland Sea. The numbers of red tide events in 2002 are 34 in Tokyo Bay, 47 in Ise Bay, 89 in Seto Inland Sea and 42 in Ariake Sea.

For Tokyo Bay, Ise Bay and Seto Inland Sea, based on 'Water Pollution Prevention Law' and 'Law of Special Measures for Conservation of Environment in Seto Inland Sea', total pollutant load control is in operation, which implements measures of load reduction in total amount of COD, nitrogen and phosphor.

(3) Ocean and Weather

From a view of global scale, the ocean plays an important role on the dynamics of CO₂; the ocean affects the atmospheric CO₂ concentration by absorbing 30% of CO₂ emitted by human activities and subsequently transporting it into the lower layer through the carbon cycle.

Ocean also affects climate changes such as El Niño, Kuroshio path variation, and Indian Ocean Dipole Mode Phenomenon (caused by abnormal decline of surface temperature in the eastern part of Indian Ocean and abnormal rise in the western part), etc. It is urged to resolve the mechanism of occurrences and changes of these phenomena.

Furthermore, it is necessary that we understand the relation among anthropogenic heat, land use, the land and sea breeze and heat island phenomena, and research the impact of sea level rise due to global warming on coastal erosion, social infrastructure and ecosystem in coastal zone.

(4) Fisheries

Japan is surrounded by the sea and has a vast 200-mile water area and many good fishing grounds. We have been enjoying "blessings from the sea" for several thousand years. Therefore, Japan, as one of the biggest fishing nations and fishing markets in the world, has a responsibility to ensure sustainable use and conservation of marine living resources, including those distributed in its coastal waters, for succeeding generations.

Regarding conservation and utilization of fishery resources, coastal nations have the right to conserve and utilize their own EEZ, as United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS) regulates. Highly migratory fish are supposed to be managed by collaborations through appropriate fishery organization. Open waters are supposed to be managed by regional fishery organizations.

The amount of product of coastal fisheries in Japan is decreasing, and resulted in the amount no more than about 3/4 compared with that of about 20 years ago.

2. Coasts

Japan's shoreline is approximately 35,000 km long, and is classified into 3 categories of natural coast, semi-natural coast, and artificially transformed coast. Natural coast represents beautiful sandy beaches and scenic rocky shores, literally remains nature, covering about 53% of the total shoreline. Semi-natural coast, not fully converted to industrial facilities but being used for citizens eventually, covers 13%, and the remainder, 34%, is occupied by artificially transformed coasts for

いる。

日本の主な内海地域には、東京湾、伊勢湾、大阪湾という特に開発された3つの湾と瀬戸内海が含まれている。これらの半閉鎖性湾と内海は、その他の小規模な湾域と同様に、海上輸送、港・港湾、商業、釣り、レクリエーション、観光事業等に稠密な利用がなされている。

3. 沿岸域

(1) 沿岸域の利用状況

我が国では、地形的特徴から、人々は居住に適した沿岸の平地に住み、他の地域との往来に海上交通を利用するなど沿岸域をさまざまな用途に利用するとともに、優れた景観を持つ場所を景勝地として伝承してきた。さらに、干潟や藻場、磯、浅海域、海水と淡水が交わる汽水域などは豊かな生物・生態系を育み、人はそこから日々の糧を享受しながら生活してきた。長年にわたる沿岸域における人々の活動や生活により、各地域特有の生活様式が生み出されるとともに、海や港を舞台とする祭りや歴史的な建造物など、地域独自の文化が育まれてきている。

現在も、国土面積の約3割を占める沿岸に位置する市町村には、総人口の約5割の人が居住し、特に東京湾、伊勢湾、大阪湾の沿岸は、全国平均の約10倍もの人口密度となっている。産業の面でも沿岸に位置する市町村の工業製品出荷額は全国の約5割、商業年間販売額は全国の約6割を占める状況となっている。また、近年においては、東京都の臨海副都心や横浜市のみなとみらい21地区のように、臨海部に魅力ある新たな空間が形成されている例もある。

沿岸域における最近の埋立面積は、1960年代の約5分の1であり、埋立による貴重な沿岸域の消滅は少なくなってきている。埋立ての目的についても、1960年代の高度経済成長期には、重化学工業発展のための工場立地や物流拠点の整備が主であったが、近年は都市再開発用地、飛行場建設、ゴミ処分用地などに変化している。また、干潟・藻場・サンゴ礁における大面積の埋立ては減少している。

(2) 沿岸域の生態系

日本の海洋は、海流などの特徴により、先述のとおり黒潮域、親潮域及び日本海域に大別されるが、列島が南北に長く広がっていることも相まって、多様な環境が形成されている。このため、日本近海は、同緯度の地中海や北米西岸に比べ、海産生物の種類が多く、豊かな生物相を形成している。

特に、干潟、藻場、サンゴ礁など多様な生態系を有するわが国の沿岸域は、暖流及び寒流の影響を受け、北方系魚類、太平洋岸固有種、南方系魚類、広域遊泳性魚類及び深海性魚類等から構成される豊富な生物相を有しており、海産魚類については約3,100種が存するほか、藻類についても約5,500種が存する。

河川流域や沿岸域の生態系は、水循環、物質循環等を介して相互に密接な関係

ports, harbors and other development purposes.

Major inland sea areas of Japan include three highly developed bays: Tokyo Bay, Ise Bay and Osaka Bay and Seto Inland Sea. These semi-closed bays and inland sea, as well as some dozens of small size similar bays and inlets, are densely utilized for marine transportation, ports and harbors, commercial and sports fishing, recreation and tourism, and others.

3. Coastal Zone

(1) Utilization of Coastal Zone

In Japan, people have utilized coastal zone for various purposes in accordance with its topographic features: to live in coastal flatland adequate for residence, and to use marine transportations for traffic between other regions. Some places with beautiful scenery have been taken over as scenic spots. In addition, people have enjoyed daily food from fertile ecosystems and biota in tidal flats, seagrass and seaweed beds, rocky shores, shallow waters, and brackish water region where salty and fresh water meet. Activities and living of people in the coastal area for long years have generated life styles specific to each region and have created regionally unique culture, such as festivals at seas and harbors, historic buildings, etc.

Still now, 50% of population resides in municipalities along coasts that occupy 30% of national land. Especially coastal zone along Tokyo Bay, Ise Bay and Osaka Bay have population density of 10 times as its national average. Regarding industries, shipment value of industrial products from coastal municipalities is 50% of national products, and annual sales total there is as much as 60% of national total. Recently there are some examples of attractive spaces on waterfront such as New Tokyo Waterfront Subcenter and Minato-Mirai 21 in Yokohama.

Recent reclamation is 1/5 compared with that of 1960s and disappearance of valuable coastal zone is slowing down. In the high-growth period of 1960s, purposes of reclamation were mainly for heavy and chemical industry and physical distribution bases, but recently they changed mainly for urban redevelopment, airports and garbage dump. Large-scale reclamations of tidal flats, seagrass and seaweed beds and coral reefs are decreasing.

(2) Ecosystem of Coastal Zone

Seas around Japan are classified into Kuroshio area, Oyashio area and Sea of Japan, in accordance with the ocean currents, which are mentioned above. Various kinds of environment are formed along Japan, as a chain of islands ranges north and south. Therefore, compared with Mediterranean Sea and west coast of North America at the same latitude, seas around Japan form rich biota with various species of marine organism.

Influenced by both warm and cold current, coastal zones of Japan, with various ecosystems such as tidal flats, seagrass and seaweed beds and coral reefs, have rich biota, which consists of northern fish, endemic fish of Pacific coast, southern fish, migratory fish and deep-sea fish. There are 3,100 species of marine fish and 5,500 species of algae in Japan.

Ecosystems of river basins and coastal zones have deep relations through water and material cycle and

を持ち、ひとつの流域圏を構成しているため、流域の土地利用の変化、洪水量の増大、河川水質の悪化、河川流量の減少、湧水の枯渇、流出土砂量の変化、海岸線の後退等の様々な問題を、流域を一体として扱う視点から関係者が連携して総合的に取り組む必要性が指摘されている。

わが国の屈曲に富んだ海岸線の前面には内湾を中心に浅海域が広がり、そこには干潟、藻場、サンゴ礁が見られる。これらは沿岸域の中でも生物多様性の保全上特に重要であるが、環境省の調査によるとその実態は以下のとおりである。

① 藻場

アマモなどの海草類やコンブ、カジメ、ホンダワラなどの海藻の群落である藻場は、多くの小動物等のすみかとなるだけでなく、魚介類の産卵、生育の場となっている。1993年度には全国で201,212ha(20m以浅)であったが、1996年度は、兵庫県及び徳島県を除く全国で142,459ha(10m以浅)が確認されている。藻場の消滅の原因の上位は、埋立てと磯焼けが占めている。

② 干潟

自然の干潟は、前浜干潟、河口干潟、潟湖干潟の三つに分類でき、太平洋岸、瀬戸内海沿岸及び九州に多く存在する。特に内湾に発達する干潟は、小動物の量、種数ともに著しく多いことから、多様な沿岸性の魚類、シギ・チドリ類等の鳥類の重要な餌場となっている。1996 年において、自然の干潟面積と人工の干潟面積を合計した全国の干潟面積は、49,380.3ha 確認され、うち有明海が約4割を占めている。埋立て、干拓等により1945年以降1994年までの間で、約4割が消滅し、1993年度調査時以降、1,870ha の干潟が消滅したことが判明している。最も多く干潟が消滅したのも有明海で、その面積は322.3ha に達していた。

③ サンゴ礁

わが国のサンゴ礁は、小笠原諸島(含む南鳥島、沖ノ鳥島)などにも存するが、鹿児島県のトカラ列島以南の南西諸島(含む大東諸島)周辺海域に多く存在する。とりわけ八重山列島には国内最大の面積のサンゴ礁があり、同海域の造礁サンゴ類の種の多様性は世界でも屈指のものである。近年、海水温の上昇による白化現象、オニヒトデの食害、陸域からの赤土等の流入負荷等による影響が懸念されている。1996年において、全国の造礁サンゴ類の面積は、35,345.3haである。

(3) 沿岸域をとりまく課題

以上のような背景の下で、我が国の沿岸域においては、以下のような課題が指摘 されている。 compose a single river basin system. Accordingly, necessities for related parties to collaborate in a comprehensive way to manage whole water basin zone for the purpose to resolve various problems such as changes of land use in river basin, increase of flood, deterioration of water quality, decrease of river flow, runout of sump water, decrease of outflow sediment, receding of coastline, etc., is pointed out.

In Japan, shallow water areas spread in front of bending coastlines around inlets. There appear tidal flats, seagrass and seaweed beds and coral reefs. These are especially important from the viewpoint of conservation of biodiversity. Their current status are described below, according to the investigation by Ministry of Environment.

a. Seagrass and Seaweed Bed

A seagrass and seaweed bed, which is a vegetation of seagrass such as eelgrass and seaweed such as kelp, sea trumpet and sea grape, are used not only for habitats of small animals, but also for spawning and breeding. In 1993, seagrass and seaweed beds were 201,212ha (in the sea shallower than 20m all over Japan), but in 1996, 142,459ha is found (in the sea shallower than 10m in Japan except for Hyogo and Tokushima prefecture). The major reasons of extinction of seagrass and seaweed beds are reclamation and rocky-shore denudation.

b. Tidal Flats

Natural tidal flats are classified into three categories, foreshore tidal flat, estuary tidal flat and lagoon tidal flat, and are often seen at coasts of Pacific Ocean, Seto Inland Sea, and Kyushu. Especially tidal flats within inlets are important feeding ground for various coastal fish and birds such as long bills and ringed plovers, since they have huge amount and kinds of small animals in it. As a total area of natural and artificial tidal flats, 49,380.3ha are found in 1996 and 40% of them were located in Ariake Sea. Because of reclamations by landfill and drainage, 40% of tidal flats were lost from 1945 to 1994, and after an investigation of 1993, 1,870ha of tidal flats are turned out to be extinct. It was also Ariake Sea, where the largest area as large as 322.3ha of tidal flats was lost.

c. Coral Reef

In Japan, coral reef appears on Ogasawara Islands (including Minami-Tori Island and Okinotori Island) and mainly exits on Nansei Islands (including Daito Islands) southward of Tokara Islands, Kagoshima prefecture. There exists the largest coral reef in Japan around Yaeyama Islands. The variety of hermatype in that area is one of the most outstanding in the world. Recently influences of albinism by warming of seawater, encroachment by crown-of-thorns starfish, inflow of red soil from land area, etc. are worried about. In 1996, the area of hermatype was 35,345.3ha all over Japan.

(3) Problems in Coastal Zones

In the background mentioned above, those problems below are pointed out about Japanese coastal zones.

① 利用と環境の関係

陸上起因汚染や堆積汚泥からの溶出による水質汚濁、船舶事故による油流出、 海岸漂着ゴミ、砂浜の減少、人の活動による干潟等の減少、砂浜のレジャー利用 (自動車や人)による海浜生態系への悪影響

② 異なる利用間の関係

レジャー利用と漁業の輻輳、レジャー利用同士の輻輳、プレジャーボート等の放置、産業の空洞化による水際線を有する付加価値の高い土地利用の低迷

- ③ 防災対策と利用と環境の関係 海岸保全施設の整備等による防災対策と、海岸の利用、海岸環境の保全の 鼎立
- ④ 防災対策における問題 津波・高潮・波浪対策が未だ不十分な現状

Ⅲ. 海洋環境に関する世界的潮流 - 「持続可能な開発」と「統合沿岸域管理」-

近年、環境に対する世界共通の基本理念は、1992年のリオ地球サミット以来、「開発と保全は対立的なものである」との考え方による単なる「環境保護」ではなく、「開発と保全を環境と調和させつつ総合的に管理すべき」との考え方による「持続可能な開発(Sustainable Development)」が重要であるとの考え方に大きく変化してきている。そうした背景の下で、海洋や沿岸域についても、質の高い空間や環境の実現のためには、陸域と海域からなる沿岸域について、開発や保全に関する取組を個別に展開するのではなく、多様な利用・保全の相互影響性と調和や持続可能性等を配慮した総合的な調整・管理ー「統合沿岸域管理(ICM;Integrated Coastal Management)」ーを行うことが重要であるという考え方が世界の主流となってきており、世界の各国には、総合的な海洋政策や海洋基本法の策定等に取り組む動きが見られるようになってきている。

1. 国連海洋法条約(1982年採択、1994年発効)

前文において、「海洋空間の諸問題は相互に密接な関連を有しており、全体として 検討する必要がある。」と規定されるとともに、海洋の国際秩序の枠組みとルールが はじめて包括的に定められ、後続の議論の基盤が形成された。

2. リオデジャネイロ・サミット「持続可能な開発のための人類の行動計画(アジェン ダ 21)」(1992)

第 17 章のプログラム分野Aにおいて、「沿岸国は、自国の管轄下にある沿岸域

a. Interrelation between Utilization and Environment

Water contamination caused by land-based pollution and elution from polluted sediment, oil spill from an accident of a ship, wrecked drifts, decrease of beach, decrease of tidal flats caused by human activities, harmful effect of leisure utilizations (cars, people) to an ecosystem of seashore

b. Interrelation between Utilizations

Congestion of leisure utilizations and fishery, congestion among leisure utilizations, abandoned pleasure boats, disuse of valuable land in waterfront caused by hollowing industry

c. Interrelation among Disaster Measures, Utilization and Environment

Compatibility among disaster measures such as installation of coast protection works, utilization of coasts and conservation of marine environment

d. Problems on Disaster Measures

Situation that measures for tsunami, high tide and high surf are insufficient

III. Global Trend around Marine Environment – Sustainable Development and ICM –

Recently universal basic idea on the environment has turned drastically from mere 'protection of environment' based on the concept that "development and conservation are confrontational" to 'sustainable development' based on the concept of "needs of integrated management of development and conservation harmonized with environment". In such background, such idea comes to be a main stream that Integrated Coastal Management (ICM) -- not to deploy individual measures on development and conservation, but to coordinate and manage policies with due consideration to mutual influence of various utilizations and conservation -- is important for ocean and coastal zone, and many countries have drawn up general ocean policies and fundamental law of the sea.

1. United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS)(Adopted in 1982, Come into force in 1994)

Foreword states "the problems of ocean space are closely interrelated and need to be considered as a whole" and comprehensive framework and rules were established for the first time. Basis of sequent discussion was formed.

'Agenda 21' at the United Nations Conference on Environment and Development (UNCED), Rio de Janeiro, Brazil (1992)

Programme Areas A in chapter 17 states "Coastal States commit themselves to integrated

及び海洋環境の総合管理と持続可能な開発を自らの義務とする。」こととされた。

<u>3</u>. ヨハネスブルグサミット「WSSD 実施計画」(2002 年)

各国は、アジェンダ 21 第 17 章の実施を、「排他的経済水域を含む沿岸地域の統合的管理と持続可能な開発;海洋環境の保護」、「持続可能な開発のための国家戦略を策定し完成させるために早急に措置をとり、2005 年までにこれらの実施を開始すること」等を通じて促進することが盛り込まれた。

IV. 沿岸域管理に関する我が国の国家政策

1.「アジェンダ 21 行動計画」(1993 年)

1993年に、日本政府は、アジェンダ 21 を受けた「アジェンダ 21 行動計画」を作成し、国連に提出している。この中で、「1987年に政府の決定した第四次全国総合開発計画において、沿岸域の環境の保全と安全の確保を図るとともに、多面的利用可能性を積極的に引き出し、その総合的・広域的な利用により魅力ある地域振興を図るため、地方公共団体が主体となり沿岸域の総合的な利用計画を策定することとし、その総合的・広域的な利用により魅力ある地域振興を図るため、地方公共団体が主体となり沿岸域の総合的な利用計画を策定することとし、国は計画策定及び計画の実現に向けて積極的に地方公共団体を支援する。」等の取組を重点的に実施していく旨記載されている。

2. 「21 世紀の国土のグランドデザイン」(1998 年 3 月 31 日閣議決定)

第五次全国総合開発計画にあたるこのグランドデザインでは、「沿岸域の安全の確保、多面的な利用、良好な環境の形成及び魅力ある自立的な地域の形成を図るため、沿岸域圏を自然の系として適切にとらえ、地方公共団体が主体となり、沿岸域圏の総合的な管理計画を策定し、各種事業、施策、利用等を総合的、計画的に推進する『沿岸域圏管理』に取組む。そのため、国は、計画策定指針を明らかにし、国の諸事業の活用、民間や非営利組織等の活力の誘導等により地方公共団体を支援する。なお、沿岸域圏が複数の地方公共団体の区域にまたがる場合には、関係地方公共団体が連携し、特に必要がある場合には、国を含めた広域的な連携により、計画の策定、推進を図る。なかでも、より良好な環境を形成するためには、広域的な視点から沿岸域をとらえ、長期的な目標を掲げ、段階的な計画により環境の復元、創造等を行うことが必要である。あわせて、多様な主体による個別の事業と計画との整合を図るとともに、管理者間の連携の取組を計画で位置付け、その総合的な推進を図る。」と定められた。

management and sustainable development of coastal areas and the marine environment under their national jurisdiction."

3. 'WSSD Plan of Implementation' at Johannesburg Summit (2002)

The plan states "each state should promote implementation of chapter 17 of Agenda 21" through "Integrated management and sustainable development of coastal areas including EEZ; protection of marine environment" and taking "immediate steps to make progress in the formulation and elaboration of national strategies for sustainable development and begin their implementation by 2005."

IV. National Policies of Japan Related to Coastal Zone Management

1. National Action Plan for Agenda 21 (1993)

In 1993, Japanese government formulated 'National Action Plan for Agenda 21' to follow 'Agenda 21' and submitted it to the UN. This plan states "In the Fourth Comprehensive National Development Plan, decided by the Government in 1987, it is laid down that, in order to realize attractive regional development through comprehensive, regionally extensive, multiple use of the seashore areas while conserving the environment and securing safety, comprehensive seashore-utilization plans should be prepared at the initiative of the local authorities concerned, and that the Government should positively assist the local authorities toward the establishment and realization of their plans."

Grand Design for the 21st Century -Promotion of Regional Independence and Creation of Beautiful National Land – (cabinet decision on Mar 31,1998)

This grand design, which corresponds to the Fifth Comprehensive National Development Plan, states that "Clarify the state of the natural environment in coastal areas in order to keep safety of the areas, make multiple use of them, and create desirable environments and autonomous attractive communities. Local public entities will take the lead in drawing up comprehensive management plans for coastal areas and will implement carefully a range of projects and measures according to a schedule in a comprehensive manner. The national government will set clear guidelines for drawing up such plans and support local public entities through national projects and by encouraging private and non-profit organizations to cooperate with the local entities. If a coastal area belongs to more than one local public entity, the related entities, and if necessary the national government, should cooperate in making and promoting plans for the area. To improve the coastal environment, it is necessary to make long-term targets and step-by-step plans taking a wide view towards the recovery and creation of a favorable environment. It is also important to coordinate projects and plans between various entities. Each entity should plan and promote cooperation between the leaders of the related entities."

3. 沿岸域圏総合管理計画策定のための指針(2000年2月23日)

21 世紀の国土のグランドデザインを受け、国は計画策定のための指針を明らかにするため、2000 年2月に、次のような事項を盛り込んだ「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」を策定した。

- ① 沿岸域の総合的な管理の必要性及び基本理念
- ② 沿岸域圏総合管理計画のあり方
 - ・沿岸域圏の設定(自然の系として適切にとらえて一体的に管理すべき範囲として、海岸線方向と陸域・海域方向に区分した地域を沿岸域圏として設定)
 - ・計画策定上の視点(参加・連携の視点、広域的視点、長期的視点、一貫的 な視点)
- ③ 沿岸域圏総合管理計画の策定
 - 現状把握
 - 計画事項
 - -沿岸域圏の範囲(図面等により明示)
 - -計画期間(概ね10年程度)
 - 基本方針 (将来像その他基本的な取組方針)
 - -課題の設定及びその総合的な取組のための事業、施策等の基本的方向
 - 推進体制、推進状況の把握・評価等
- ④ 沿岸域圏総合管理計画の策定・推進体制
 - ・関係地方公共団体を中心に、沿岸域圏に関わる行政機関、企業、地域住民、 NPO 等の多様な関係者の代表者を構成員とする沿岸域圏総合管理協議会 を整備すること等

⑤ 配慮事項

・閉鎖性内湾等多面的な利用が相当輻輳している沿岸域圏、優れた景観や歴 史文化資源を有する沿岸域圏、経済社会及び自然環境に相当影響を及ぼす 事業等が予定されている沿岸域圏については、計画策定が特に望まれるこ と等

3. Guidelines for Integrated Coastal Zone Management Plans (Feb 23, 2000)

In February 2000, following 'Grand Design for the 21st Century', Japanese government formulated 'Guidelines for Integrated Coastal Zone Management Plans', whose contents are as follows.

- a. Necessity for and basic concepts on Integrated Coastal Zone Management
- b. ICZM plans
- An Identification of the boundaries of the coastal zone (The boundaries of the coastal zone subject to an ICZM plan will be identified to treat an entire encompassed area as a natural system unit, strongly influenced by each other in light of geographical shapes, water and soil movements. The zone encompasses a certain part of coastal areas, extending in two directions, [A] a coastline direction and [B] an inland/seaward direction.)
- Viewpoints for planning (participation and cooperation, wide overview, long-term view, continuing implementation)
- c. Building ICZM plans
- Findings as to study of the coastal area
- Planning elements
 - The boundaries of a coastal zone (to be indicated clearly on map)
 - Period of reauthorization of the plan (approximately every 10 years)
 - Basic policy (basic policies for projects and activities in the coastal zone in light of the future visions)
 - Definitions of issues and basic directions of comprehensive management programs for solving, managing the issues
 - Organizations for the implementation of an ICZM plan and measures to evaluate the execution of the ongoing plan
- d. Organizations for the decision-making and implementation of ICZM plan
- Integrated Coastal Zone Management Commission shall be created, consisting of representatives of each of the prefecture governments and cities in the coastal zone as its main members and representatives of each of concerned groups or individuals, such as the national government, agencies, NPO, the residents, the enterprises and any other groups in the coastal zone.
- Others
- e. Things to consider
- The features of coastal zones urgently expected to be planned are the followings:
 - Having bays where diverse land and water uses are or are likely to compete and conflict
 - Having superior landscapes or historical, cultural resources
 - Having a scheduled project supposed to make considerable impacts on local economy or natural environment
- Others

4. 科学技術・学術審議会海洋開発分科会「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について(答申)-21世紀初頭における日本の海洋政策-」(2002 年 8 月 1 日)

2002 年 8 月に、科学技術・学術審議会海洋開発分科会において、今後 10 年間程度を見通した長期的展望に立った 2 1 世紀初頭における日本の海洋政策についての答申がとりまとめられた。その中においては、我が国における海洋政策のあり方を、それまでの海洋の恩恵をいかに享受するかに重点が置かれた政策から「持続可能な海洋利用」実現のため、「海洋を知る、守る、利用する」という包括的な海洋政策への転換を図ることが最重要課題であり、海洋の保全・利用に関し、次のような政策方向が必要であるとした上で、沿岸域の管理について、「総合的な管理を行うための適切な管理手法、枠組みについても検討することが必要である。」としている。

 海洋環境の維持・回復を図りつ の、「健全な海洋環境」を実現すること・持続可能な海洋開発・利用を実現し、循環型社会の構築に寄与すること等 等 ・ 閉鎖性海域における環境改善事業の手を機能の解明・有害化学物質等が生態系や人の健及ぼす影響の解明・流出油の防除体制等の強化・外来生物種の侵入による在来種の絶滅患系の攪乱(かくらん)防止 ② 海洋利用・沿岸防災等における取組海洋利用の際には、持続可能な海洋
を図るため、できる限り環境の維持・回られるよう必要な措置を講ずる。また、 暖化等地球規模の環境変動に対応す の取り組みを行う。 ・ 土砂収支の不均衡に伴う海岸侵食・ の消失防止への取り組み ・ 異常気象・海象による沿岸災害の多っ 対応

4. A Report 'Basic concepts and promotion measures for ocean development from long-term viewpoint – Ocean Policy in the Early 21st Century -' by Subdivision on Ocean Development, Council for Science and Technology (1 Aug, 2002)

In august 2002, by Subdivision on Ocean Development, Council for Science and Technology, a report was compiled about Japanese ocean policy in the early 21st century from long-term viewpoint, throughout approximately 10 years hereafter. It points out that the most important issue is to change the standpoint of the policy from "benefits to be reaped from the ocean" to "realization of sustainable use of the ocean" and to create a well-balanced policy incorporating "Preservation of the ocean", "Utilization of the ocean" and "Understanding of the ocean". It also points out that the government should carry out the measures of preservation and use of the ocean based on those policies listed below, and regarding management of coastal area, adequate management methods and frameworks are to be considered to perform integrated management.

	Basic concept	Promotion tactics
Preservation	• To realize "a normal marine	The comprehensive measure towards
of ocean	environment" with the aim of the	the maintenance and recovery of the
	maintenance and recovery of the	marine environment
	marine environment	- Improvement of environment in closed
	To realize "the sustainable use of	sea area
	the ocean" and contribution to	- Investigation of cleanup and
	establish the recycling-based	production functions of tidal flat, alga
	society	place and coral reef, etc.
	etc.	- Investigation of impact of harmful
		chemical substances on ecological system
		and human health
		- Enhancement of framework for oil spill
		combating
		- Prevention against the extinction of
		local species and the disturbance of
		ecological system caused by invade of
		foreign species
		The measure for the environmental
		consideration in the use of the ocean
		and coastal disaster prevention, etc.
		- Prevention of coastal and beach
		erosion caused by unbalance of sediment

海洋利用	・海洋環境保全との調和を図ること	 ・地球温暖化による海面上昇等が沿岸域に及ぼす影響の評価 ・二酸化炭素等の海洋隔離による生態系の影響評価 ・資源等の開発に伴う環境影響評価 ③ 社会経済的側面からの取り組み海洋環境の社会経済的な価値を多角的な視点から定量的に評価し、環境価値評価手法の高度化等の環境保護についての施策を合理的かつ効果的に行う必要。 ① 海洋生物資源の持続的な利用 ② 再生可能な海洋エネルギー・資源利用
	析し,海洋の保全修復を行いつつ一定の制限のもと利用する「総合的な管理」を行うこと・長期的な視点に立って市民一人一人の利益となる利用を行うことが不可欠で総合的視点に立って異なる分野の利用施策の連携を行うこと等	④ 沿岸空間利用⑤ 安全で効率的な海上輸送の実現⑥ 市民の親しめる海洋の実現

V. 沿岸域管理に関する我が国の法制度体系

1. 沿岸域管理に関する法制

我が国における沿岸域管理に関する法制度は、主として次のような諸法から構成されている。

		- Response for repetition of coastal
		disasters caused by abnormal atmospheric
		and oceanographic phenomena
		- Evaluation of influence to coastal area
		caused by sea level rise due to global
		warming
		- Impact assessment of CO2 isolation in
		ocean for ecosystem
		- Evaluation of influence on the marine
		environment in developing resources
		Measures from social-economic aspect
		- Necessary to evaluate social-economic
		value of marine environment quantitatively
		from multidirectional viewpoints, and to
		implement reasonable and effective
		measures for environmental protection,
		such as development of evaluation method
		of environmental value etc.
Utilization	To harmonize with protection of	Sustainable utilization of marine living
of ocean	marine environment	resources
	To study, investigate and analyze	Utilization of recyclable marine energy
	from integrated point of view, and to	and resources
	operate 'integrated management' i.e.	Utilization of marine mineral and energy
	utilization under certain limit with	Utilization of coastal space
	conservation and recover of marine	Fulfillment of safe and efficient marine
	• To cooperate with utilization	transportation
	policies of different field from	• Fulfillment of approachable ocean for
	integrated point of view and	citizens
	essential for individual citizens from	
	long-range view	

V. Legal System Related to Coastal Management in Japan

1. Legislations Related to Coastal Zone Management

Legal system related to coastal zone management mainly consists of those laws as follows.

(1) 国土環境の管理

① 国土空間の総合的管理

国土利用計画法、国土総合開発法、首都圏整備法、近畿圏整備法、北海道開発法、離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、都市計画法、自然公園法、公有水面埋立法、都市公園法、農業振興地域の整備に関する法律、工場立地法、石油コンビナート等災害防止法、都市再生特別措置法、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律、自然再生推進法、等

② 公物管理

社会資本整備重点計画法、国有財産法、海岸法、港湾法、漁港漁場整備法、河 川法、下水道法 等

③ 環境保全

環境基本法、環境影響評価法、自然環境保全法、自然公園法、海洋汚染及 び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措 置法、 等

(2) 行為管理規制等

① 水産関係

水産基本法、漁業法、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、沿岸漁業等 振興法、水産資源保護法、海洋水産資源開発促進法、漁船法、日韓大陸棚共同開 発協定特別措置法 等

② 鉱業関係

鉱業法、鉱山保安法、石油及び可燃性天然ガス資源開発法、石油備蓄法、石油パイプライン事業法、鉱業等に係る土地利用の調整手続に関する法律、砕石法、砂利採取法、深海底鉱業暫定措置法 等

③ 海上交通関係

海上運送法、內航海運業法、港湾運送事業法、国際海上物品運送法、船舶法、船舶安全法、船舶職員法、船員法、海上交通安全法、航路標識法、港則法、海上衝突予防法、海難審判法、水難救護法、水先法、水路業務法等

④ エネルギー利用関係

石油備蓄法、電気事業法、電源開発促進法、発電用施設周辺地域整備法、 核原料物質及び原子炉の規制に関する法律、消防法 等

(1)Management of Environment of National Land

a. Integrated Management of National Land

The National Land Use Planning Act, The comprehensive National Land Development Act, The National Capital Region Development Act, The Kinki Region Development Act, Law of Development of Hokkaido, Remote Island Development Law, Law of Special Measures for Advancement and Development of Ogasawara Islands, City Planning Law, Law of Natural Park, Law of Reclamation of Publicly Owned Water Surface, Law of Improvement for Area of Agricultural Advancement, Law of Factory Location, Law of Disaster Prevention of Petroleum Kombi Nat, Law of Special Measures for Renewal of Cities, Law of Special Measures for Recovery of Ariake Sea and Yatsushiro Sea, Law of Promotion of Nature Restoration, etc.

b. Management of Infrastructure

Law of Improvement of Infrastructure with Overriding Priority, Law of Government Property, Coast Law, Harbor Law, Law of Improvement for Fishery Harbor and Ground, River Law, Sewerage Law, etc.

c. Conservation of Environment

Fundamental Law of Environment, Law of Environmental Impact Assessment, Law of Natural Park, Law Relating to the Prevention of Marine Pollution and Maritime Disaster, Water Pollution Prevention Law, Law of Special Measures for Conservation of Environment in Seto Inland Sea, etc.

(2) Management and Restriction of Behavior

a. Fisheries

Fundamental Law of Fisheries, Law of Fishing, Law of Preservation and Management of Marine Living Resources, Law of Promotion of Development of Marine Fishery Resources, Law of Fishery Boats, Law of Special Measures on Japan-Korea Agreement of Cooperation on Development of Continental Shelf, etc.

b. Mining

Law of Mining, Law of Safety for Mining, Law of Development of Resources of Petroleum and Inflammable Natural Gas, Law Petroleum Stockpiles, Law of Enterprise on Petroleum Pipeline, Law of Coordination Procedure for Land Use of Mining Industry, Macadam Law, Law of Gravel Pick, Law of Temporary Measures for Mining of Deep Seafloor, etc.

c. Marine Transportation

Law of Marine Transport, Law of Domestic Shipping Industry, Law of Harbor Transportation Industry, Law of International Marine Transport, Law of Marine Vessel, Maritime Traffic Safety Law, Law of Ship's Personnel, Maritime Traffic Safety Law, Aids to Navigation Law, Port Regulations Law, Law for Preventing Collision at Sea, Law of Marine Accident Inquiry, Life Saving Law for Coastal Accidents, Law of Pilot, Law for Hydrographic Activities

d. Use of Energy

Law of Petroleum Stockpile, Law of Electric Industry, Law of Promotion of Development of Power Resources, Law of Improvement of Surrounding Area of Electric Power Plant, Law of Restriction of Nuclear Source Material and Atomic Reactors, Fire Defense Law

⑤ 廃棄物処理関係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、広域臨海環境整備センター法 等

2. 沿岸域管理に関する近年の法制整備

海洋環境の維持・回復や持続可能な海洋開発・利用など総合的な視点から沿岸域管理を目指すような最近の既存法制の改正や改廃、新規立法措置として、次のようなものがあげられる。

- (1)「河川法の一部を改正する法律」(1997年); 法目的に河川環境の整備と保全を追加
- (2)「海岸法の一部を改正する法律」(1998年); 法目的に環境と利用を追加
- (3)「港湾法の一部を改正する法律」(1999年); 法目的に港湾における環境施策の充実を追加
- (4) 「水産基本法」(2003 年 6 月); 生態系の構成要素であり、限りある水産資源の 持続的な利用を確保するため、適切な保存管理と増養殖の推進等に配慮した水産基 本計画の策定、水産物の安定供給の確保策、水産業の健全な発展に関する施策を推 進
- (5) 「都市再生特別措置法」(2002年4月);都市再生施策の推進
- (6)「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」(2002 年 11 月); 有明海及び八代海の再生に関する基本方針を定めるとともに、当該海域の環境の保 全及び改善並びに水産資源回復等による漁業振興に係る施策に関する計画を策 定・推進
- (7) 「自然再生推進法」(2002年12月);河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林、サンゴ礁などの自然環境の保全、再生、創出又は維持管理を推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図る。

3. 統一的な統合沿岸域管理法について

我が国においては、現在、統一的な統合沿岸域管理法は存しないが、そのことは統合的な沿岸域管理に向けた取組が存在しないということを意味するわけではない。しかしながら、そのような法制度の導入については、次に掲げるように、それを行うべきであるとの立場に立った下記のような民間団体の提言も存するほか、海洋開発審議会(現海洋開発分科会)基本問題懇談会報告書「21世紀の海洋開発に向けて」(1998年6月)において、沿岸域の空間利用について、「利用の輻輳化が見られるが、この

e. Waste Disposal

Law of Waste Disposal and Cleaning, Law of Regional Offshore Environmental Improvement Center

2. Recent Legislation Related to Coastal Zone Management

Recent revision and reorganization of existing law and new legislation toward coastal zone management from a comprehensive viewpoint of conservation and recovery of marine environment and sustainable development and utilization of ocean are as follows.

- (1) Law which modifies a portion of River Law (1997): to add improvement and conservation of river environment to its objective
- (2) Law which modifies a portion of Coast Law (1998): to add and conservation of the river environment and utilization to its objective
- (3) Law which modifies a portion of Harbor Law (1999): to add enhancement of environmental measures to its objective
- (4) Fundamental Law of Fisheries (June 2003): to design fundamental fishery plan which regards adequate management of conservation and promotion of proliferation, to assure stable supply of fishery products and to promote measures involving robust progress of fishery industry for the purpose to assure sustainable use of finite fishery resources, that is a component of ecosystem
- (5) Law of Special Measures for Renewal of Cities (Apr 2002): to promote measures for renewal of cities
- (6) Law of Special Measures for Recovery of Ariake Sea and Yatsushiro Sea (Nov 2002): to define basic policies on recovery of Ariake Sea and Yatsushiro Sea and to design and promote plans of measures for advancement of fishery by conservation and improvement of environment and recovery of fishery resources in those waters
- (7) Law of the Promotion of Nature Restoration (Dec 2002): to promote conservation, restoration, creation, maintenance of conditions of river, marshes, tidal flats, *moba* (seaweed and seagrass beds), *satoyama* (community-based woods), *satochi* (rural landscapes), forest, coral reef, etc. and to realize a society that is harmonious with nature through securing biodiversity

3. On Unified Law of Integrated Coastal Zone Management

Although Japan does not have unified law of integrated coastal zone management at present, this fact does not mean the lack of the activity towards integrated coastal zone management. But regarding the introduction of such a legal system, some private organizations advocate it, as is mentioned below. And the report 'Toward Ocean Development of 21st Century' of the Meeting on Basic Issues, Council for Ocean Development (which corresponds to Subdivision on Ocean Development, Council for Science and Technology) indicates that "Legal system which can

輻輳化に対応した法体制が必ずしも十分に整備されているとは言えない。」との指摘 も見られるが、法制の在り方については、今後の検討課題となっている状況である。

- ・2000 年「沿岸域の持続的な利用と環境保全のための提言」(日本沿岸域学会 2000 年アピール委員会)
- ・2002年「海洋と日本-21世紀におけるわが国の海洋政策に関する提言」(日本財団)
- ・2003 年「200 海里水域の海洋管理ネットワークの構築に関する提言」(社団法人海 洋産業研究会)

他方においては、我が国においては、沿岸域管理に関して行われてきた取組の中に、 統合海域管理を事実上体現するパートナーシップが醸成されてきており「VIII. 日本 における統合沿岸域管理の取組例」で述べるような取組が見られる。

なお、国土交通省が設置した沿岸域総合管理研究会の報告書(2003 年 3 月)においては、将来的には沿岸域を総合的に管理する新たな法制度の整備を目指しつつ、総合的な管理の第一歩として、①施策の実施主体の協働、②相互に関連のある問題に関する包括的な施策の実施、③個別法の法目的や適用範囲の拡大、④制度の空白部分の一体的管理、⑤沿岸域の新たな活用のための施策の展開及び⑥関係者間での情報共有と国民への情報提供といった基本方向に従って、個別問題の解決のための施策を講じていくべきであると指摘されている。

VI. 沿岸域管理に関する関係行政機関

我が国の沿岸域管理に関しては、主として次のような行政機関が関係している。

- (1) 外務省(外交政策)
- (2) 文部科学省(研究開発、教育)
- (3)農林水産省 (水産庁)(水産)
- (4)経済産業省 (資源エネルギー庁)(海底鉱物資源)
- (5) 国土交通省 (含気象庁及び海上保安庁) (国土の総合的かつ体系的な利用・開発及び保全、海洋測量、海洋・気象観測、海事・海運・船舶、海上保安、港湾、海洋利用活性化、海洋汚染防止対策、海上交通安全、海岸管理、下水道、河川・砂防、国土計画、都市計画等)
- (6) 環境省(水質汚濁防止規制等)

Ⅷ. 沿岸域情報の整備

沿岸域管理の実施にあたっては、沿岸域における自然等の環境、災害、社会経済、歴

respond the congestion of utilizations is not developed yet". Such a legal system remains to be discussed further.

- 2000 'Suggestions for sustainable use and conservation of environment' of coastal area (The year 2000 Appeal Committee of Japan Association for Coastal Zone Studies)
- 2002 'Ocean and Japan suggestions on ocean policy of Japan in 21st century (The Nippon Foundation)
- 2003 'Suggestions for construction of marine management network of 200-mile waters' (Research Institute for Ocean Economics)

On the other hand, in Japan, among activities relevant to coastal zone management, some de facto partnerships, which embody integrated coastal zone management, are being promoted. Such activities are mentioned in 'VIII. Examples of Integrated Coastal Zone Management in Japan'

In 2003, a report by a Study Group for Integrated Coastal Zone Management established by MLIT figured out "With aspiring new legislation of integrated coastal zone management in the future, as the first step, it is necessary to implement measures to solve individual issues, towards (1) collaboration of implementer of various measures, (2) implementation of comprehensive measures against mutually related problems, (3) expansion of purposes and interpretation of individual law, (4) integrated management of vacuum of legal system, (5) mobilization of measures for new utilization of coastal zone and (6) sharing of information among related parties and provision of information to the people."

VI. Administrative Organizations Related to Coastal Zone Management

Mainly following administrative organizations are related to coastal zone management in Japan.

- (1) Ministry of Foreign Affairs (diplomatic policy)
- (2) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (research and development, education)
- (3) Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Fisheries Agency) (Fishery)
- (4) Ministry of Economy, Trade and Industry (Agency for Natural Resources and Energy) (mineral resource on the seafloor)
- (5) Ministry of Land, Infrastructure and Transport (including Japan Meteorological Agency and Japan Coast Guard) (integrated and systematic utilization, development and conservation of national land, hydrographic surveys, oceanographic and atmospheric observations, maritime, marine transport, marine vessel, maritime safety, harbor, encouragement of marine utilization, prevention of marine pollution, maritime traffic safety, management of coasts, sewerage, river and sabo, land planning, city planning, etc.)
- (6) Ministry of Environment (regulations for prevention of water pollution etc.)

VII. Development of Information on Coastal Zone

In order to implement coastal zone management, it is necessary not only to grasp characteristics

史文化等の地域特性を把握するとともに、既存の計画・施策、利害関係者の意向等を十分に把握する必要がある。これら沿岸域に関する各種の事象を科学的に解明し、把握した知識と経験を総覧できる情報基盤を整備し、誰もが広くこれにアクセスできることにより、利害関係者間の合意形成、沿岸域利用計画のフォローアップ及び効果のモニタリングに大きく寄与することとなる。わが国においてはそうした取組の代表例として以下のようなものがある。

1. 国土数值情報(国土交通省国土計画局)

国土数値情報は、全国総合開発計画、国土利用計画など国土計画の策定の基礎となるデータを整備するため、昭和 49 年の旧国土庁発足に伴い整備が開始されたものである。

地形、土地利用、公共施設、道路、鉄道等国土に関する様々な地理的情報が数値化されており、2001年4月からインターネット [http://nlftp.mlit.go.jp/ksj] による無償提供を行っているが、沿岸域管理に関するものとして、以下のような情報項目がある。

- ・潮汐・海洋施設(点座標:潮汐、潮流、マリーナ、海象観測施設)
- ・港湾(点座標:管理者、埠頭延長、フェリー便数、貿易)
- ・沿岸地域ライン(線座標:漁港、港湾、漁礁、海底施設線、環境基準類型、鉱区、 生活環境項目、水産動植物保護、航路、漁業権)
- ・沿岸海域メッシュ (3次メッシュ:水深、底質、渦流、藻場、磯釣り場、潮流)
- ・波高、海霧、自然漁場(2次メッシュ:波浪、視程、漁場における魚名)
- ・沿岸陸域ライン (線座標:埋立・干拓区域、海岸線、海水浴台帳、空港、砂利採取場、自然公園区域、国土保全関連情報、低地地形分類、地盤沈下地域等)
- 海岸施設・感潮限界(点座標:海岸利用施設、験潮場、感潮限界)
- ・高潮・津波テーブル (表:高潮災害、津波災害)

2. 沿岸海域基礎調査(国土交通省国土地理院)

国土地理院では、沿岸の陸域とその連続する水深おおむね 50m までの海域を対象として、沿岸海域における適正な開発・利用とその促進に資することを目的に、地形、地質、利用現況といった基礎情報を体系的に整備する沿岸海域基礎調査を実施している。沿岸海域基礎調査の成果は、沿岸海域地形図(陸域については既製の 1:25,000 地形図を用い、海域については、自然条件(水深、底質等)、各種施設、管理区分の 3 つの要素から構成)と沿岸海域土地条件図

of the coastal zone such as natural environment, disasters, society and economy, history and culture but also to grasp existing plans and measures and intents of stakeholders. To analyze these items related to coastal zone scientifically and to develop information infrastructure that enables to overlook those information and experience and to assure accessibility for everyone make a great contribution for consensus-building, follow-up of utilization plans of coastal zone and monitoring of their effects. Typical examples of them are as follows:

1. Digital National Information (National and Regional Planning Bureau, MLIT)

Digital National Information has been developed, since inauguration of former National Land Agency 1974, in order to maintain data for the basis of land planning such as Comprehensive National Development Plan and National Land Use Plan.

A large variety of geographic data such as terrain, land utilization, public facilities, roads, railroads, etc. are digitized and has been provided freely on the Internet (http://nlftp.mlit.go.jp/ksj) since April 2001. It contains information items as follows:

- Tidal and other oceanic facilities (point: tide, current, marina, observation facilities, others)
- Harbor (point: administrator, length of wharf, ferry services, trade)
- Lines of coastal zone (line: fishery ports, harbor, fish haven, submarine cables, genre of
 environmental quality standards, mine site, items for life environment, protection of aquatic
 plants and animals, water way, fisheries rights)
- Mesh of coastal water (3rd order mesh: depth, bottom material, whirlpool currents, seagrass and seaweed beds, surf-fishing site, tidal current)
- Wave height, sea fog, natural fishing ground (2nd order mesh: high surf, visibility, names of fish in specific fishing grounds)
- Lines of coastal land area (line: reclamations, shorelines, register of bathing site, airports, gravel pit, natural park zone, information about land preservation, classifications of lowland, area of ground subsidence)
- Coastal facilities, tidal delimitation (point: coast utilization facilities, tide stations, tidal delimitation)
- Table of high tide and tsunami (table: high tide disaster, tsunami disaster)

2. Basic Surveys of Coastal Waters (Geographical Survey Institute (GSI), MLIT)

GSI has been developing basic surveys of coastal waters systematically containing basic information such as terrain, geological condition, land use, etc. for the purpose of contributing appropriate development and utilization of coastal area, targeting coastal land area and adjacent waters shallower than about 50m in depth. The result of Basic Surveys of Coastal Waters are published as two kinds of maps: terrain map of coastal waters (contents of land area are extracted from existing 1:25,000 terrain map and contents of waters consist of three factors: natural conditions (depth and bottom material,

(陸部の地形分類、海部の地形分類、底質、海底における音響支持層(沖積層基底)までの厚さ、水深、各種施設などから構成)の2種類の地図で公表されている。

3. 沿岸海域環境保全情報(国土交通省海上保安庁海洋情報部)

海上保安庁では、「沿岸海域環境保全情報」として、油防除活動に必要な沿岸域の地理情報、自然情報、社会情報、防災情報等の整備を行っている。

この様々な沿岸海域環境保全情報をインターネットで利用可能とする CeisNet (シーズネット) を整備運用している[http://www1.kaiho.mlit.go.jp/(沿岸海域環境保全情報または CeisNet のボタンからリンク)]。CeisNet は、Web 環境で電子地図と各種の情報を重ね合わせて表示できる「地理情報システム」(GIS)を利用し、情報選択による表示機能とともに、必要に応じて画面上から詳細な情報を取得することができる。

4. 沿岸の海の基本図(国土交通省海上保安庁海洋情報部)

海上保安庁では、我が国の沿岸海域について水深測量、音波探査等を実施することにより、海底地形図、地質構造図からなる縮尺5万分の1の「沿岸の海の基本図」を刊行し、沿岸海域の利用開発、環境保全、自然災害の防止のための基礎情報を提供している。

5. 海面上昇監視情報(国土交通省気象庁気候·海洋気象部)

気象庁では、地球温暖化に伴う長期的な海面上昇を監視し、沿岸防災計画に資することを目的に、精密型潮位計による監視体制の強化を行うとともに、海洋に関する情報(潮位、波浪等)を気象庁ホームページ[http://www.jma.go.jp]で情報提供している。

Ⅷ. 日本における統合沿岸域管理の取組例

前述のように、我が国では統合的な沿岸域管理を体現するような取組が様々な海域でなされているが、ここではそのうちの代表的な事例として三大湾のうちの二つ、東京湾及び大阪湾における最新の取組並びに四半世紀にわたっての取組をしてきた瀬戸内海における例を示す。

1. 東京湾再生のための行動計画(2003年)

都市再生特別措置法に基づく都市再生プロジェクト (第三次決定、H13.12)

etc.), facilities, classifications of administration) and land condition map of coastal waters (consists of terrain classifications of land area and waters, bottom material, thickness of the layer up to the acoustic supporting layer (base of alluvion), under seafloor, facilities)

3. Information for Conservation of Coastal Area Environment (Hydrographic and Oceanographic Department, Japan Coast Guard, MLIT)

Japan Coast Guard has been developing geographical information, natural information, social information and information for disaster prevention compiled as 'Information for Conservation of Coastal Area Environment' required for oil spill combating.

In order to provide such Information for Conservation of Coastal Area Environment on the Internet, CeisNet was constructed and has been maintained (http://www1.kaiho.mlit.go.jp/: linked by a button of Information for Conservation of Coastal Area Environment' or 'CeisNet'). CeisNet adopts geographical information system (GIS), which enables to superimpose various kinds of information onto digital map through web browse. Information layers to display are arbitrarily chosen, and detailed information is available as the need arises.

4. Basic Map of the Coastal Waters (Hydrographic and Oceanographic Department, Japan Coast Guard, MLIT)

Japan Coast Guard has carried out echo-sounding, continuous seismic profiling, etc. in the Japanese coastal waters, and is publishing the "Basic Maps of the Coastal Waters" in a set of two maps: the Bathymetric Map and the Geological Structural Map on the scale of 1:50,000 in order to provide the basic information for developing coastal waters, protecting environment, and preventing natural disasters.

5. Information of Monitoring Sea Level Rise (Climate and Marine Department, Japan Meteorological Agency (JMA), MLIT)

In order to contribute to measures for disaster prevention on coasts, JMA has been enhancing monitoring system of long term sea level rise due to global warming with operating high-precision tide gauges and has been providing information for tide and wave, etc. on the JMA web site (http://www.jma.go.jp).

VIII. Examples of Integrated Coastal Zone Management in Japan

1. Action Plan for Tokyo Bay Renaissance (2003)

As one sphere of 'regeneration of ocean', given status in the project of city renewal (3rd decision in December 2001) based on 'Law of Special Measures for Renewal of Cities', in order to renew cities living with nature in Tokyo bay area, Conference of Tokyo Bay Renaissance was established in February 2002 involving seven local governments and administration bodies, and 'Action Plan for Tokyo Bay Renaissance' was formulated in March 2003 with the common aim of regenerating Tokyo Bay through better water quality as part of urban renewal during

に位置付けられた「海の再生」の一環として、東京湾地域の自然と共生した都市再生を図るべく、2002年2月に七都県市及び関係省庁からなる「東京湾再生推進会議」が設置され、2003年3月に、10年後の東京湾を豊かで、美しい海に取り戻すべくその水質を改善するための「東京湾再生のための行動計画」が策定された。

(1) 目標

生態系を回復し多くの生物が棲みやすい水環境となるよう環境の保全・再生・創造を図り、自然と共生した首都圏にふさわしい東京湾を目指すため、「快適に水遊びができ、多くの生物が生息する、親しみやすく美しい「海」を取り戻し、首都圏にふさわしい「東京湾」を創出する。

(2) 具体的な目標・指標

底層の DO (溶存酸素量)を指標とし、「年間を通して底生生物が生息できる限度」とした。

(3) 重点エリア、アピールポイントの設定

いなげの浜、三番瀬周辺、葛西臨海公園周辺、お台場付近、多摩川河口周辺、みなとみらい 21 周辺、海の公園・八景島周辺をアピールポイントに設定。

(4) 計画期間

2003年度から10年間

(5) 目標達成のための施策の推進

- ① 陸域負荷削減策の推進(水質総量規制の実施、合流式下水道の改善、下水道の 高度処理の推進、河川浄化対策事業等の推進)
- ② 海域における環境改善対策の推進(汚泥浚渫、覆砂、浮遊ゴミ回収、干潟・藻場・海浜・磯場等の再生・創出等)
- ③ 東京湾のモニタリング (DO 等のリアルタイム観測データをインターネットで公表)

2. 大阪湾再生行動計画(2004年)

都市再生特別措置法に基づく都市再生プロジェクト(第三次決定、H13.12)に位置付けられた「海の再生」の一環として、大阪湾地域の自然と共生した都市再生を図るべく、2003年7月に関係省庁と関係地方公共団体等が大阪湾再生推進会議を設置し、2004年3月に大阪湾再生行動計画がとりまとめられた。

(1) 目標

森・川・海のネットワークを通じて、美しく親しみやすい豊かな「魚庭(なにわ)の海」を回復し、京阪神都市圏として市民が誇りうる「大阪湾」を創出する。

an initial period of 10 years.

(1) Objectives

Seeking to recover a familiar and beautiful sea and to create opportunities to comfortably enjoy recreation activities in and near the water. Enhancing the quality of life for residents of the metropolis and a marine environment in which many organisms can live.

(2) Concrete Target and Index

To make "bottom layer DO (Dissolved Oxygen)" the common index for the waters and attainment of objectives. It is a marker indicating limits on benthic organisms living throughout a year.

(3) Key Areas and Appeal Points

Vicinity of Inage and Makuhari Beach, Vicinity of Sanbanse, Vicinity of Kasai Seashore Park, Vicinity of Odaiba, Vicinity of Tamagawa River mouth, Vicinity of Minato-Mirai 21and Vicinity of Sea Park and Hakkeijima

(4) Period of the Plan

The ten-year period starting in fiscal 2003.

(5) Promotion of Measures to Achieve Objectives

- a. Measures to reduce Land Pollutant Loads (Total effluent control, improvement of combined sewer systems, promotion of advanced wastewater treatment, promotion of projects for river purification)
- b. Promotion of environmental improvement measures in the sea (dredging of sludge, sand covering, collection of floating garbage and restoration/creation of tidal flats, shallows, beaches and rocky beaches)
- c. Monitoring in Tokyo bay (Realtime observed data such as DO is provided on the Internet)

2. Action Plan for Osaka Bay Renaissance (2004)

As one sphere of 'regeneration of ocean', given status in the project of city renewal (3rd decision in December 2001) based on 'Law of Special Measures for Renewal of Cities, in order to renew cities living with nature in Osaka bay area, administrative bodies and involved local governments established Conference of Osaka Bay Renaissance in July 2003, and 'Action Plan for Osaka Bay Renaissance' was formulated in March 2004.

(1) Objectives

To recover a beautiful, familiar and rich 'Naniwa Sea' throughout network of forest, river and sea, and to create admirable 'Osaka bay' for citizens as a part of Keihanshin urban zone.

(2) 具体的な目標・指標

年間を通じて底生生物が生息できる水質レベルの確保などの具体的な目標と底層 DO (5mg以上)、干潟、 藻場、浅場の面積等、表層 COD の指標(散策・展望;5ml以下、潮干狩り;3ml以下、ダイビング;1ml以下)などを設定

(3) 重点エリア、アピールポイントの設定

- ① 汚濁の状況、親水性などを考慮し「神戸市(須磨区)~貝塚市」を重点エリア に設定。
- ② 施策の改善効果を一般住民が身近に体感・実感でき、かつ、広く一般に PR できる場所として 16 のアピールエリアを設定。

(4) 計画期間

平成 16 年度から 10 年間

(5) 目標達成のための施策の推進

目標設定のため、国及び地方公共団体が広域に連携し、大阪湾の集水域及び海域での各種の施策(下水道事業、河川浄化事業、藻場・干潟の造成、護岸・防波堤等の直立人工構造物に生物多様性確保の環境改善機能を付加、親水性の向上、連携によるモニタリング等)を行い、効果の的確な把握のためのモニタリングを行う。

3. 瀬戸内海環境保全特別措置法による取組(1978年~)

瀬戸内海は、多島美と豊かな水産資源を誇る内海である一方、約 3000 万人が 生活を営む我が国有数の産業地域であるとともに、海上交通の要路として沿岸に は多くの港が存在している。

しかし、こうした経済的、地理的な条件等を背景に、埋立ての進行や赤潮の頻発といった問題が発生したことから、1973年に瀬戸内海環境保全臨時措置法が制定され、その後1978年に同法は瀬戸内海環境保全特別措置法に恒久化された。この法律の目指す環境保全の範囲は、水質の保全、海面及びこれと一体をなす陸域における自然景観の保全並びにこれらの保全と密接に関連する動植物の生育環境の保全を含む広範なものとなっている。

この法律においては、瀬戸内海環境保全基本計画の策定、特定施設の設置の許可制、汚濁負荷量の総量規制、指定物質の削減指導、自然海浜保全地区の指定、埋立て等についての特別の配慮等の特別な措置が規定されている。例えば、汚濁負荷量の総量規制についてみると、国が策定する総量削減基本方針及び都道府県知事が策定する総量削減計画により実施されており、その実現に向けて下水道整備等の生活廃水対策や事業場からの産業排水対策等の具体的な施策が講じられる仕組みとなっている。現在は、本年度末を目標年次とする第5次総量規制が行

(2) Concrete Target and Index

To secure such water quality that benthic organisms can live throughout a year.

To set targets such as bottom layer DO (more than 5mg), area of tidal flats, seagrass and seaweed beds and banks, indicator of surface layer COD (paseo and vista: less than 5ml, shellfish gathering: less than 3ml, diving: less than 1ml), etc.

(3) Key Areas and Appeal Points

- a. 'Suma ward, Kobe city Kaizuka city' is set as a priority area considering situation of pollution and water attractancy
- b. 16 sites were set as appeal areas in which people can realize the effect of improvement by measures and appropriate for PR.

(4) Period of the Plan

The ten-year period starting in fiscal 2004.

(5) Promotion of Measures to Achieve Objectives

For target setting, national and local governments cooperate in wide-range. They should operate several kinds of measures (sewerage, river purification, creation of tidal flats and seagrass and seaweed beds, attached functions of environmental improvement for protection of biodiversity to upstanding artificial structures such as revetments and break waters, enhancement of water-attractancy, monitoring by cooperation). They should monitor the effect for accurate prehension.

3. Activities Based on Law of Special Measures for Environment Protection of Seto Inland Sea (1978-)

Seto Inland Sea has admirable beauty of archipelago and rich fishery resources while it is one of the greatest industrial areas in Japan with population of 30 million people. In addition, many harbors are located along its coast as is supporting high duty of marine transportation.

As problems on expansion of reclamation and repetition of red tide occurred in the background of those economical and geographical situation mentioned above, Law of Temporary Measures for Environment Conservation of Seto Inland Sea' was enacted in 1973, and it was reformed into Law of Special Measures for Conservation of Environment in Seto Inland Sea' to be everlasting. The scope of environmental conservation, which this law aims, is so broad as to include conservation of water quality, conservation of harmonized scenery of sea and islands and relevant conservation of habitat for animal and plants.

This law provides for formulation of fundamental programme for environmental conservation of Seto Inland Sea, license procedure of establishment of factories, total amount control of pollution load, direction of reduction of assigned substances, assignment of conservation area of natural seashore, special measures that takes reclamation into consideration. For example, total amount control of pollution load is operated through fundamental principle or total amount reduction formulated by the nation and through total amount reduction programme formulated by the governor of each prefecture. Toward fulfillment of them,

われており、1日あたりの COD 排出量を 630 トンまで削減することを目標としているが、これにより、1979 年の改正法施行時(1012 トン/日)と比べ約4割 COD 排出量が削減されることとなる。

これらの施策により、国や関係する地方公共団体、事業者、住民等が連携して環境保全に関する取組みがなされた結果、人間活動に起因する環境への負荷の軽減について一定程度の成果がみられる。他方、過去の開発等に伴って蓄積された環境への負荷や新たな環境問題への対応など依然として取組むべき課題は多く、今後とも生活、産業等を含む人間と自然との共生の場である瀬戸内海の一体的、総合的な保全・再生を目指して取組んでいくこととしている。

IX. PEMSEA の活動と SDS-SEA の採択に対する我が国の基本認識

1. PEMSEA について

PEMSEA (Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia) は、地球環境基金 (GEF) の資金協力によるモデル事業や各国の有識者等の連携強化等を通じ、持続可能な開発や統合沿岸域管理の考え方と知識・経験の共有、各国の官、民、有識者の協働・パートナーシップを理念とした、東アジア海域環境管理に関する取組を行っている 1994 年から 2005 年までの期間で実施されている GEF/UNDP/IMO 地域プログラムである。

参加国は、東アジア及び東南アジアの12カ国(ブルネイ、カンボジア、中国、韓国、インドネシア、日本、マレーシア、フィリピン、北朝鮮、シンガポール、タイ及びベトナム)であり、渤海、黄海、東シナ海並びに南シナ海及び周辺海域が関係海域となっている。我が国は、当初は参加していなかったが、IMOからの強い参加要請を受けて、2002年3月のPEMSEA第8回計画運営委員会から正式参加しており、我が国の窓口(national focal point)は、国土交通省の総合政策局次長及び海洋室長となっている。

本プログラムの運営に関しては、GEF (Global Environmental Facility:地球環境基金)からの資金を活用して UNDP (United Nations Development Plan;国連開発計画)が実施 (implement)する体制となっているが、実際の執行 (execute)には IMO (International Maritime Organization;国際海事機関)が当たっており、フィリピン国マニラ市において事務局の運営を行っている。この事務局が、国ごとに設けられている UNDP の Country Office 及び各国政府と連携しながら、プロジェクトを推進する体制となっている。

2. PEMSEA の活動の特徴

PEMSEA の活動には、次のような画期的で斬新な特徴があり、国際機関等において大変高く評価されている。

concrete measures such as development of sewerage for domestic wastewater and action for industrial wastewater are to be introduced. 5th total amount control has been in operation, whose end of the period is the end of this fiscal year. This control aims to limit emission of COD less than 630, and about 40% of COD emission will be reduced compared with the situation when law of modification in 1979 (1,012 ton/year).

These measures enabled activities for environmental conservation through cooperation of national and related local government, enterprise and residents. And it resulted a certain effect about reduction of environmental load caused by human activity. On the other hand some issues remain, such as environmental load that has been accumulated by past development and response for new environmental problems, so we are to work toward unified and integrated conservation and regeneration of Seto Inland Sea where human (or living and industrial activities of human) coexists in harmony with nature.

IX. Japanese Basic Recognition on PEMSEA and Adoption of SDS-SEA

1. About PEMSEA

PEMSEA (Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia) is a GEF/UNDP/IMO regional programme, which has been implemented since 1994 until 2005. PEMSEA has been promoting activities on environmental management for the seas of East Asia through steering several Demonstration Sites financially supported by Global Environmental Facility (GEF) and strengthening cooperation among experts of concerned nations. It is based on the concept of sharing knowledge and experience of sustainable development and integrated coastal zone management, and promoting partnership and collaboration among governments, private sectors and experts.

The twelve participating countries are: Brunei Darussalam, Cambodia, Democratic People's Republic of Korea, Indonesia, Japan, Malaysia, People's Republic of China, Philippines, Republic of Korea, Singapore, Thailand and Vietnam. Target areas are Bohai Sea, Yellow Sea, East China Sea and South China Sea and their adjacent seas. Although Japan had not participated in PEMSEA at its beginning, under eager request from IMO, Japan has officially participated since 8th Programme Steering Committee in March 2002. The Deputy Director-General of Policy Bureau and the Director of Ocean Office of MLIT is serving as the national focal point of Japan. This programme is funded by GEF, implemented by United Nations Development Programme (UNDP) and executed by International Maritime Organization (IMO). Regional programme office was established in Manila, Philippines, and it promotes projects with coordination among governments and Country Offices of UNDP in each country.

2. Characteristics of PEMSEA's Activities

PEMSEA's activities, which are highly appreciated among international organizations, have some prominent and innovative characteristics as follows:

まず第一に、開発と保全を対立的なものと考える考え方に立脚した「環境保護」ではなく、開発と保全を総合的に管理しようという考え方に立脚した「環境と調和した持続可能な開発」を基本理念としている点である。東アジア諸国において、沿岸域は、自然環境として貴重なものであると同時に、産業や生活の重要な糧となる空間でもあるため、このような考え方が基本とされ、その結果、沿岸域を総合的に管理する「統合沿岸域管理(Integrated Coastal Management)」が重視されている。こうした考え方の背景には、「アジェンダ 21」や「WSSD 実施計画」の存在が挙げられる。第二に、法的拘束力や具体的な資金協力に直結した活動を必ずしも第一義的なものと考えておらず、目標や戦略等を共有し、各主体がそれぞれの立場で可能なことを実行する「パートナーシップ」や「協働」を基本理念としている点があげられる。こうした性格から、PEMSEA の会議は、関係する地方公共団体、民間団体や研究者の参加が少なくないのが特徴となっている。

3. プトラジャヤ宣言と SDS-SEA の採択

2003 年 12 月、マレーシア国プトラジャヤ市で、「東アジア海会議 2003 (The East Asian Seas Congress 2003)」の一環として、「東アジア海の持続的開発に関する閣僚 級会合 (*The Ministerial Forum on the Sustainable Development of the Seas of East Asia*)」が開催された。

この閣僚級会合では、過去3年間の活動及び議論の積み重ねを踏まえ、「東アジア海域の持続可能な開発戦略(SDS-SEA)」及び「東アジア海域の持続可能な開発の地域協力に係るプトラジャヤ宣言」が採択され、PEMSEA の活動の歴史における画期的な到達点を築くこととなった。

「東アジア海域の持続可能な開発戦略(SDS-SEA)」とは、東アジアの海洋の現状認識を整理し、東アジア海域の持続可能な開発に関する部門間、政府間、プロジェクト間の連携等協力体制の構築や対応策、戦略などの基本的な事項をとりまとめたものである。また、「東アジア海域の持続可能な開発の地域協力に係るプトラジャヤ宣言」とは、「東アジア海域の持続可能な開発戦略(SDS-SEA)」の採択と各国の協力を宣言し、各国の代表が連署した文書である。

4. 今後の PEMSEA の活動に対する我が国の基本方針

「東アジア海の持続的開発に関する閣僚級会合(The Ministerial Forum on the Sustainable Development of the Seas of East Asia)」において、我が国は、洞国土交通審議官による声明を発表し、PEMSEA の活動の普遍的な価値や我が国の取組み等に言及した上で、上記2文書の画期的な意義への評価と採択への全面的な賛意を表明するとともに、PEMSEA に対する我が国の協力の基本方針として、「PEMSEA については、我が国は新来者だが、PEMSEA の輪の中にしっかりと入り、可能な協力を積極的に行っていく必要があると考えている。」とした上で、

First of all, PEMSEA attaches high priority on 'sustainable development harmonious with environment' based on the concept to manage development and conservation synthetically, other than the concept of mere 'environmental protection' on the idea that development and conservation are confrontational. Since coastal areas in the East Asian countries are important space, which serves for industry and human lives as well as valuable natural environment, Integrated Coastal Management (ICM) is emphasized. 'Agenda 21' and 'WSSD implementation plan' can be pointed out as the background of PEMSEA's concept.

Secondly, PEMSEA emphasizes 'partnership' and 'collaboration' that each partner should do contribute as executable for its own position with shared strategy and target, while legal obligations or fund-raising activities are not regarded as a first priority issue. Because of such characteristics, it is notable that not a few participants from concerned local governments, private association and researchers take part in PEMSEA's meetings.

3. Adoption of Putrajaya Declaration and SDS-SEA

In December 2003, 'The Ministerial Forum on the Sustainable Development of the Seas of East Asia' was held as a part of 'The East Asian Seas Congress 2003' in Putrajaya, Malaysia.

In this ministerial forum, 'the Sustainable Development Strategy for the Seas of East Asia (SDS-SEA)' and 'Putrajaya Declaration of Regional Cooperation for the Sustainable Development of the Seas of East Asia' were adopted on a basis of continual activities and discussion for past three years, building an epoch-making milestone in the history of PEMSEA's activities.

'The Sustainable Development Strategy for the Seas of East Asia (SDS-SEA)' is a document, which compiles fundamental items such as construction of cooperative framework among sectors, governments and projects, response and strategies.

'Putrajaya Declaration of Regional Cooperation for the Sustainable Development of the Seas of East Asia' is a document which declares adoption of SDS-SEA and cooperation among participated countries and which is countersigned by delegates of them.

4. Our Principle of future cooperation with PEMSEA

Mr. Hora, Vice-Minister for Transport and International Affairs of MLIT, made a statement at 'the Ministerial Forum on the Sustainable Development of the Seas of East Asia'. The statement referred to universal validity of activities of PEMSEA as well as activities of Japan, appreciated the significance of those two documents and gave full support to the adoption. The statement expressed the principle of Japan's future cooperation with PEMSEA as "Although Japan is a new comer to PEMSEA, we believe that we need to take an active role in the PEMSEA family, and collaborate with its members as much as possible. When doing so, Japan will basically lay emphasis on the following points."

その際、次のような点に力点を置いていく所存である旨を表明した。

第一に、我が国における統合沿岸域管理については、1998年に「21世紀の国土のグランドデザイン」を閣議決定し、現在これに沿って、地方自治体で総合管理計画の策定が検討されている状況であり、統合沿岸域管理は我が国にとっても今後の課題となっている段階であるが、既に行われてきた取組の中に、統合海域管理に関する事実上のパートナーシップが存していたと解することができ、こうした視点に立って、国内における過去の取組の知恵や経験等を発信していくこと。

第二に、わが国が実施してきた東アジア諸国への協力実態の中には、海洋・沿岸域の統合的管理に関係すると思われるものが存在している。我が国としては、こうした東アジアの海洋・沿岸域の統合的管理という文脈の中で理解することのできる事項を抽出し、その発信を図っていく所存であること。

5. GEF を通じた我が国の PEMSEA への貢献

PEMSEA の活動は、地球環境ファシリティ(GEF)により支えられているところが大きい。GEF は、開発途上国における地球環境の保全・改善のための資金を供与するメカニズムであり、1991 年から実験的に運営が開始され、1992 年にリオで開催された地球環境サミットを経て、1994 年に改組された。

我が国は、この GEF の役割を高く評価しており、1998 年 7 月から 2002 年 6 月における全拠出額のうち、20%、4.13 億ドルを拠出しており、アメリカに次いで世界で第二位の貢献を行ってきており、PEMSEA の活動に対し、こうした GEF の出資国としての立場においても、支援を行ってきているところである。

X. SDS-SEA の実施に関係する我が国の主な貢献事項

1. **ODA** を通じた協力

我が国は、ODA を通じて、次のような協力をはじめ、海洋・沿岸域の環境管理に関係する様々な協力を行ってきている。

- ・国際協力機構(JICA)を通じた研修員の受入れとして、2002 年度には JICA の集団コース「下水道技術 II」、「河川及びダム工学 II」、一般特設コース「都市排水 II」、国別特設コース「マレイシア下水道施設維持管理」が設置されており、合計 33 人を受け入れている。
- ・国際協力機構(JICA)のプロジェクト方式およびチーム派遣の技術協力では、過去に「タイ・下水道研修センター」(1995.8-2000.7)、「タイ・下水道水質分析技術向上」(1991.11-1994.10)の実績があるほか、現在は「中国・水利人材養成プロジェクト」(2000.7-2005.6)、「中国・太湖水環境修復モデルプロジェクト」(2001.5-2006.5)を実施中である。

"First, concerning ICM in Japan, our cabinet council adopted the "Grand Design for the 21st Century" in 1998, with the MLIT being the competent authority for it. Based on this "Grand Design", local governments are now making studies to develop Integrated Coastal Zone Management plans. Thus, ICM remains a theme we intend to promote. However, Japan has made various collaborations among relevant authorities in implementing domestic programs concerning oceans and coastal matters, and these are considered as a kind of partnerships for putting ICM into practice. From this point of view, Japan would like to disseminate our knowledge and experience gained from such activities.

"Secondly, in the efforts Japan has made towards cooperation with East Asian countries, we can find some examples relevant to ICM. Japan would like to draw on these efforts relevant to ICM in the seas of East Asia and provide information on these activities in the framework of PEMSEA."

5. Japan's Contribution to PEMSEA through GEF

Activities of PEMSEA are greatly supported by GEF. GEF is a mechanism to supply funds for developing countries toward conservation and improvement of global environment. Its experimental operation was started in 1991, and through 1992 Earth Summit in Rio de Janeiro it was reformed.

Japan highly appreciates the role of GEF and has donated 413 million dollars, 20% of whole donation since July 1998 to June 2002. It is the second largest contribution next to the United States. Japan has been supporting activities of PEMSEA through donation to GEF.

X. Japan's Main Contributions to the Implementation of SDS-SEA

1. Cooperation through ODA

Japan has been working on various kinds of cooperation related to environmental management of ocean and coastal zone through ODA. Some examples are as follows:

- As for receptions of trainees through Japan International Cooperation Agency (JICA), Japan has received 33 trainees in fiscal year 2002 in group training course 'sewerage system engineering' and 'river and dam engineering II', general special course 'urban wastewater II', and country-by-country special course 'maintenance and management of sewerage system for Malaysia'.
- As for technical cooperation through JICA's project and team detachment, Japan has experiences of 'sewerage training center of Thailand' (1995.8-2000.7) and 'improvement of sewerage water quality analysis technology for Thailand' (1991.11-1994.10). Now 'project for human resource development on water supply' (2000.7-2005.6) and 'model project for recovery of water quality in Lake Tai' (2001.5-2005.6) are in practice.

2. バラスト水問題への貢献

我が国は、これまでの国際海事機関 (IMO) におけるバラスト水管理の国際法制化 (条約化) についての議論の場において、処理技術が確立していない段階で厳しいバラスト水管理を義務付けることは非現実的であるとの立場に立って、実行可能な規制 内容とすることに尽力してきた。

2004年2月、IMOにおいて、「船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理に関する国際条約」が採択され、今後は、IMO海洋環境保護委員会において、条約実施のためのガイドライン作成作業を進めるとともに、2006年から条約の見直しを開始することとなった。我が国は、人類社会によるバラスト水問題への取組を実行可能でかつ実効性のあるものとすべく、適切な調査研究結果を踏まえて、国際的な議論の場に積極的に貢献していくこととしている。

3. タンカーからの油流出対策に関する国際的貢献

(1) 事故防止対策

我が国は、ナホトカ号事故(1997 年)の教訓を踏まえた重油運搬タンカーのダブルハル化に関する MARPOL73/78 条約附属書 I の改正提案(1997 年 9 月提案、1999 年 7 月附属書改正採択)等、油タンカーの船体構造規制に関する国際的合意形成に貢献してきている。

また、我が国主導のもと、サブスタンダード船排除に向け、アジア太平洋地域内の 18 の海事当局が強力かつ効率的に PSC を行うための地域協力体制を提唱し、1993年に「アジア太平洋地域における PSC 体制に関する覚書(東京 MOU)」の締結を実現した。この結果、2003年における域内 PSC 実施率は 77%に向上した。さらに、我が国は、2002年 1 月に東京で開催された「交通に関する大臣会合」において、サブスタンダード船排除のための新たな取り組みとして IMO 加盟国監査スキームの創設を提唱し、2003年 12 月の IMO 総会においてその創設が承認され、2006年から同スキームが施行されることとなった。

(2) 応急対策

① OSPAR 計画

マラッカ・シンガポール海峡を中心とするアセアン海域で油タンカーなどの事故による大量の油が流出した場合に、アセアン諸国が協力して防除にあたるための国際協力体制の構築への協力を行うため、1993年度から、国土交通省(当時運輸省)の主導で進めた「オスパー計画(The Project on Oil Spill Preparedness and Response in the ASEAN Sea Area;アセアン海域における大規模な油流出事故への準備および対応に関する国際協力計画)」を推進してきた。日本財団および日本船主協会の財政支援を受け、流出油防除資機材の供与等をアセアン6カ国を対象に行った。

2. Contributions for Ballast Water Problem

In discussion at International Maritime Organization (IMO) for international legislation on management of ballast water, Japan has been on the ground that requirement of too severe ballast management is not impractical before establishment of processing technology, and has been making effort to formulate practical regulations.

In February 2004 at IMO 'the International Convention for the Control and Management of Ships Ballast Water & Sediments' was adopted, and afterward drafting of guidelines for implementation of the convention and revision of convention since 2006 are planned at the Marine Environment Protection Committee, IMO. Japan will actively contribute to international discussion, on the basis of results of adequate research and investigation, in order to make human society's measures for ballast water problem practical and effective.

3. International Contributions for Response to Oil Spill from Tankers

(1) Actions for Prevention of Accidents

Japan has been contributing to international consensus building on regulation for hull construction of oil tankers, such as the proposal for modification of annex 1 of MARPOL 73/78 convention (proposed in September1997, modification of annex adopted in July 1999) about promotion of double hull structure of crude oil tankers on the basis of lesson from accidents of Nakhodka (1997). Under Japan's initiative, toward elimination of sub-standard vessels, 18 maritime authorities in the Asian-Pacific region advocated a framework of regional cooperation to carry out port state control (PSC) powerfully and efficiently, and accepted 'Memorandum of understanding on port state control in the Asia-Pacific region' (Tokyo MOU). As a result, inspection rate of PSC under the Tokyo MOU in 2003 was improved to 77%. In addition, as a new measure for the elimination of sub-standard vessels, Japan advocated to found Voluntary IMO Member State Audit Scheme at Ministerial Meeting on Transport in 2002 held in Tokyo. Its foundation was approved at IMO general assembly in December 2003, and the scheme is to be enforced since 2006.

(2) Emergency Response

a. OSPAR Project

In case of major oil spill accidents from oil tankers in ASEAN seas mainly in Malacca-Singapore strait, to cooperate for construction of international framework for combating based on the cooperation among ASEAN countries, Japan has been promoting 'OSPAR project' (The Project on Oil Spill Preparedness and Response in the ASEAN Sea Area) since 1993 led by MLIT (in those days Ministry of Transport). Japan mainly donated oil spill combating equipments to six ASEAN countries, financially supported by the Nippon Foundation and the Japanese Shipowners' Association.

② ポスト OSPAR 計画

OSPAR 計画の下で、1993 年度から地域緊急油防除機材の供与等を行ってきたが、今後、人材育成へのシフト及び有害危険物質防除にも対象を広げるほか、ASEAN 海域における油及び HNS (有害危険物質) 流出事故対応のための情報ネットワークの構築等を行うポスト OSPAR 計画を推進することとしている。

③ CMV プロジェクト

2003 年度より、新アセアン諸国(カンボジア、ミャンマー及びベトナム)を対象として、各国の海洋汚染防止体制の現状調査を行った上で、人造りに主眼を置いた各国の体制の充実・強化のための支援を行い、もってアセアン地域全体における海洋汚染防止体制の整備に資することを目的とするプログラムが、日本財団からの資金援助により(社)日本海難防止協会で実施されている。昨年度は第一フェーズとして、各国の海洋汚染防止担当者を招聘しての現場実務研修を実施するとともに、各国において研修受講者が主体となってのワークショップを開催した。第二フェーズである本年度は、各国の油流出事故発生の際の現場指揮官を招聘しての研修を実施し、また、各国において我が国専門家の助言の下でのホットスポット調査を行うとともに我が国専門家による講義を行うこととしている。来年度の第三フェーズでは、これまでのフェーズで実施してきた内容を踏まえてのホットスポットにおける油防除体制構築のための種々支援を行うこととしている。

④ 「NOWPAP 地域油流出緊急時計画」の策定・推進

我が国は、UNEPによる北大西洋地域海行動計画(NOWPAP)の枠組みの中で、NOWPAP海域で大規模な油汚染事故が起こった際の防除作業についての NOWPAP 加盟国間の具体的協力内容及び手続き等について規定した「NOWPAP地域油流出緊急時計画」の策定に向けて、関係国とともに議論を重ねてきた結果、本年4月1日からこのプランが暫定ガイドラインとして運用されている。

⑤ 流出油防除総合訓練の実施等

また、油事故対応について、海上保安庁は、隣国である韓国やロシアとの合同 訓練や実務者会合等の実施、日本へのタンカールートの沿岸国であるフィリピン、インドネシアとの三国合同流出油防除総合訓練の実施等の多国間協力を推進 することにより、油排出事故が発生した際に関係国が連携して円滑な対応を行う ための体制の構築に努めている。

(3) 事後対策

現在、国際油濁保障基金(IOPCF)で行われている油濁損害賠償保障制度の見直 し作業について、我が国はサブスタンダード船による油の輸送を抑制するためサブ スタンダード船の所有者に対し、ディスインセンティブとして事故時に通常より重 い責任を課すという提案を行ったところであり、今後もこの作業の中で実現に向け

b. Post-OSPAR Project

Japan is planning to promote 'post-OSPAR Project' inheriting OSPAR Project to make a shift to human resource development, to extend target to hazardous and noxious substances (HNS), and to construct information network for oil and HNS spill response in ASEAN countries.

c. CMV Project

From 2003, Japan Association of Marine Safety (JAMS), with financial support from the Nippon foundation, is implementing a programme to enrich and strengthen human resource development for new signatories of ASEAN i.e. Cambodia, Myanmar, and Vietnam, and to result in improvement of preparedness for prevention of marine pollution of whole ASEAN region. For the first phase in fiscal year 2003, practical on-site training for invited officer in charge of prevention of marine pollution from each country was provided, and also workshops were held in each country led by trainees. For second phase in fiscal year 2004, training for invited commanding officers in case of oil spill accident will be provided, and also investigation of hot spots will be performed under advisory of Japanese experts, and Japanese experts will give them lectures. For third phase in fiscal year 2005, on the basis of efforts given by previous phase, variety of supports for construction of oil spill combating system will be given.

d. Formulation and Promotion of 'NOWPAP Regional Oil Spill Contingency Plan'

In the framework of Northwest Pacific Action Plan (NOWPAP) under the United Nations Environment Programme (UNEP), Japan has been discussing with other participated countries toward formulation 'NOWPAP Regional Oil Spill Contingency Plan', which provides concrete cooperating contents and procedures among NOWPAP participated countries for oil spill combating operation in case of major oil pollution accident in NOWPAP area. As a result of this discussion, this plan has come into operation as a tentative guideline since April 1, 2004.

e. General Drill for Oil Spill Combating

As for response to oil spill accidents, Japan Coast Guard is making effort to construct system for smooth response through collaboration of related countries in case of oil spill accidents, such as holding joint drill and working-level meeting with adjacent countries, Korea and Russia, and promoting multi-directional cooperation of operating joint general drill for oil spill combating with Philippines and Indonesia.

(3) Measures for Compensation to the Victims of Oil Pollution Damage

In the discussion of the revision of Civil Liability Convention and Fund Convention currently taking place at the Working Group of International Oil Pollution Compensation Fund (IOPCF), Japan has proposed a scheme to increase the liability of the shipowner of certain bad quality ships as an incentive to deter the transportation of oil by such ships. Japan will make effort

努力していくこととしている。

4. 海洋電子ハイウェー・デモンストレーションプロジェクトへの技術的助言

マラッカ・シンガポール海峡における航行安全の向上や海洋環境の保全に資する海洋域の管理を行うことを目的として、現在、国際海事機関(IMO)とマ・シ海峡沿岸3カ国(マレーシア、シンガポール、インドネシア)の共同プロジェクトとして、GEFの資金協力を得て、電子海図上に、船舶の航行状況、気象、海象、環境情報等(リアルタイムデータ及び予測データ)を総合的に表示する情報ネットワーク・システムの整備が推進されており、我が国は、これに対する技術的助言を行っている。

5. NOWPAP 計画の推進

NOWPAP は、国連環境計画(UNEP)が策定を提唱する、沿岸国による海洋環境保全に関する地域海行動計画の一つであり、日本海及び黄海を対象として 1994 年に採択された。現在の参加国は、日本、中国、韓国、ロシアの 4 カ国である。

NOWPAP本部事務局(RCU)が今秋富山と釜山に共同設置される予定である。恒久的なRCUの設置は、今後のNOWPAP活動の実施を大きく促進すると期待される。NOWPAPはそれぞれ目的をもった7つのプロジェクトから構成されており、海洋汚染事故への準備及び対応に関するNOWPAP/4のプロジェクトにおいては、上述の「NOWPAP地域油流出緊急時計画」の策定や、各国の専門家からなる専門家グループによる技術プロジェクト(油漂流予測、環境脆弱性マップ(ESIマップ)、油処理剤、海岸清掃)を実施してきた。このうち、ESIマップに関して、日本はリードカントリーとして位置付けられ、海上保安庁海洋情報部の沿岸域海洋情報管理官を専門家として登録し、各国のESIマップに関する情報の収集、整理・分析を行い、現在、技術報告書のとりまとめ作業を行っている。

また、対象海域の海洋環境モニタリングプログラムの作成に関する NOWPAP/3 のプロジェクトにおいては、人工衛星を利用したリモートセンシングによる海洋環境モニタリング手法の開発などを進めている。

6. シップアンドオーシャン財団と PEMSEA との事業協力

シップ・アンド・オーシャン財団(SOF)は、2003年3月にPEMSEAと協定を結び、PEMSEAと全般的な事業協力を行っている。これに基づき、2003年12月にPEMSEAが主催した国際会議「東アジア海域会議2003」に関して共催者として協力した。特に、「東アジア海域の持続可能な開発に関する国際会議」のテーマ B「持続可能な開発に不可欠な分野横断的な取り組み」に重点をおいて、PEMSEA事務局と共同で会議を企画するとともに、同テーマBのワークショップIVについて、IV「国の沿岸政策と地域協力の取り決め」を共同開催した。同ワークショップIVにつ

toward fulfillment of this proposal.

4. Technical Advice for Demonstration Project of Marine Electronic Highway

For the purpose of ocean management contributing to the improvement of navigational safety and the conservation of marine environment in Malacca-Singapore Strait, now IMO and three coastal countries of Malacca-Singapore strait (Malaysia, Singapore and Indonesia) are promoting a joint project of establishment of information network system which can display integrated information of navigational situation of the vessel, atmospheric, oceanographic, and environmental information etc. (real-time and forecast data), financially supported by GEF. Japan is providing technical advices of them.

5. Promotion of NOWPAP

NOWPAP is one of Regional Seas action plans advocated by UNEP for conservation of marine environment by coastal countries, covering Sea of Japan and Yellow Sea. It was adopted in 1994 and Japan, China, Korea and Russia participate in it.

Regional Coordinating Unit of NOWPAP is to be co-hosted in Toyama and Pusan in this autumn. Permanent establishment of RCU is expected to promote activities of NOWPAP hereafter efficiently.

NOWPAP consists of seven projects with its each purposes. The NOWPAP/4, which aims preparedness and response for accidents of marine pollution implements formulation of 'NOWPAP Regional Oil Spill Contingency Plan' and technical projects (drift prediction of oil, environmental sensitivity index (ESI) map, oil dispersant and cleaning of seashore) have been executed by expert groups from participated countries. Japan is in status of a leading country of ESI mapping for which Assistant Director for Coastal Information Management, Hydrographic and Oceanographic Department, Japan Coast Guard is designated. Japan collected, processed and analyzed the information of ESI maps in those countries, and Japan is now compiling a technical report about it. NOWPAP/3, for formulating monitoring programme of marine environment in target area, develops methods of marine environment monitoring by remote sensing with artificial satellites.

6. Collaboration between The Ship and Ocean Foundation and PEMSEA

Institute for Ocean Policy, the Ship and Ocean Foundation (SOF) has been working on comprehensive cooperation under The Statement of Intention with PEMSEA signed in March 2003. Based on this, the SOF sponsored and co-organized 'The East Asian Seas Congress 2003', which was organized by PEMSEA. The SOF, in cooperation with PEMSEA Secretariat, organized and prepared the International Conference on the Sustainable Development of the Seas of East Asia with a special emphasis on Theme B 'Essential Cross-Sectoral Processes and Approaches to Achieving Sustainable Development'. The SOF co-hosted Workshop IV of Theme B 'National Coastal and Ocean Policies and Regional Collaboration Arrangements',

いては、SOF海洋政策研究所の寺島所長が共同議長を務めた。

7. 海洋生物資源の持続的利用促進のための東南アジア漁業開発センター (SEAFDEC) を通じた協力

東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)は、ASEAN 地域の食料安保のため持続的漁業開発の促進を目的として 1967 年に設立された地域国際機関であり、これまで、水産資源の合理的、持続的開発とその有効利用を目指して訓練、調査、情報提供などの諸活動を行ってきている。

我が国は、アセアン 10 カ国とともに SEAFDEC の加盟国として活動しており、 SEAFDEC を通じて、アセアンにおける持続的漁業振興のための政策立案作業の支援 を行うための取組を進めてきている。

8. EMECS センターを通じた協力

(財) 国際エメックスセンターは、瀬戸内海をはじめとする世界の閉鎖性海域の環境の保全に新たな展望を拓くため 1994 年に設立された「国際エメックスセンター International Center for the Environmental Management of Enclosed Coastal Seas」の情報発信機能や調査研究機能の充実を図るため、同センターを改組し、2000年に設立された。

神戸に本拠を置くこのセンターは、行政、研究者、事業者、市民等の各主体間の有機的ネットワークを構築し、国際的かつ学術的な交流を推進するとともに、調査研究及び研修の実施並びに活動に対する支援等の事業を行い、もって閉鎖性海域の環境の保全・創造及び多様な自然と人間が共生する持続的発展が可能な社会の構築に寄与することを目的としている。

具体的には、1990年より 2~3年毎に世界閉鎖性海域環境保全会議(エメックス会議)を開催するとともに、閉鎖性海域の環境保全のための調査・研究や閉鎖性海域環境情報システムの構築、環境教育活動といった事業に取組んでいるほか、国際協力として、発展途上国の行政官を対象とした閉鎖性海域の環境管理技術研修の実施、エメックス会議(2001年)のフォローアップとして「アジア太平洋沿岸域環境白書」の策定等を行っている。[http://www.emecs.or.jp/参照]

XI. 今後の SDS-SEA 実施に向けた我が国の取組について

我が国としては、プトラジャヤ宣言を踏まえ、今後も、SDS-SEAの実施について、 国内における過去の取組の知恵や経験等の発信、東アジアの海洋・沿岸域の統合的管理 という文脈の中で理解することのできる我が国の協力事項を抽出し、その発信を図って いく等の協力を行っていく所存である。

7. Cooperation through Southeast Asian Fisheries Development Center (SEAFDEC) for promotion of sustainable utilization of marine living resources.

Southeast Asian Fisheries Development Center (SEAFDEC) is a regional international organization established in 1967 for the purpose of promoting sustainable fishery development to save provision for ASEAN region. It has been working on various activities such as drill, investigation and providing information toward rational sustainable development of fishery resources and its effective utilization.

Japan participates in SEAFDEC together with ten ASEAN countries and supporting their policy building to promote sustainable fisheries in ASEAN countries.

8. Cooperation through International EMECS Center

In order to improve functions of providing information and researches, 'International Center for the Environmental Management of Enclosed Coastal Seas', which aimed creation of new outlook on environmental conservation of closed sea area all over the world, especially Seto Inland Sea, was reorganized into 'International EMECS Center' in 2000.

This center, whose main office is located in Kobe, aims contribution to construct such society that enables conservation and creation of environment in closed sea area and sustainable development by which various creatures and human beings can live together, through activities such as construction of organic networks of parties i.e. administrations, researchers, enterprises, citizens and promotion of international and academic communications and support for operation of researches and training and activities.

Specifically, it has been holding the International Conference on the Environmental Management of Enclosed Coastal Seas (EMECS Conference) every two or three years since 1990, and operating investigations and researches, construction of information networks, and environmental education for environmental conservation for closed sea area. In addition for an international cooperation, it held trainings on technologies for environmental management in closed sea area for developing officer, and as a follow-up of EMECS conference (2001) is formulating [White Paper on the Environment of Asian-Pacific Coastal Area] (cf. http://www.emecs.or.jp/)

XI. Japan's forthcoming activities for implementation of SDS-SEA

Based on Putrajaya Declaration, Japan is ready to cooperate for implementation of SDS-SEA through dissemination of knowledge and experience of past domestic activities and through providing information on the efforts relevant to integrated ocean and coastal zone management of Seas of East Asia in the framework of PEMSEA.

将来の SDS-SEA の実施に関する展望について

2004年10月26日

国土交通省総合政策局次長 平田 憲一郎

1. はじめに

各国及び国際機関の代表の皆様方、中国のホストの皆様、御出席の紳士淑女の皆様、 私は、日本政府を代表して声明を述べる栄誉に恵まれたことを心より光栄に存じます。 私は、この機会に、将来における「SDS-SEA(東アジア海域の持続的開発に関する戦 略文書)」の実施に向けた展望等について、我が国としてのコメントを述べさせていた だきたいと存じます。

2. PEMSEA の活動についての基本認識

わが国は、四方を海に囲まれた海洋国家であり、その排他的経済水域は 400 万平方キロメートル、海岸線の長さは実に 35,000 キロメートルにも達します。そのように海洋とのつながりが特に深い国である我が国にとってひときわ重要な存在が、一衣帯水の隣国であるアジア諸国との間に広がる海であります。

PEMSEA の活動には、第一に、「環境と調和した持続可能な開発」を基本理念とした「統合沿岸域管理」を重視しておられること、第二に、目標や戦略等を共有し、各国、地方公共団体、民間団体、有識者、国際機関等の様々な主体が、それぞれの立場で可能なことを実行する「パートナーシップ」や「協働」を基本理念としており、法的拘束力や具体的な資金協力に直結した活動を必ずしも第一義的なものと考えていないこと等の、優れた特徴があると認識しております。

我が国は、以上のような PEMSEA の枠組は、海洋環境の改善を図っていく上で、 普遍的な価値を有するものと考えており、PEMSEA の培った蓄積は、将来、東アジア 海洋に関する国際連携協力の重要な基盤に成長していく可能性を有すると認識してい

STATEMENT of JAPAN

At the 10th Meeting of the PEMSEA Programme Steering Committee

On October 26, 2004

By Kenichiro Hirata

Vice-Director-General, Policy Bureau,
Ministry of Land, Infrastructure and Transport (MLIT)

JAPAN

Japan's views regarding the future implementation of the SDS-SEA

1. Introduction

Distinguished delegates of member countries and international organizations, ladies and gentlemen, and wonderful hosts of the People's Republic of China,

It is my great honor and privilege to have the opportunity of making an official statement on behalf of the government of Japan. Given this valuable opportunity, I would like to make several comments on Japan's views regarding the future implementation of the SDS-SEA (Sustainable Development Strategy for the Seas of East Asia).

2. Our Basic Understanding of PEMSEA's activities

Japan is an ocean country surrounded by seas on all sides, has an Exclusive Economic Zone of about 4 million square km, and has a shoreline of approximately 35,000 km. Among the seas adjacent to Japan, we think that the sea between Japan and Asian countries is very important considering our close relationships with these countries.

I think the activities of PEMSEA have many prominent characteristics. First of all, PEMSEA attaches high priority to "Integrated Coastal Management (ICM)," based on the concept of "Sustainable Development" harmonized with the environment. Secondly, PEMSEA emphasizes 'partnership' and 'collaboration,' among various partners, such as countries, local governments, the private sector, experts, international organizations and so on. These partners are expected to contribute as their respective capacities and interests allow, sharing strategy and targets, while legal obligations or fund-raising activities are not regarded as first priority issues.

Japan considers that this framework of PEMSEA has universal validity for promoting the marine environment. In future, PEMSEA's activities will grow to become an important

3. SDS-SEA の実施に向けた展望

以上のような基本認識に基づき、こうした PEMSEA のすぐれた基本理念や基本方針を体現した戦略文書である「SDS-SEA」については、各国政府をはじめとする関係者の幅広い協力により、その実施に向けた努力がなされていくべきものであると考えております。

その際には、まず、各国政府はもとより、地方公共団体、民間団体、有識者、研究機関、国際機関等の参画によるパートナーシップの体制を構築することが必要であると考えます。

また、その実施に当たりましては、アジア地域や各国といった様々なレベルにおいて、共通の行動指針を樹立し、それを各々の立場で着実に推進していくことや、行政的・技術的な知識・経験の交換や共有を円滑に行うための仕組みの整備が重要であると考えます。

なお、そうしたパートナーシップの構築に当たりましては、法的な拘束力を課する枠組みよりも、各主体がそれぞれの立場でできることを着実に進めていくという枠組みの方が、多様な主体の参画の輪を拡げ、前向きな行動意欲を喚起する上で、むしろ有効と考えられますので、PEMSEAの枠組は今後とも SDS-SEA のパートナーシップの「事実上の」実施メカニズムとして存続することが望ましいと考えます。

今回の PSC においては、今後の PEMSEA の活動の方針として、「SDS-SEA の実施のための行動プログラム」が提案されていますが、この提案には、東アジア海域におけるパートナーシップ協議会を設立するとともに、各国が海洋・沿岸域に関する国家政策及び 10 ヵ年行動計画を策定し、統合沿岸域管理(ICM)を推進していくこと、研究機関、大学、民間部門等の参加と連携を推進していくこと等の内容が盛り込まれております。わが国としては、上述のような考え方に照らし、この提案内容は基本的に評価できるものと考えており、その採択を支持する次第です。

4.今後の我が国の SDS-SEA の実施に関する活動について

次に、今後のわが国の SDS-SEA の実施に関する活動についてでありますが、我が国では、沿岸域の管理に関し、河川水質の保全、下水道の整備、船舶からの油流出事故に対する事前防止対策、応急対策及び事後対策、排水水質規制等の様々な取組が既に行われていますので、それらの取組全体のあり方を SDS-SEA の実施に一層貢献できる内容に整えていくことを基本にしていく所存です。

具体的に、まず、我が国の国内における統合沿岸域管理の推進についてでありますが、

foundation for international cooperation and collaboration in East Asian seas.

3. Views Regarding the Implementation of the SDS-SEA

On the basis of the understandings mentioned above, Japan thinks that various partners, including national governments, should make efforts to cooperate widely toward the implementation of the SDS-SEA, the strategic document that embodies the distinguished basic concept and policy of PEMSEA.

In this regard, it is necessary to develop partnerships, participated in by local governments, the private sector, experts, research institutes, international organizations, as well as national governments.

For its implementation, it is necessary to build shared guidelines at various levels, such as the Asian regional level, country level, and so on, to promote them steadily in their own positions, and to develop a mechanism in order to exchange and to share knowledge and experience on administration and technique.

Regarding development of the partnerships mentioned above, a framework in which each partner contributes steadily as its interests and capacities allow appears more effective than a legally-bound framework, since it encourages wider participation of various participants and strengthens willingness for positive activities. Hence, it is desirable to continue with the framework of PEMSEA as a 'de facto' implementing mechanism of the SDS-SEA partnership.

In this Programme Steering Committee (PSC) meeting, the Programme of Activities for the Implementation of the SDS-SEA is a plan of PEMSEA activities in the near future. This proposal includes tasks such as the establishment of an East Asian Seas Partnership Council, promotion of integrated coastal management (ICM) through formulation of national policies and development of a 10-year framework of country programmes, promotion of participation and collaboration of research institutions, universities, the private sector, and so on. Japan basically appreciates this proposal and supports its adoption.

4. Japan's future activities related to the implementation of the SDS-SEA

Regarding Japan's future activities related to the implementation of the SDS-SEA, in aiming at a greater contribution to the implementation of the SDS-SEA, Japan will make efforts on coastal management by the arrangement and reorganization of existing undertakings, such as

- management of river water quality
- development of the sewerage system
- prevention, emergency response and post-management of oil spill from marine vessels

わが国では 1998 年 3 月に「21 世紀の国土のグランドデザイン」を閣議決定し、海洋・沿岸域の適正な保全と多面的な利用に努めているところであり、今後の統合沿岸域管理の一層の推進方策は、わが国にとっても重要な課題となっておりますが、最近では、例えば「東京湾再生のための行動計画」や「大阪湾再生行動計画」のように、海洋・沿岸域環境の保全を図るために、沿岸域の開発、利用及び保全に関係する複数の機関等が連携して実施すべき計画を策定するなど、パートナーシップに基づく総合的な施策の例が見られるようになっています。我が国としては、こうした事例を含め、沿岸域における既存の様々な取組を総合的に把握し、海洋・沿岸域に関する行動計画を策定すること等により、その取組全体のあり方を環境に配慮しつつ持続的開発を基本とする海洋・沿岸域環境の管理を一層効果的に行いうるよう体系化していく努力を行っていきたいと考えております。

また、SDS-SEAの実施に関する東アジア諸国への貢献についてでありますが、わが 国が実施してきた東アジア諸国への協力実態の中には、

- ・ 下水道、港湾等の各種の ODA による協力
- ・ バラスト水問題に関する国際的議論への貢献
- ・ 油流出事故対策への協力(OSPAR 計画及びポスト OSPAR 計画、CMV プロジェクト、NOWPAP 地域油流出緊急時計画等)
- ・ 海生生物資源の持続的利用促進を行っている東南アジア漁業開発センター (SEAFDEC) による協力
- ・ 閉鎖性海域の環境保全に関する情報発信や調査研究を行っている EMECS センター を通じた協力

など、海洋・沿岸域の管理に関係するものが既に多く存在しております。我が国といたしましては、今後も、SDS-SEAの実施について、こうした東アジアの海洋・沿岸域の管理に関係する協力事項を抽出し、その発信を図っていくとともに、その実施に当たりまして、SDS-SEAの実施への貢献への一層の配慮を行って参りたいと考えております。

5.我が国が SDS-SEA の実施のために配分する資源

次に、SDS-SEA の実施のために配分する資源についてでありますが、先述のとおり、 我が国においては、沿岸域の管理に関して、既に着手されている取組の全体のあり方を SDS-SEA の実施に一層寄与しうる内容に整えていくことを重視していく所存であり、 SDS-SEA の実施のために配分する資源については、その量的拡大よりも、全体的な体系 としての質的側面に配慮していくことが基本となってこようかと考えております。 waste water quality control and so on.

Concretely speaking about ICM in Japan, our cabinet council adopted the "Grand Design for the 21st Century" in 1998. Based on this "Grand Design", Japan is making efforts for adequate conservation and multiple utilization of oceanic and coastal areas. Accordingly, further promotion of ICM is an important theme for Japan. Against this background, there have recently been examples of comprehensive undertakings based on partnerships through formulation of action programs in collaborations among authorities relevant to development, utilization and conservation of oceans and coastal areas in order to protect the environment of oceans and coastal areas; for example, the 'Action Plan for Tokyo Bay Renaissance' and 'Action Plan for Osaka Bay Renaissance'. Japan would like to systematize such undertakings in order to enable effective management of oceanic and coastal environments under the concept of 'sustainable development'. In this concept, we will make further efforts, strengthening our current activities, including the two cases mentioned above, formulation of an action plan for oceanic and coastal areas, and so on.

Moreover, concerning contributions to East Asian countries in the implementation of the SDS-SEA, we can find many examples relevant to oceanic and coastal management in the efforts Japan has made towards cooperation with East Asian countries. The government of Japan has undertaken activities such as:

- various cooperation using ODA in the areas of sewerage, ports, and seashore developments
- contribution to an international argument on the ballast water problem
- cooperation for actions combating oil spill accidents: for example, the OSPAR project, Post OSPAR, CMV project, NOWPAP Regional Oil Spill Contingency Plan, and so on
- cooperation in promoting sustainable use of marine living resources, through the Southeast Asian Fisheries Development Center (SEAFDEC)
- cooperation through EMECS Center, which performs transmission of information and surveillance studies on environmental conservation of enclosed sea areas

and other activities.

Japan would like to draw on these efforts relevant to oceanic and coastal management in the Seas of East Asia and provide information on these activities in the framework of PEMSEA. Through such activities, Japan would like to continue its contribution to the implementation of the SDS-SEA.

5. The resources that Japan will allocate for the implementation of the SDS-SEA

Concerning the resources that Japan will allocate for the implementation of the SDS-SEA, Japan will attach weight to the approach of reorganization of existing various undertakings for a greater contribution to the implementation of the SDS-SEA, as is mentioned above. In such context, Japan will lay stress on qualitative improvement of the arrangements of the allocated resources, rather than quantitative expansion of them.

また、PEMSEA に対する資金協力については、わが国は GEF に対して、1998 年 7 月 から 2002 年 6 月における全拠出額のうち、20%、4.13 億ドルを拠出しており、アメリカ に次いで世界で第二位の貢献を行ってきていますが、今後とも PEMSEA の活動に対する 資金協力は、こうした GEF への出資国としての枠組の中で行っていく所存です。

<u>6. おわりに</u>

最後に、今後、関係の皆様のご協力により、東アジア海域の海洋環境が適切に管理されることを祈念しまして、私の声明を終わらせていただきます。ご清聴有難うございました。

Moreover, regarding financial support to PEMSEA, Japan highly appreciates the role of the GEF and has donated 413 million dollars, 20% of the whole donation since July 1998 to June 2002. It is the second largest contribution after the United States. Japan has been supporting activities of PEMSEA through its donations to the GEF.

6. Conclusion

Finally, I would like to conclude my statement by expressing my sincerest hope that increasingly effective cooperation among all partners will result in the optimum management of the marine environment in the seas of East Asia.

Thank you for your kind attention.

シップ・アンド・オーシャン財団海洋政策研究所と PEMSEA

東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA: Regional Program on Building Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia)は、地球環境ファシリテイ(GEF)、国連開発計画(UNDP)、国際海事機関(IMO)の支援をうけた、東アジアの海洋環境管理協力の地域プログラムである。同プログラムは、1994年にスタートして現在第2期目の終盤を迎えている。

PEMSEA には、日本からマラッカ海峡までの東アジア 12 ヶ国が参加し、参加国で統合沿岸管理の実施、地域海での越境環境問題に対する国際共同取組みを促進するとともに、参加国の統合沿岸・海洋政策の立案能力の強化および国際条約の実施、持続可能な地域協力の強化促進を目指して活動している。活動のための正式メンバーは各国政府であるが、海洋環境の管理には、社会各方面の広汎な利害関係者の参加と協力が不可欠であることから、これら関係者とも連携した活動を展開している。SOF海洋政策研究所は、非政府部門のパートナーとして PEMSEA と全般的な事業協力を行ってきている。

東アジア海洋会議の共催

PEMSEA は、東アジア海域の持続可能な開発促進の一環として、2003 年 12 月 8 日から 12 日にマレーシアのプトラジャヤにおいて「東アジア海洋会議(The East Asian Seas Congress 2003)」を実施した。同会議は、「東アジア海の持続可能な開発に関する閣僚会議(The Ministerial Forum on the Sustainable Development of the Seas of East Asia)」と「東アジア海域の持続可能な開発に関する国際会議:地域協力及びパートナーシップの新時代に向けて(The International Conference on the Sustainable Development of the Seas of East Asia:Towards a New Era of Regional Collaboration and Partnerships)」の2つの主要会議および「統合沿岸管理地方政府地域ネットワーク(RNLG)フォーラム」などのサイドイベントを行った。

東アジア海洋会議 2003 には 27 カ国、24 国際機関・団体が参加し、一般参加者を加えて 450 人を超える参加者があった。初日にはフィデル・V・ラモス元フィリピン大統領の基調講演など 盛況のうちに始まり、最終日の閣僚級会合では「東アジア海域の持続可能な開発のための地域協力に関するプトラジャヤ宣言」を発表し、「東アジア海域の持続可能な開発戦略 (SDS-SEA)」を採択した。

SOF 海洋政策研究所は 2003 年 3 月に PEMSEA と全般的な協力協定を締結しており、東アジア海洋会議 2003 の開催についても、日本財団の助成を受けて、共催者として協力した。特に、「東アジア海域の持続可能な開発に関する国際会議」に重点を置き、同会議の「テーマ B: 持続可能な開発に不可欠な分野横断的取り組み」を PEMSEA 事務局とともに企画・開催した。同テーマ B のワークショップ IV 「国の沿岸・海洋政策と地域協力取り決め」では SOF 海洋政策研究所の 寺島所長が議長を務めるなど中心的な運営を行った。

東アジア海洋会議 (The East Asian Seas Congress 2003)

東アジア海の持続可能な開発に関する閣僚会議

「東アジア海域の持続可能な開発のための地域協力に関するプトラジャヤ宣言」「東アジア海域の持続可能な開発戦略 (SDS-SEA)」

採択

東アジア海域の持続可能な開発に関する国際会議

テーマ A 東アジア海域に関する主要な部門別関心への国際および国の取り組み

ワークショップ Ι 海上輸送

II 陸上起因の汚染

III 漁業と養殖業

IV 生物多様性

テーマ B 持続可能な開発に不可欠な分野横断的取り組み

ワークショップ Ι 地方の総合管理と連携

II 技術および専門知識

III 財源・投資および企業の責任

IV 国の沿岸・海洋政策と地域協力取り決め

SDS-SEA 採択の意義

東アジア海の持続可能な開発に関する閣僚会議で採択された「東アジア海域の持続可能な開発 戦略(SDS-SEA)」は、WSSD 実施計画の地域的な実施促進を視野に入れて東アジアの沿岸・海 洋に関する重大な懸案事項等に取り組むものであり、持続可能な開発のための WSSD の目標、統 合的な海洋・沿岸管理アプローチの実行、海洋・沿岸管理の問題と欠陥を解決するための行動計 画に関する地域、準地域、国、地方レベルの、また、政府間、行政組織間、部門間の協力基盤を 提供するものである。

また、SDS-SEA は、海洋および沿岸域の資源について持続可能な方法によって開発・管理するための戦略的手法を提供する。さらに、SDS-SEA は、より効率的に国際条約を実施する統合的な手法を採択することにより、資源の利用、能力開発における相乗作用および連携を強化し、政府間、国際機関、援助機関、金融機関、民間部門、NGO、科学者、学識者、地域社会およびその他の市民社会の構成員を含むあらゆる関係者を結集させ、社会的責任を貫徹させるとともに、持続可能な開発プログラムに積極的に貢献させることを目的としている。

同文書の採択により東アジア各国は、東アジア海域における WSSD の実施をはじめとする持続可能な開発の取り組みに大きな一歩を踏み出した。また、WSSD 実施計画は、各国に持続可能な開発の国家戦略の早期策定と 2005 年までの実施を求めており、その中に海洋関係の戦略を盛り

込んでいく必要がある。SDS-SEA の採択は、その点でも重要な意味を持っている。

SDS-SEA 実施に向けて

PEMSEA の第 2 期は 2006 年に終了予定であるが、PEMSEA 参加各国は東アジア海域における持続可能な開発を実現していくため、SDS-SEA の実施とそのための地域協力を促進していく意思を明らかにしている。また、プログラムを推進している GEF、UNDP、IMO も従来のPEMSEA の活動を高く評価し、その支援を継続する意向を示している。

PEMSEA の第 3 期として、2007 年以降に SDS-SEA の実施を軸とした活動を継続し発展させていくため、各国および協力機関の間で協議が現在進行中である。2004 年 10 月に中国のアモイで開かれた第 10 回 PEMSEA プログラム委員会(PSC)では、SDS-SEA の実施を長期的に担保していくための地域的メカニズムを 2006 年までに構築することが合意された。また第 10 回 PSCには、東チモール、ラオス、ミャンマーがオブザーバーとして参加しており、2007 年からの第 3 期の PEMSEA には正式参加の見込みである。

PEMSEA は 1994 年に GEF 資金を用いて東アジア域内の発展途上国の沿岸域管理および準閉鎖性海域の環境管理のプロジェクトを支援する目的でスタートしたが、開始後 10 年を経て、発展途上国向けの支援プロジェクトから脱皮して、東アジアの持続可能な開発を目的とする東アジア15 カ国の地域協力メカニズムへと進みつつある。

(本稿は、(財)シップ・アンド・オーシャン財団海洋政策研究所発行の「平成 15 年度 各国の海洋政策の調査研究報告書」および「Ship & Ocean Newsletter No.104」の記述をもとに加筆修正したものである。)

平成 16 年度 海洋政策と海洋の持続可能な開発に関する調査研究 東アジア海域の持続可能な開発戦略 - PEMSEA10 年の成果 -

平成17年3月発行

発行 財団法人シップ・アンド・オーシャン財団 海洋政策研究所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-15-16 海洋船舶ビル TEL 03-3502-1828 FAX 03-3502-2033 http://www.sof.or.jp E-mail:info@sof.or.jp

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

ISBN4-88404-148-8